

【保育課・幼保連携推進室関係】

1. 待機児童解消加速化プランの推進について

(1) 加速化プランの推進と更なる展開に向けて（関連資料1参照）

子育て中の世代の仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、潜在需要も含めた保護者のニーズに確実に対応した保育の受け皿を確保していくことが必要である。このため、待機児童の早期解消に向けて、平成25年4月、総理指示により策定した「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に基づき、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとしている。

加速化プランにおける平成25・26年度の2か年の取組に関しては、大都市でも積極的取組により待機児童ゼロを達成する自治体が現に増えているなど、各自治体における積極的な取組の結果、全国の保育拡大量は約19.1万人分（保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量は約20.1万人分）と見込まれており、ほぼ計画どおりに進捗していることが伺える。

しかしながら、平成26年4月時点において、待機児童は全国で21,371人おり、依然として2万人を超える児童が保育を利用したくても利用できない状況にある。

このため、今後、平成27～29年度の3か年を取組加速期間と位置づけ、潜在的なニーズも含め、保育ニーズに確実に対応できるよう、更に約21万人分の受け皿を確保していくこととし、平成27年度予算案では、平成26年度補正予算で計上した保育所等整備交付金や安心こども基金の残額の活用と合わせて約8万人分の受入児童数の拡大を図るために必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれでは、平成27年度予算案により創設することとしている「保育所等整備交付金」及び「保育対策総合支援事業費補助金」を積極的に活用し、市町村整備計画を前倒しして保育所等の設置を促進することで、待機児童解消に向けた取組をより一層加速させていただくようお願いする。

なお、平成27年度当初に加速化プランの参加自治体の募集を行う予定としているので、平成25・26年度における取組状況、上記の国の予算措置、平成27年4月の入所決定状況等を踏まえ、待機児童解消加速化計画における保育拡大量の上積みについて積極的にご検討いただき、各自治体の補正予算への追加計上も含め、できる限り早期の対応をお願いする。

また、平成27年度の待機児童解消加速化計画の策定に当たっては、平成26年4月1日現在で待機児童が100人以上いる市区町村等を対象に、

個別に意見交換する機会を設けたいと考えているので、併せてご了知いただきたい。

(2) 保育所等整備交付金の創設について

保育所等の施設整備については、これまでの安心こども基金（保育所緊急整備事業、認定こども園整備事業）を活用して設置促進してきたところであるが、平成27年度より、児童福祉法第56条の4の3の規定に基づき、市町村が策定する保育所等の整備計画に基づく事業の実施に必要な経費の一部を交付金として交付することとし、「保育所等整備交付金」を創設する。（平成27年度予算案額：554億円）

本交付金は、市町村が策定する保育所等の整備計画の範囲内において、市町村の裁量で柔軟な執行を可能とするものであり、市町村域内における効率的・効果的な保育所等整備を推進することとしている。

本交付金に係る平成27年度の主な内容は次のとおり。

- ① 加速化プランに基づく待機児童解消に向けた自治体の取組を強力に支援するため、加速化プランに参加する市町村の整備計画に対して、交付金の国庫補助割合を1／2から2／3に嵩上げして交付する。

（注1）財政力指数が1.0以上かつ保育拡大量が90人未満等の要件を満たす市町村の整備計画に対しては、国庫補助割合の嵩上げは行わない。

（注2）定員増を伴わない改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備に係る整備計画に対しては、国庫補助割合の嵩上げは行わない。（従前どおり）

- ② 資材費及び労務費の動向を反映し、交付基準額を3.7%引き上げる。
- ③ 既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合には、交付対象とする。

加速化プランに掲げる支援策の中でも、保育所等の整備は基幹的な取組であることから、各自治体におかれでは、本交付金の積極的な活用により、保育所等の設置を促進されたい。

なお、本交付金に係る予算執行事務（交付決定・確定・財産処分の承認等）については、地方厚生局に委任することとしているが、円滑な予算執行の観点から、各都道府県に対しても、管内市町村分の交付申請書の受理・審査、実績報告書の受理・審査等に係る事務を委任することとしているので、御協力方お願いする。

（3）保育対策総合支援事業費補助金の創設について

加速化プランに基づく小規模保育等の改修等や本年1月に公表した「保育士確保プラン」に掲げる保育士確保対策等の実施に必要な経費の一部を補助するための統合補助金として、「保育対策総合支援事業費補助金」を創設する。（平成27年度予算案額：285億円）

また、小規模保育等の改修費等に係る補助については、加速化プランに基づく待機児童解消に向けた自治体の取組を強力に支援するため、加速化プランに参加する市町村に対して、補助金の国庫補助率を1／2から2／3に嵩上げして補助することとしている。

（注）財政力指数が1.0以上かつ保育拡大量が90人未満等の要件を満たす市町村に対しては、国庫補助率の嵩上げは行わない。

保育所等整備交付金と同様、待機児童の早期解消の観点から、本補助金の積極的な活用により、小規模保育等の設置を促進されたい。

なお、平成26年度末時点で安心こども基金に活用可能な財源がある都道府県におかれでは、平成27年度末までの間、保育所等の施設整備、小規模保育等の改修に充てることも可能とするが、この場合であっても、当初予算（保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金）と基金の計画的な活用を図られるようご留意願いたい。

なお、本補助金の円滑な予算執行の観点から、各都道府県に対して、管内市町村分の交付申請書の受理・審査、実績報告書の受理・審査等に係る事務を委任することとしているので、御協力方お願いする。

2. 保育士確保プランについて（関連資料2参照）

平成27年1月、加速化プランの確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度における地方公共団体の計画を踏まえた、国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力にすすめるための保育士確保プランを策定した。

この保育士確保プランでは、保育士試験の年2回実施の推進や待遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施し、施策に関する普及啓発を積極的に行うなど、更なる推進を図ることとしている。都道府県においては、保育士確保プランに掲げる施策等を積極的に活用するなど、保育士確保の推進にご尽力いただきたい。

また、保育士の確保に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における取組も重要であることから、管内市町村への保育士確保プランの周知等についても御配意願いたい。

（1）必要になる保育士数について

加速化プランにおける40万人の保育の量の拡大に伴い、必要となる保育士の確保を図るための取組を推進し、平成29年度末までに、国全体として「46.3万人」の保育士を確保することを目標とする。なお、この

「46.3万人」から、平成25年度の保育所勤務保育士数37.8万人及び平成29年度末までの自然増分2万人を差し引く等により算出した、新たに必要となる「6.9万人」の保育士を保育士確保プランにより確保する。

これは、子ども・子育て支援新制度において市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」における必要となる保育サービス量の見込みに加え、地域の実情や子ども・子育て支援新制度施行後における更なる保育の質の向上のための取組等を踏まえ、国全体で新たに確保が必要となる保育士の数を推計したものである。

（2）必要になる保育士を確保するための新たな取組について

国全体で新たに必要となる保育士を確保するため、保育士確保プランにおいて以下の新たな施策を講じることとしているので、これらの施策を活用し、保育士確保に努めていただきたい。

【保育士確保プランにおける新たな取組】

- ・保育士試験の年2回実施の推進
- ・保育士に対する待遇改善の実施
- ・指定保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進支援

- ・保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用支援
- ・保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

(3) 従来の保育士確保施策の更なる推進について

加速化プランによる施策メニューは、地方公共団体による選択により取組が進んでいるが、既に取り組んでいる地方公共団体において施策の効果が出ていることも踏まえ、都道府県におかれでは、施策メニューを積極的に活用していただきたい。

(4) 処遇改善について

保育士に対する処遇改善は、子ども・子育て支援新制度の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じて加算額が増加する処遇改善等加算を設け、+3%の給与改善を図ることとしている。

また、平成26年度人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に対応して、平成26年度の保育所運営費を増額改定するとともに、この改定内容を平成27年度の公定価格にも引き継ぐこととしている。都道府県におかれでは、本年度に増額となる人件費については、確実に保育士等の職員の給与に反映されるよう、市町村をはじめ関係者への要請等に努めていただきたい。

(5) 保育士試験の年2回実施の推進について

保育士確保プランの新たな取組の一つとして掲げている「保育士試験の年2回実施の推進」に当たり、まずは平成27年度において、今通常国会に提出予定の国家戦略特区法等改正法案に盛り込まれている「地域限定保育士」の試験について、法案成立後、国家戦略特区があり、かつ、当該試験の実施を希望する自治体において本年10月に実施に向け調整を進めている。

また、平成28年度からは、毎年8月に実施している通常の保育士試験について、その実施時期を春頃に前倒しするとともに、地域限定保育士試験のほか、通常の保育士試験の年2回実施の推進を図り、これらの試験を10月に実施する方向で検討している。

具体的に整理ができ次第、改めて通知することとしているので、各都道府県におかれでは、市町村をはじめ関係者へ周知等を図っていただくとともに、保育士試験の年2回実施に向け、検討をお願いする。

3. 保育士就職促進対策集中取組月間について (関連資料3参照)

平成29年度末までの待機児童解消を目指し、加速化プランによる保育の量の拡大を図るとともに、この確実な実施に向けて、本年1月に保育士確保プランを策定し、保育を支える保育士確保のための様々な取組を進めることとしている。

一方、加速化プランにより平成25年度は約7万人分の保育の受け皿を確保したが、平成26年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれており、また、保育士の有効求人倍率は、全国平均で2.06倍（平成26年12月時点）となっており、特に東京都においては5倍を超すなど、保育士確保が急務となっている。

このため、本年3月を「保育士就職促進対策集中取組月間」と位置付け、有効求人倍率が特に高い東京都、埼玉県、神奈川県、大阪府を集中取組地域と位置付け、保育士資格をお持ちであって、現在、保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士等の掘り起こし及び就職あっせんを強化し、潜在保育士等の就職促進を図ることとした。

については、この集中取組月間の取組の一つとして「保育士資格をお持ちの方へ」リーフレットを作成したので、当該リーフレットを活用して、様々な場所や機会等を捉え、潜在保育士等に対し、保育士・保育所支援センター・ハローワークへの求職申込を積極的に呼びかけていただきたい。

また、保育士の確保が困難な状況にある保育所等について、当該保育所等を都道府県で把握している場合は、速やかに保育士・保育所支援センター・ハローワークへ情報提供を行っていただくとともに、管内保育所等に対し、保育士の確保が困難な状況にある場合には、保育士・保育所支援センター・ハローワークへ求人登録を行うよう、働きかけを行っていただきたい。

この集中取組月間においては、集中取組地域の4都府県に限らず、全国的に保育士確保が急務である状況等を踏まえ、集中取組地域以外の自治体におかれても同様に、積極的に取り組んでいただくとともに、保育士・保育所支援センター・ハローワークをはじめ、関係機関と連携を図りながら取り組んでいただきたい。

4. 保育所の耐震化の推進について（関連資料4参照）

（1）耐震化の状況

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要である。全国的な取組状況をみると、平成25年10月1日現在の保育所の耐震化率は、79.4%となっており、引き続き耐震化の促進が必要な状況である。

耐震化状況の詳細をみると、各自治体における取組により、全ての施設で耐震化が実施されている自治体から、耐震化率が50%程度に留まっている自治体までと大きな差が生じており、設置主体別にみても、公立保育所の耐震化率は77.1%、私立保育所の耐震化率は81.0%と差が生じている。こうした状況を踏まえ、各都道府県においては、管内市町村に対して（2）に掲げる情報を提供していただき、公私立ともに保育所の耐震化の促進に努められたい。

（2）耐震化工事について

①耐震化のための整備について

耐震化工事を含む私立保育所の施設整備については、平成27年度より創設する保育所等整備交付金により、財政支援することとしている。保育所等整備交付金における耐震化工事については、大規模修繕等の整備区分を適用し、公的機関の見積りと民間工事請負業者2社の見積りを比較して低い方の価格を交付基準額としていることで、資材・労務単価の動向を適切に反映することとしているので、早期の耐震化に努めていただきたい。

また、公立保育所の施設整備については、平成18年度に税源移譲と合わせて一般財源化されているので、各地方自治体において積極的な対応をお願いしているところであるが、総務省の緊急防災・減災事業費の対象に「災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化」が盛り込まれており、地方単独事業として行う公立保育所の耐震化工事について、緊急防災・減災事業の対象としている。これにより、緊急防災・減災事業債を事業費の100%に充当可能とし、元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入することとしているので、合わせてご活用いただきたい。なお、当該措置は平成28年度までとされているので、耐震化に向け早期の取組をお願いする。

②耐震化診断について

耐震診断が必要な昭和56年以前の保育所について、耐震診断の実施率は63.4%となっているが、実施状況の詳細をみると、診断が完了している自治体からほぼ未実施の自治体まで、自治体において顕著な差が見られる。

耐震化の促進に向けては、何より耐震診断を行うことが重要であるため、耐震診断実施率の低い自治体におかれては、まずは耐震診断の早期実施に努めていただきたい。

保育所の耐震診断に要する費用については、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」により国庫補助を受給することが可能であるが、三位一体の改革により一般財源化された公立保育所の耐震診断については、次のいずれかの要件をみたす場合に限り、平成27年度以降も交付対象とすることとされているので、今後、公立保育所の耐震診断を予定している自治体におかれては、建築関係部局と連携の上、迅速かつ積極的な対応をお願いする。

ア 社会資本整備総合交付金交付要綱の改正施行（平成27年4月1日）の際、現に国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

イ 社会資本整備総合交付金交付要綱の改正施行（平成27年4月1日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる事業においては、平成28年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

5. 地域子ども・子育て支援事業について（保育関係） (関連資料5～9参照)

延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業については、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられるとともに、各市町村の事業計画に基づく取り組みを支援することとしている。各市町村におかれては、地域のニーズに応じて積極的な実施をお願いする。

(1) 延長保育事業について（関連資料5参照）

子ども・子育て支援新制度施行に伴い、フルタイムの就労を想定した「保育標準時間」(11時間までの利用が可)、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」(8時間までの利用が可)の2区分が設定されることとなり、これまでの11時間を超えて保育を行う延長保育に加え、8時間を超えて利用する保育短時間認定児に対しても、新たに補助を行うこととしている。

また、居宅訪問型保育事業を利用する児童への延長保育や、保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合へ対応するため、新たに「訪問型」を創設し支援の充実を図ることとしたので、引き続き延長保育事業の推進をお願いする。

(2) 病児保育事業について

①質の改善等について（関連資料6参照）

病児保育事業(病児対応型・病後児対応型)については、児童が病気にかかった場合に必要となるものであるため、利用児童の変動が大きいという特性があることから、安定的な運営を確保することが課題となっている。

平成27年度予算案においては、消費税増税分による財源を活用した質の改善項目の一つとして、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価する基本分補助単価の改善や、体調不良児対応型の実施について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施出来るよう改善し、事業の普及を図ることとしているので、地域のニーズに応じて積極的な取り組みをお願いする。

なお、体調不良児対応型の実施場所について、医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所においても実施できることとしたので、併せて事業の積極的な取り組みをお願いする。

②研修について（関連資料6参照）

病児保育事業に従事する保育士には、通常の保育に加え、小児の感染症や病態に関する知識が、また看護師等には医療機関での看護とは異なる小児の発達心理等を踏まえた専門性が求められる。平成27年度予算案においては、病児保育事業に従事する者の資質向上を図るため、病児・病後児保育研修事業を創設したところ。

また、訪問型は、病児、病後児が対象であることに加え当該児童の居宅において保育を行うため、高い専門性が必要であることから、従事者の研修内容を見直し、病児・病後児保育（訪問型）研修事業を創設したので、これらの事業を活用して適切に研修を実施し、従事者の資質の向上に努めていただきたい。

③病児保育事業実施にあたっての留意点について

病児保育事業の実施にあたっては、市町村長が地方医師会に対し本事業の協力要請を行うとともに、実施施設に対し医療機関との連携体制を十分に整えるよう指導することとしている。

医療機関との連携は、緊急時における児童の安全確保の為に不可欠であるため、各都道府県においては、事業実施施設が医療機関と連携体制が確保されていることを確認のうえ事業を実施頂くよう、管内市町村等に対して改めて周知願いたい。

（3）一時預かり事業について（関連資料7参照）

一時預かり事業については、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、一般型、余裕活用型に加え、新たに、

- ① 幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施する「幼稚園型」を創設
- ② 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった障害児、母子家庭等、過疎地域に居住する乳幼児へ対応する体制の充実を図るため「居宅訪問型」を創設

することとしたので、地域のニーズに応じて積極的な取り組みをお願いする。

また、一般型の実施にあたっては幼稚園での実施も可能であるため、地域における非在園児の利用ニーズに応じて、幼稚園においても積極的に活用いただきたい。

なお、地域密着Ⅱ型については、当分の間従前の要件において実施することができることから、引き続き積極的な取り組みをお願いする。

(4) 延長保育事業等の適正化について

平成26年度に会計検査院が実施した実地検査において、延長保育促進事業に係る執行について、実支出額の確認が十分でなかつたり、利用料収入を控除実支出額から控除していないことから、実支出額を過大に計上していたこと等による国庫補助金の過大交付の指摘を受けた事例が多數見られたので、各都道府県等においては、適正な補助金執行事務の実施についてご留意いただくとともに、管内市町村等に対して改めて周知願いたい。

なお、平成27年度以降、延長保育促進事業は、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、地域・子ども子育て支援事業として実施することとなるが、引き続き適正な執行事務が図られるようお願いする。

(5) 多様な事業者の参入促進・能力活用を図るための取組について

地域住民の保育ニーズに沿った多様な保育の提供を進めるため、新規事業者に対する相談・助言、連携施設のあっせん等を行う「新規参入施設への巡回支援事業」については、平成27年度以降は、地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施することとしているので、公立保育所の保育士や保育士OBなどの経験者を積極的に活用いただき、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保に努められたい。

また、平成27年度より、子ども一人一人の状況に応じた良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保するため、認定こども園（幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、地方裁量型認定こども園など）において、健康面や発達面で特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するための職員加配に必要な経費の一部を補助する事業を実施することとしているので、併せてご連絡する。

6. 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針について (関連資料10参照)

本年1月30日に「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、児童福祉法等に基づく義務付け・枠付け等の見直し方針が決定されたところであるが、このうち、保育所型認定こども園の有効期間の廃止については、今通常国会に法案を提出することとしており、法案が成立すれば、公布日に施行される予定である。

また、その他の事項については、平成27年4月1日からの施行を目指して、現在、政省令の改正作業を行っているところであるので、ご承知おきいただきたい。

7. 子どもの預かりサービスの安全確保について (関連資料11参照)

昨年3月に発生したベビーシッターを名乗る男の自宅から男児が遺体で発見されるという大変痛ましい事件を受け、有識者による専門委員会を設置し、御議論いただいた。昨年11月に行われた下記の議論の取りまとめを踏まえ、現在、児童福祉法施行規則等の改正を行っているところであり、平成28年4月1日までの間に施行することを予定している。

(1) 届出制等の対象範囲の在り方について

親しい知人の子どもなどの一部例外を除き、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設（訪問型の事業を含む。）に対して都道府県等への届出義務を課すこととした。（平成28年4月1日予定）

なお、平成27年度より、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の訪問型の事業者についても新たに都道府県等への届出対象となるが、平成28年3月31日までの間、都道府県等が必要と認める場合にあっては、1日に保育する乳幼児について都道府県等が定める数以下の事業者を届出対象外とすることができますようにしていることから、この取扱いについて御配慮いただくとともに、対象となる事業者に対し周知願いたい。

(2) 指導監督指針及び指導監督基準の在り方等について

1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設（訪問型の事業を含む。）に対する届出制については平成28年4月1日施行を予定しているが、平成27年度より、すべての訪問型の事業について指導監督の対象となる。そのため、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設及び訪問型の事業に対して研修の受講を促すこと等について、基準に追加する。

なお、認可外の保育施設及び訪問型の事業の従事者に対する研修については、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金により研修実施に要する経費を補助することとしているため、積極的に活用いただきとともに、対象となる施設・事業者に対し周知願いたい。

(3) マッチングサイトへの対応の在り方について

厚生労働省において、マッチングサイト運営者に遵守を求めるガイドラインを作成する。また、平成27年度より、マッチングサイト運営者のガイドライン遵守状況について、厚生労働省の委託事業により定期的に調査等を実施することとしている。

(4) 情報提供等の在り方について

利用できる地域の子育て支援サービスについての情報提供が保護者へ的確に伝わっていないことが課題であることから、各自治体において子育て支援サービスを容易に検索することができるようになると必要であり、厚生労働省においても各都道府県のＨＰとリンクを貼っていることから、御協力をお願いする。

8. 保育所等利用待機児童数調査について

(関連資料12参照)

4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、認定こども園も含めた新たな共通の給付が創設されることや、保育の必要性の認定に係る事由について求職活動が明確に位置付けられることなどを踏まえ、待機児童の定義を見直したところ。平成27年度以降においても、引き続き保育所等利用待機児童数調査への御協力をお願いする。

9. 保育所等における安全管理及び事故防止について (関連資料13、14参照)

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については、従来より御尽力頂いているところであるが、尊い命が失われる事故が発生しており、平成26年1月から12月までに報告のあった死亡事故は、認可保育所で5件、認可外保育施設で12件となっている。

現在、内閣府、文部科学省、厚生労働省により「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を設置し、

- ・重大事故の情報の集約のあり方
- ・集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
- ・事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

について検討を行っている。昨年11月に報告の対象となる施設・事業の範囲、報告の対象となる重大事故の範囲、報告様式、消費者庁への通知も含めた報告期限等について中間取りまとめを行い、それを踏まえ2月16日付で通知を発出していることから、管内市町村及び施設・事業者に対する周知をお願いする。また、事故の発生防止（予防）のためのガイドラインや事故の再発防止のための事後的な検証のあり方、事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方については引き続き検討を行っているところであるが、各自治体においても事故防止に対する取り組みをお願いする。

（参考）平成26年までに報告された保育所・認可外保育施設における死亡事故報告件数

	認可保育所	認可外保育施設	合計
H16	7件	7件	14件
H17	3件	11件	14件
H18	5件	8件	13件
H19	3件	12件	15件
H20	4件	7件	11件
H21	6件	6件	12件
H22	5件	8件	13件
H23	2件	12件	14件
H24	6件	12件	18件
H25	4件	15件	19件
H26	5件	12件	17件
合計	50件	110件	160件

10. 税制改正について（関連資料15参照）

「平成26年度税制改正の大綱」（平成25年12月24日閣議決定）において、認定こども園や小規模保育事業等に対する税制上の措置が講じられたところであるが、平成27年1月14日に「平成27年度税制改正の大綱」が閣議決定され、この中で、

- ・ 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業について、事業所税を非課税とするほか、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする（利用定員6人以上の事業所内保育事業の用に供する固定資産等については非課税とする）こと
- ・ 保育所、認定こども園等の事業を行う社会福祉法人等に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリックサポートテスト要件のうち寄附者100人以上の要件を緩和し、法人が設置するこれらの施設の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、これを最低10人（定員を5,000で除した数に100を乗じた数）以上、かつ、年平均の寄附金総額が30万円以上であること

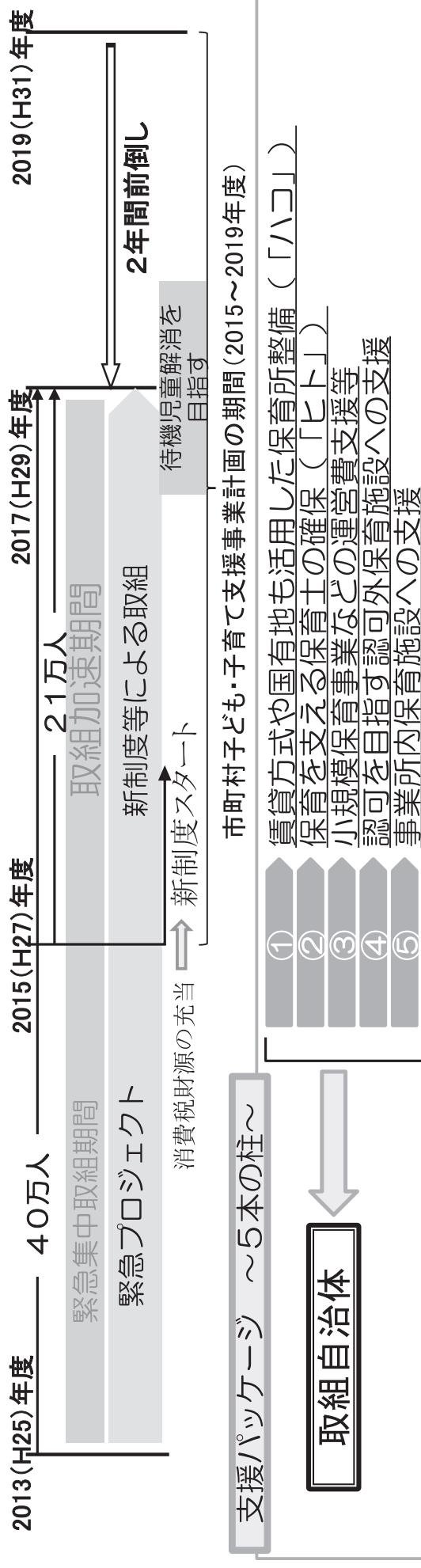
とする等の税制上の措置が講じられることが盛り込まれている。

のことについて、引き続き、管内市町村等に対する周知に御協力お願いする。

[関連資料：保育課・幼保連携推進室]

待機児童解消加速化プランについて

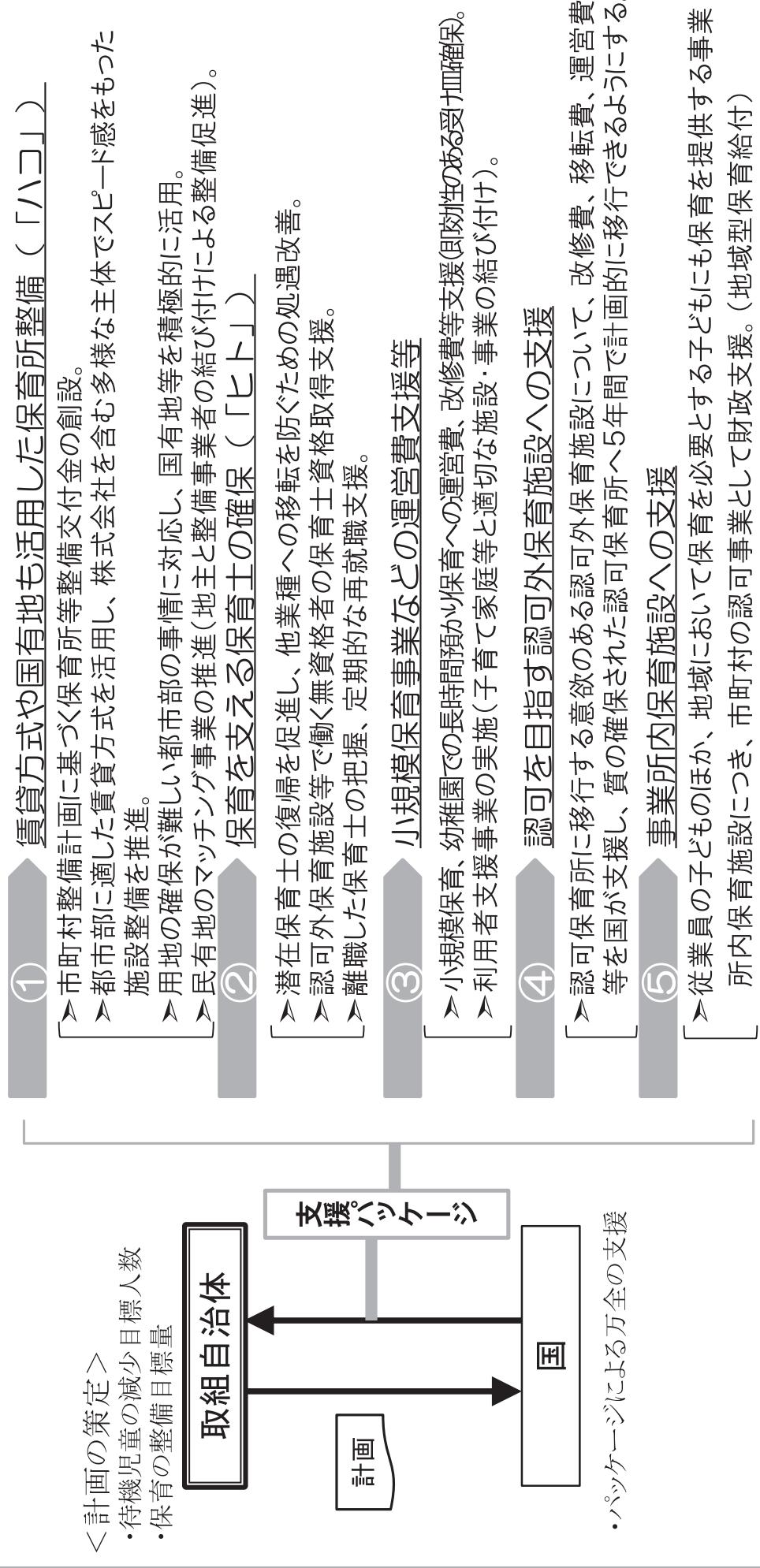
- ◇ 仕事と家庭を両立しやすい環境整備と女性の活躍を推進していく中で、待機児童解消は最重要課題。
- ◇ 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）はほぼ達成する見込み。※保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量は約20.1万人。
- ◇ 依然として2万人を超える児童・保護者が保育を利用できない状況。一方で、大都市でも積極的取組の強化により、待機児童ゼロを達成する自治体が現に増えている。
※待機児童数：21,371人（26年4月1日現在）
- ◇ 平成27年度からの3か年（取組加速期間）で、約21万人分の保育の受け皿を確保することで、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指す。
- ◇ 平成27年度は、今後3か年で確保する約21万人のうち約8万人分と前倒しして枠を確保していること、加速化プラン期間中に補助率の嵩上げを行っていることでも踏まえ、自治体においては、市町村整備計画を前倒して、積極的に保育所等を整備することをお願いしたい。政府としても最大限の支援を継続していく。



コンセプト

- 意欲のある地方自治体を支援(市町村の手上げ方式)
- 緊急プロジェクト期間内にできる限りの保育の量拡大を図り、取組加速期間の終了までに待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～



待機児童解消関連予算（平成27年度予算案）

(注)金額は国費ベース

○ 27当初予算分(内閣府計上予算を含む):7,023億円 (下線部分の合計)

- 加速化プラン事業について、平成27年度においては、以下の考え方で予算を確保。
 - ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設型給付・地域型保育給付・地域子ども・子育て支援事業(延長保育・病児保育等)の量拡大分・質改善分については、消費税増収分により確保。【太線内】
 - ・施設整備費や保育士確保対策など保育の基盤整備を行う事業は、一般財源により確保。(保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金)

子ども・子育て支援新制度関連(内閣府予算計上)【27当初6,132億円】

◆施設型給付(旧:保育所運営費) 【27当初:5,401億円】

従来分(25年度までの措置分)

消費税増収分による確保

<26・27量拡大分、質改善分>

◆地域型保育給付 【27当初:350億円】

<小規模保育、家庭的保育等>

◆地域子ども・子育て支援事業 【27当初:221億円】

<延長保育、病児保育、利用者支援>

◆子どものための教育・保育給付費補助金 【27当初:160億】

<認可化移行運営費支援、幼稚園長時間預かり保育>

保育所等整備交付金 【27当初:554億円】

◆保育所等の整備支援 「ハコ」

<保育所等整備費(約15万人分)>
(※)プランに参加する場合は、財政力のある団体も含め補助率嵩上げ
保育所(※)、認定こども園

保育対策総合支援事業費補助金 【27当初:285億円】

◆小規模保育等の改修費支援

<改修費等支援(約3万人分)>
(※)プランに参加する場合は、財政力のある団体も含め補助率嵩上げ
賃貸物件による保育所整備(※)、小規模保育(※)、幼稚園長時間預かり保育
(※)、家庭的保育(※)、認可外保育施設認可化(※)

◆事業所内保育施設への支援を実施 【労働保険特会:51億円】

(参考)認定こども園の幼稚園・幼稚園機能部分の整備費等については、別途、文科省にて
施設整備の予算を確保。(118億円)

◆保育を支える保育土確保 【ヒト】

<保育土確保>
保育士・保育所支援センター(機能強化)、職員用宿舎借り上げ支援
保育体制の強化、保育土養成施設における新卒者への就職促進支援
<資格取得と継続雇用への支援>
認可外保育施設従事者の資格取得支援、修学資金貸付
保育士試験追加実施支援、保育士試験による資格取得支援 等

待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて

～5本の柱～

1. 貸賃方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

- * の事業は、プランに参加する場合、補助率嵩上げを暫定的に実施
- * ○保育所等整備交付金(保育所、認定こども園)
- * ○賃貸物件の活用による保育所改修等支援事業
- * ○小規模保育改修等支援事業
- * ○幼稚園長時間預かり保育改修等支援事業
- * ○家庭的保育改修等支援事業
- 民有地マッチング事業

2. 保育を支える保育士の確保【ヒト】

[保育士確保対策]

- 「保育士・保育所支援センター」の設置・運営
- 職員用宿舎借り上げ支援
- 多様な人材を保育周辺業務に活用する保育体制の強化
- 保育士養成施設における新卒者への就職促進支援
- 保育士の資格取得と継続雇用の支援
- 認可外保育施設の保育従事者への保育士資格取得支援
- 幼稚園教諭免許状を有する者への保育士資格取得支援
- 保育所等従事者への保育士資格取得支援
- 保育教諭確保のための保育士資格取得支援
- 修学資金貸付
- 保育士試験追加実施のための支援
- 保育士試験による資格取得支援
- 保育士の質の向上と保育人材確保のための研修
- 新規卒業者の確保、保育士の就業継続支援
- 新規卒業者の質の向上のための研修事業
- 保育所保育士研修事業
- 保育士の待遇改善(+3%)

3. 小規模保育事業などの運営費支援

- [運営費支援]
 - 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)
 - 家庭的保育事業
 - 新 ○居宅訪問型保育事業
 - 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
- [利用者支援]
 - 利用者支援事業

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

[改修費等支援]

- * の事業は、プランに参加する場合、補助率嵩上げを暫定的に実施
- * ○認可化移行改修費等支援事業

5. 事業所内保育施設への支援

- [運営費支援]
 - 認可化移行運営費支援事業
- [移行費支援]
 - 認可化移行調査費等支援事業(可能性調査)
 - 認可化移行移転費等支援事業(移転費、仮設費等)
 - 認可外保育施設の保育従事者への保育士資格取得支援【再掲】

5. 事業所内保育施設への支援

- * ○事業所内保育事業(従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所内保育施設を市町村の認可事業として財政支援)

(注) 新 の事業は、平成27年度予算案で創設した事業。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果（平成26年9月12日公表） ～約19.1万人の保育の受け皿拡大を予定～

- ◇ 平成26年5月30日までに加速化プランの実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」の提出が、あつた454市区町村の取組みについて採択を行うとともに、加速化プランに不参加の自治体から提出のあつた「保育拡大計画」の内容も含め、その実施状況について集計。
- ◇ 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）は、ほぼ達成する見込み。
- ◇ 加速化プランへの参加は随時受け付けており、今後も、各自治体における待機児童対策の進展等に応じて、フォローアップを継続していく。

【集計結果（平成26年5月30日時点）】

- 加速化プラン参加自治体数 454市区町村 [351市区町村]
 - 指定都市 20市（全ての指定都市） [20市]
 - 特別区 23区（全ての特別区） [23区]
 - 市町村 411市町村 [308市町村]

[]内の市区町村数は、平成25年8月公表時点の参加自治体数

- 保育拡大量（平成25・26年度） 約19.1万人 [約20.1万人]
 - 参加自治体 約16.1万人 [約16.2万人]
 - 不参加自治体 約 3.0万人 [約 4.0万人]

[]内の人数は、保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成25・26年度 保育拡大量
72,430人	118,803人	191,233人

* 平成26年度保育拡大量は、平成26年5月30日時点で把握した各市区町村における26年度末の実績見込み

「待機児童解消加速化プラン」集計結果（平成26年9月12日公表）

～約1万人の保育の受け皿拡大を予定～

主要事業の実施状況

〔賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（ハコ）〕

- (1) 保育所緊急整備事業 333市区町村 (226)
- (2) 賃貸物件による保育所整備事業 96市区町村 (62)
- (3) 小規模保育設置促進事業 84市区町村 (-)
- (4) 幼稚園長時間預かり保育改修事業 43市区町村 (20)
- (5) 家庭的保育改修等事業 40市区町村 (49)
- (6) 民有地マッチング事業 10市区町村 (15)
- (7) 国有地、公有地の活用 28市区町村 (30)

〔保育の量拡大を支える保育士確保（ヒト）〕

- (8) 職員用宿舎借り上げ 10市区町村 (0)
- (9) 保育体制強化事業 43市区町村 (-)
- (10) 保育士等待遇改善臨時特例事業 413市区町村 (244)

〔小規模保育など新制度の先取り〕

- (11) 小規模保育運営支援事業 99市区町村 (-)
- (12) グループ型小規模保育事業 29市区町村 (29)

〔認可を目指す認可外保育施設への支援〕

- (13) 幼稚園長時間預かり保育支援事業 91市区町村 (56)
 - (14) 利用者支援事業 78市区町村 (-)
 - (15) 認可化移行改修費等支援事業 45市区町村 (-)
 - (16) 認可外保育施設運営支援事業 111市区町村 (73)
 - (17) 認可化移行総合支援事業
 - ・認可化移行可能性調査支援事業 41市区町村 (49)
 - ・認可化移行助言指導支援事業 22市区町村 (-)
 - ・認可化移行移転費等支援事業 23市区町村 (-)
 - (18) 地域型保育・子育て支援モデル事業 3市区町村 (3)
 - (19) 広域的保育所利用事業 6市区町村 (-)
- * () 内の市区町村数は、25年8月公表時点の参加自治体数

保育士確保プラン

平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育士数 6.9万人

子ども・子育て支援新制度における市町村計画のサービス量の見込みを踏まえ、地域の実情や子ども・子育て支援新制度施行後にかかる更なる保育の質の拡充のための取組等を基に、国全体で新たに確保が必要となる保育士の数を推計。



「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、国において保育士確保のための様々な方策を図るとともに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。

▶ 平成29年度末までに必要となる保育士の確保を目指す。

▶ 平成30年度以降も保育士が充足されるよう、継続的に保育士確保に取り組む。

☆保育士試験の年2回実施の推進【人材育成】

☆保育士に対する処遇改善の実施【就業継続支援、働く職場の環境改善】
☆保育士養成施設で実施する学生に対する就職促進を支援【人材育成】

☆保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援【人材育成】

☆保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化【再就職支援】

☆福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討【人材育成】

☆保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

4本の柱

I 人材育成

- ・保育士資格を取得しやすくするためにの取組の実施
- ・保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
- ・国家資格としての保育士の専門性の向上

II 就業継続支援

- ・離職防止のための研修支援
- ・就業継続を図るために各種助成金の活用促進

III 再就職支援

- ・保育士・保育所支援センターの積極的な活用
- ・保育士マッチング強化プロジェクト

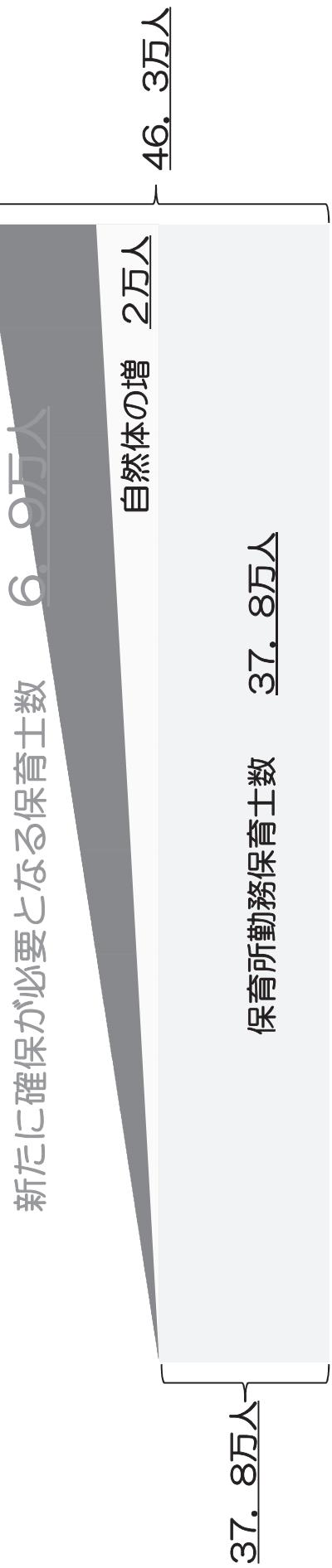
IV 働く職場の環境改善

- ・処遇改善
- ・雇用管理改善を図るためにの取組の実施
- ・保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

保育士確保プランによる保育士確保のための取組

【平成25年度】



保育士確保プランによる保育士確保に向けた流れ

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
--------	--------	--------	--------	--------

加速化プランに基づく保育士確保施策

- 幼稚園教諭の特例制度の活用や保育士資格取得支援、修学資金貸付等により、新たな保育人材を輩出
- 処遇改善をはじめ、保育事業者への研修、保育所の雇用管理改善など、離職防止施策を推進
- 保育士・保育所支援センターによる就職支援や、ハローワークにおけるマッチング強化プロジェクトの実施など、潜在保育士の掘り起こしを強化
- ※保育士資格取得支援等は、26、27年度以降順次施策効果が実現

+

保育士確保プランによる新たな取組

- 保育士試験の年2回実施の推進
- 保育士に対する処遇改善の実施
- 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職助成の支援
- 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援
- 保育士・保育所支援センターにおける離職支援保育士に対する再就職支援の強化

+

「保育士確保対策検討会」での更なる取組の検討

- 保育従事者のキャリアアップのための仕組みの検討
- 保育士養成課程及び保育士試験科目の一部^{既存}の検討
- 潜在保育士の掘り起こしのための方策の検討

必要な保育士
6.9万人の確保へ

保育士確保プランにおける保育士確保施策について

- 保育士試験の年2回実施の推進【人材育成】
- 保育士に対する処遇改善の実施【就業継続支援、働く職場の環境改善】
- 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援【人材育成】
- 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援【人材育成】
- 保育士・保育所支援センターにおける離職/保育士に対する再就職支援の強化【再就職支援】
- 福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討【人材育成】
- 保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

I 人材育成

- 保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
 - ・幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例
 - ・制度の活用
 - ・雇用保険の被保険者等に対する厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の受講費支援
 - ・保育士修学資金貸付
 - ・保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
 - ・保育士資格を有しない未就業者の就業支援（就労訓練事業、公共職業訓練）
 - 国家資格としての保育士の専門性の向上
 - ・学生への実践的実習促進や研修による現役保育士の育成強化

III 再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの積極的な活用
 - ・潜在保育士等に対する就職あっせんや相談支援の実施
 - ・再就職前の実技研修等
- 保育士マッチング強化プロジェクト
 - ・ハローワークにおける保育士求人にに対する求人充足サービスの強化
 - ・ハローワークと都道府県等との連携による就職支援
 - ・「保育士職場体験講習会」（仮称）の実施

II 就業継続支援

- 離職防止のための研修支援
 - ・新人保育士対象研修
 - ・保育の質の確保のための研修
 - ・研修参加に伴う代替職員の確保
 - ・離職防止のための研修等に係る助成金の活用促進
 - 就業継続を図るために各種助成金の活用促進
 - ・労働環境整備を通じた職場定着のための助成金の積極的周知
 - ・就業継続支援のための助成金の積極的周知

IV 働く職場の環境改善

- 雇用管理改善を図るための取組の実施
 - ・管理者を対象とした研修
 - ・好事例集、雇用管理マニュアルの作成・提供
 - ・雇用管理状況把握のためのチェックリストの作成
 - ・労働環境整備を図るための助成金の積極的周知
- 保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

保育士確保施策の具体的な内容①

新

【保育士試験の年2回実施の推進】

- ・ 年1回以上行うこととされている保育士試験について、保育士試験年2回実施が行われるよう積極的に取り組む。
- ・ 現在議論されている「地域限定保育士」制度について、当該制度が創設された場合には、その推進を積極的にを行い、国家戦略特区の都道府県において当該保育士に係る2回目試験の実施を促進する。
- ・ 保育士試験を年2回実施する都道府県に対し、国として、できる限りの支援を行う。

新

【保育土に対する処遇改善の実施】

- ・ 子ども・子育て支援新規制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じた処遇改善を進める。

新

【保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援】

- ・ 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所への就職を促すための取組（保育所への現地見学や現役保育士との交流会、保育所就職説明会の定期開催等）を行っている養成施設に対し、就職促進のための費用を助成する。

新

【保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援】

- ・ 保育士試験を受験する者に対し、受験のための学習費用（講座受講費など）の一部を補助する。

新

【保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化】

- ・ 離職保育士に対し、保育士・保育所支援センターに対する登録を促進し、再就職希望の状況を隨時把握し、再就職に向けた研修案内・求人案内などの情報提供など、再就職に向けたきめ細かな支援を行う。
- ・ 再就職支援についての効果的取組例の横展開を図る。
- ・ シンポジウムの開催や集客力の高い施設での出張相談会の実施など、普及啓発を通じた保育士・保育所支援センターの利用促進を図る。

新

【福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討】

- ・ 福祉系国家資格を有する者について、指定保育士養成施設における科目の一部の履修及び保育士試験の試験科目の一部免除について検討する。

保育士確保施策の具体的な内容②

【保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施】

I 人材育成

○保育士資格を取得しやすくするための取組

- ・ 幼稚園教諭免許状を有する者に係る保育士資格取得特例の活用。
- ・ 保育士資格を有していない保育所や認可外保育施設等の保育従事者、幼稚園教諭免許状を有する者に対し、指定保育士養成施設の受講費等を支援。
- ・ 雇用保険の被保険者等が一定の要件を満たす場合、厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の受講費等を支援。
- ・ 指定保育士養成施設の入所者を対象に、修学資金の貸し付けを実施。

○保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成



△就労訓練事業や公共職業訓練（保育士コース）（※）の活用促進を図り、未就業者の保育分野への参入を促進する。

※ 就労訓練事業：生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業（生活困窮者であつて直近の就労経験が乏しい者等を対象）

※ 公共職業訓練：主に雇用保険受給者に対して委託訓練（保育士コース（2年））を実施。

○国家資格としての保育士の専門性の向上

- ・ 学生への実践的実習が行われるよう、保育所と指定保育士養成施設との連携促進を図る。
△都道府県等や保育団体の行う研修の周知を図り、保育士資格取得後の継続的な保育技術向上の機運を高める。

保育士確保施策の具体的な内容③

II 就業継続支援

○離職防止のための研修支援

- ・ 新人保育士を対象として、就職前の期待と現実のギャップ（リアリティショック）への対応方法、保護者対応等の業務についての研修を実施。
- ・ 保育士等を対象とした、保育の質の向上のための研修を実施する。
△ 保育士の研修参加に伴う代替職員の雇用費を、子ども・子育て支援新制度における公定価格において支援する。また、都道府県等が実施する研修への参加の場合の代替職員支援を継続する。
△ 保育所等において、保育士等を対象とした離職防止に資する研修や、管理者に対する保育士の離職防止を図るためにマネジメントの研修を制度化した場合において活用できる「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用促進を図る。

※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定

○就業継続を図るために各種助成金の活用促進

- △ 評価・処遇制度、健康づくり制度の導入等による労働環境の整備を通じて、従業員の職場定着を図る場合に助成する「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用を促進する。
※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定
- △ その他、就業継続等に資する各種助成金（※）について、その具体的な活用例を示すなどにより、活用を促進する。
※ 子育て期短時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金、キャリア形成促進助成金
・ 厚生労働省ホームページや関係機関に助成金パンフレットを置くなど、積極的に周知を行う。

保育士確保施策の具体的な内容④

III 再就職支援

○保育士・保育所支援センターの積極的な活用

- ・ 保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等への就職あっせん、相談支援の実施。
- ・ 再就職希望の保育士を対象として、職場復帰のための保育実技研修等を行う。
- △ 保育士・保育所支援センターの全都道府県への設置を目指す。

○保育士マッチング強化プロジェクト

- ・ ハローワークにおける求職者が応募しやすい求人条件の設定、職場の現状等に係る求職者の理解促進など、保育事業者及び求職者双方への働きかけによるマッチングの促進。
- ・ ハローワークと都道府県等の自治体との連携強化による保育人材確保の推進。
- ・ ブラック等により応募を躊躇する求職者の不安の緩和及び求人者自ら求職者にアピールできる機会として「保育士職場体験講習会」（仮称）の実施。

○新たに構築する情報公表制度の積極的活用の推進

- 〔新〕 子ども・子育て支援新制度において新たに実施予定の情報公表制度における保育士等の保育従事者に関する情報（離職者数や平均勤続年数）について、積極的に活用を促すことにより、保育士資格を有する者の就業意欲促進を図る。

保育士確保施策の具体的な内容⑤

IV 働く職場の環境改善

○雇用管理改善を図るための取組

- ・ 保育所管理者（所長等）を対象とした、保育士等の職員の離職防止につながる雇用管理等の研修を実施する。
保育所における雇用管理の好事例集や保育所に特化した雇用管理マニュアルを作成し、保育所等に提供する。



- 保育事業者自らが保育所等の雇用管理の状況を把握できるチェックリストを作成する。
評価・処遇制度や研修体制等による労働環境の整備を図る場合に助成する「中小企業労働環境向上助成金（※）」の活用を促進する。
※平成27年度以降、職場定着支援助成金（仮称）に名称変更予定

○保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

- △ 都道府県等が実施する保育事業者向け説明会等において、保育士・保育所支援センターの役割について周知するなど、保育事業者と保育士・保育所支援センターとのつながりを強化する。

「保育士確保対策検討会」の設置について

「保育士確保対策検討会」を設置し、保育士確保のための様々な方策等について検討を行う。また、「保育士確保対策検討会」の下で、各自治体の保育士確保の取組組のプレゼンテーションや担当者間での意見交換等を行い、保育士確保に関する好事例の選定や全国展開、国・都道府県間の連携等を図る。

【当面考えられる具体的検討事項】

○保育従事者のキャリアアップのための仕組みの検討

- ・ 保育士資格を有していない子育て支援員などの保育従事者等が、保育士資格を取得しやすくするために勤務する保育士の実務経験年数等に応じ、主任保育士・園長等へとステップアップするための仕組みを検討する。

○保育士養成課程及び保育士試験科目の、他の国家資格との一部共通化の検討

- ・ 保育士養成課程や保育士試験の科目のうち、他の国家資格と内容が共通するものについて、養成校における単位取得免除や保育士試験の一部科目免除について検討する。

○潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策の検討

- ・ 潜在保育士の保育士・保育所支援センターへの登録促進を図るためにの方策等、潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策について検討する。

○保育事業者に対する雇用管理改善の促進のための検討

- ・ 雇用管理改善に積極的に取り組む保育事業者に対し、インセンティブ付を検討する。

保育士確保プラン
参考資料

国家戦略特区における「地域限定保育士」について

追加の規制改革事項の内容

保育士不足解消等に向けて、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の試験の合格者には、3年程度当該都道府県内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」(仮称)の資格(ただし、国家戦略特区に係る他の都道府県との協議が整えば、当該他の都道府県でも保育士として通用する資格とする。)を与えるよう、制度を整備する。

概要

＜現状＞

- 保育士試験は、毎年1回、都道府県が行っている。
- 「日本再興戦略」改訂2014において、保育士試験の年2回実施を関係都府県に要請することが盛り込まれ、関係都府県に対し、保育士試験を年2回行うことについて検討するよう通知。



保育士確保が難しい状況を解消するため、保育士試験を年2回行うことを促す仕組みが必要。

- 国家戦略特区の区域を含む都道府県が行う年間2回目の試験の合格者には、3年程度当該都道府県内のみで保育士として通用する資格を付与する。
- なお、当該3年程度経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能となる。

○処遇改善等加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ、3%を加算

○平成26年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ

格付け	本俸基準額※1		人件費（年額）※2	
	平成26年度 当初	平成26年度 改定後	平成26年度 当初	平成26年度 改定後
保育士（福祉）1-29	195,228円	197,268円 (+2,040円)	約356万円	約363万円 (+2.0%)

※1 奉給額とは別途、特別給与改善費を加えている。

※2 賞与や地域手当等を含む人件費の年額、地域手当については全国平均値を用いて算定

保育士養成施設に対する就職促進支援事業

【目的】

保育士確保策の一つとして、指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所・児童福祉施設等への就職を促すための取組（リアリティショック）に対応するための特別講座の開講、現役保育士であるOB・OGとの交流会、保育所等就職説明会の定期開催（等）を行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所・児童福祉施設等の就職内定率（保育所等の就職内定率）が、対前年度保育所等内定率の全国平均値から増加した割合（保育所等の就職促進割合）が、対前年度保育所等内定率の全国平均値から増加した割合（就職促進割合）に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を図る。

【対象施設】

指定保育士養成施設
都道府県

【実施主体】

都道府県

【指定保育士養成施設における就職促進のための取組内容】

- 保育士という職種へのギャップ（リアリティショック）に対応するための講座の開講
- 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成校OB・OGとの交流会の開催
- 卒業予定者を対象とした就職説明会など

【補助額】

上記に示す取組を実施した結果、指定保育士養成施設卒業予定者の保育所、児童福祉施設等への就職内定率について、前年の就職率（全国平均）と比較し、2%増加するごとに260,000円

【補助率】

国1／2、都道府県1／2

保育士試験による資格取得支援事業

【目的】

保育士確保策の一として、保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが内定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡充を図る。

【対象者】

受験講座の受講等により学習し、保育士試験により保育士資格を取得した者であって、その後、保育所等に就職することが内定した者

※教育訓練給付など、他の助成との併用は不可。

【実施主体】

都道府県、指定都市又は中核市

【補助額】

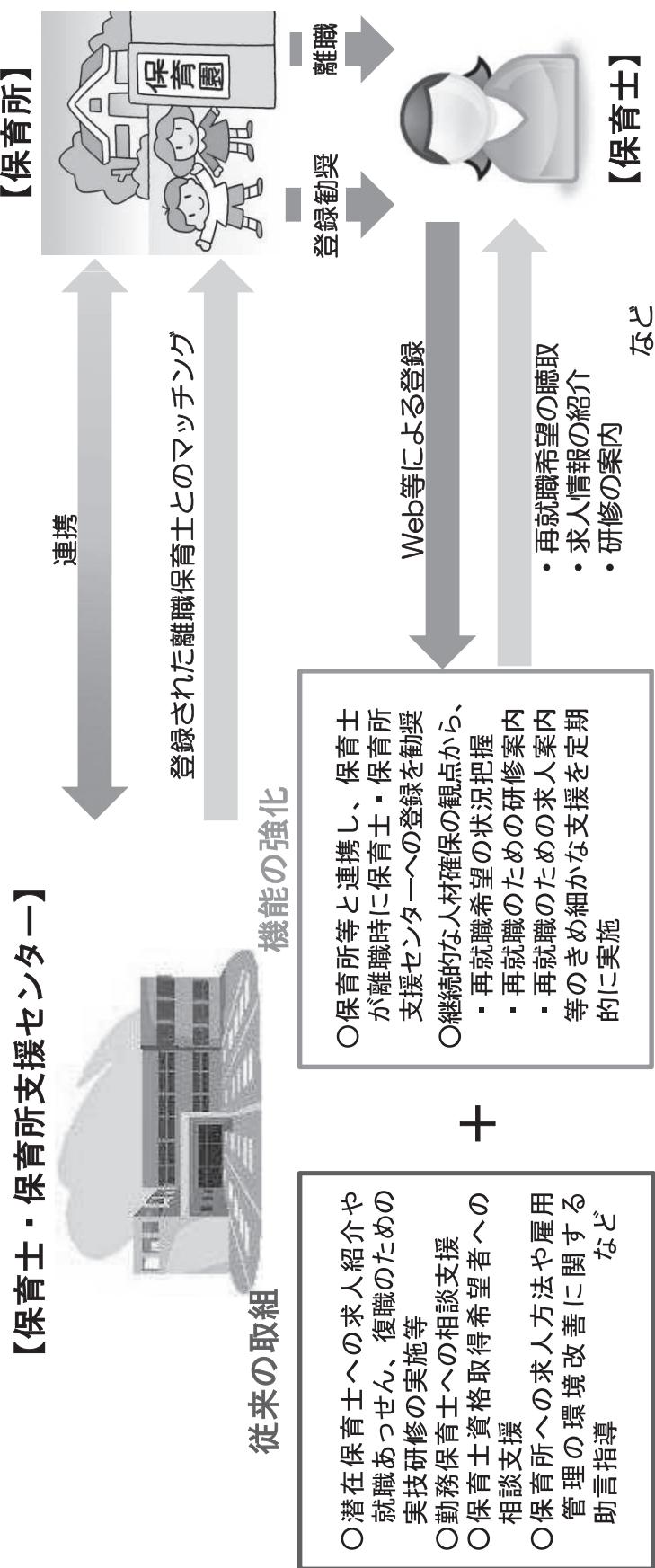
受験のための学習に要した費用（受験講座の受講費、テキスト購入費等）の1／2（150千円を上限）

【補助率】

国1／2、都道府県、指定都市又は中核市1／2

保育士・保育所支援センターの機能強化について

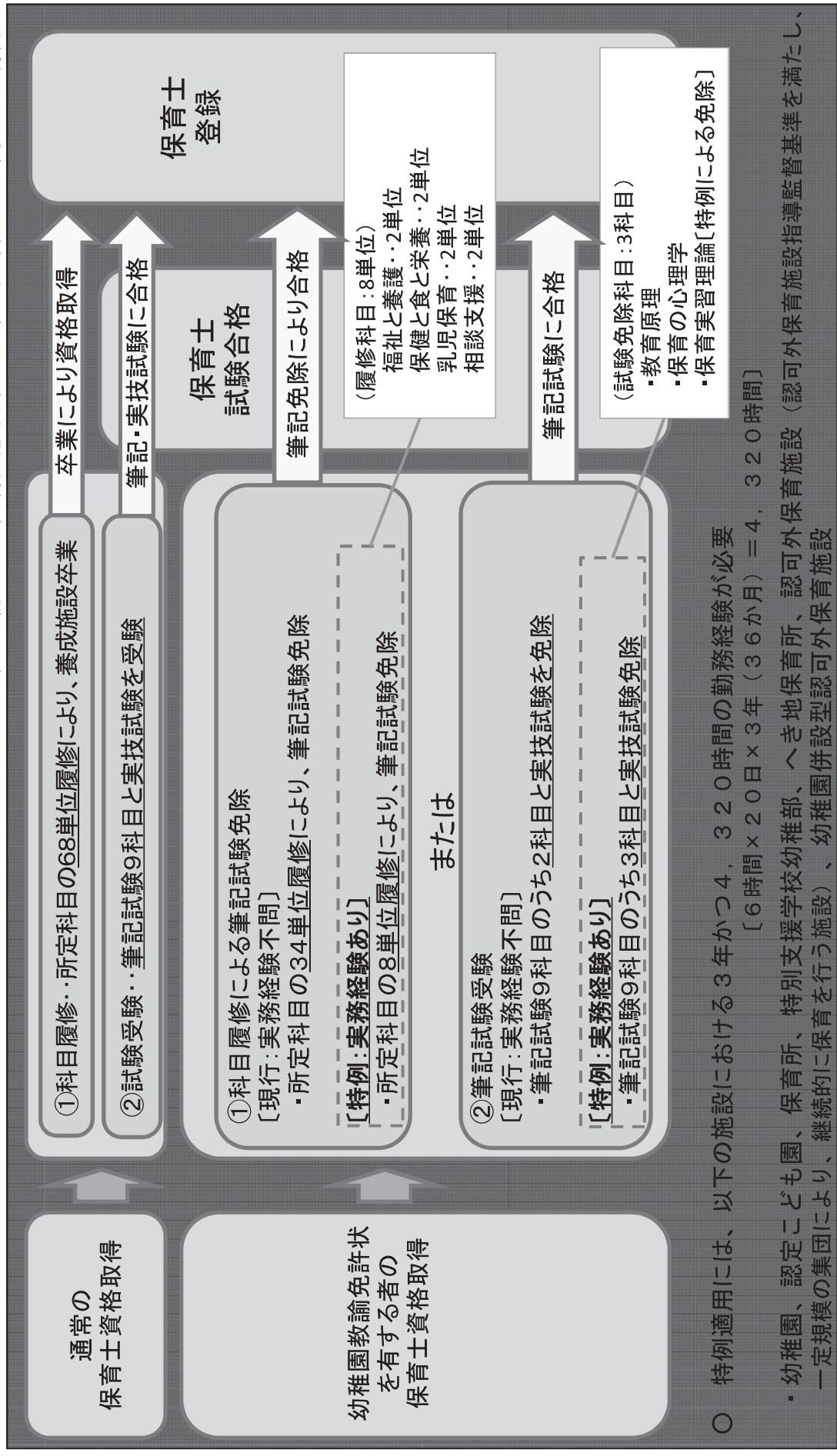
- 保育士・保育所支援センターは、保育士確保策の一として、潜在保育士への就職支援や保育所に勤務する保育士・保育士資格取得希望者からの相談等を行うとともに、復職前の実技研修を実施することで潜在保育士の再就職を支援することを目的として、都道府県・指定都市・中核市が設置している。
- 更なる保育士確保の推進を図るため、保育所を離職した保育士に対して、再就職希望の状況を随時把握し、再就職に向けた研修案内・求人案内などの情報提供を行い、再就職に向け細かな支援を実施する。
- また、シンポジウムの開催や集客力のある施設への出張相談の実施など、幅広く普及啓発を行い、保育士・保育所支援センターの認知度を向上させる。



保育士資格取得の特例について

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

※保育所で働く保育士の75%が幼稚園教諭免許を併有
※新たに認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



- 特例適用には、以下の施設における3年かつ4、320時間の勤務経験が必要
〔6時間×20日×3年（36か月）= 4,320時間〕
 - ・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、へき地保育所、認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設）、幼稚園併設型認可外保育施設
- 特例制度を活用して円滑に保育士資格を取得できるための環境を総合的に整備（平成26年度試験から実施）
 - ・申請機会を年2回にする（4～5月、10月に申請可）
 - ・申請の手数料を2,400円に引き下げる
 - ・合格通知の発送を早期化（4～5月申請の場合7月、10月申請の場合12月に通知）
 - ・保育士養成施設における受講料を補助（最大10万円補助）

保育士 資格取得支援事業

【事業の目的】

- ① 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
認可外保育施設に勤務している保育従事者の保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要な保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るよう体制整備を行う。
- ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされていることから、幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図る。
- ③ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
幼稚園教諭免許状を有する者について保育士資格取得特例の活用による保育士資格取得を支援することにより、保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。
- ④ 保育所等保育士資格取得支援事業
保育所、認定こども園、幼稚園、乳児院及び児童養護施設(以下「保育所等」という。)に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、保育所等における保育士確保を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

【対象者】

- ①の事業 認可外保育施設指導監督基準を満たすことの証明書の交付を受けた認可外保育施設に勤務する者
②の事業 幼保連携型認定こども園及び幼稚園教諭免許状取得者
③の事業 実務経験を有する幼稚園教諭免許状取得者
④の事業 保育所等に勤務する保育従事者

※ 保育士登録後、当該施設に1年間以上勤務すること。

【実施主体】
都道府県、指定都市及び中核市

【補助率】
①の事業 国3／4、都道府県・指定都市・中核市1／4
②～④の事業 国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

【補助基準額】

<指定保育士養成施設受講料等>
事業対象者1人につき、指定保育士養成施設の受講に要した経費の1／2を補助対象とし、以下の額を上限とする。
(②、③の事業はウのみ対象)

ア 指定保育士養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者 300千円
イ 幼稚園教諭免許状を有する者が指定保育士養成施設で必要教科目を修得する場合 200千円
ウ 実務経験を有する幼稚園教諭免許状を有する者が指定保育士養成施設で必要な教科目を修得する場合 100千円

<代替保育従事者雇上費> ※①の事業のみ対象
1日当たり 5,920円

※ ②の事業の対象者については、「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」の代替幼稚園教諭雇上費の補助対象。

専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の概要【平成26年10月1日施行】

専門実践教育訓練給付金の概要

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなつてから1年以内(注1)にある者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受ける場合に、訓練費用の一割合を支給するもの

(注1)妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができます。

支給要件

- 支給要件期間（注2）10年以上（初回の場合は2年以上）
 - 当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給していないこと
- (注2) 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給要件期間には算入されない。

給付の内容

- 教育訓練に要した費用の**40%**相当額（上限年間**32万円**）を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給
 - 加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された者（注3）又は雇用されている者には、教育訓練に要した費用の**20%**相当額（上限年間**16万円**）を追加支給
- (注3)一年以内に雇用されることが困難な者として職業安定局長が定める者を含める。

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当額の**50%**相当額を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの（平成30年度末までの暫定措置）

支給要件

次の全てに該当する場合に教育訓練支援給付金を支給する。

- (1) 45歳未満の離職者
- (2) 訓練開始前に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと
- (3) 当該専門実践教育訓練の修了が見込まれない者でないこと

指定講座について

- ①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程
(訓練期間原則1年以上3年以内)
講座数) 597講座
例)介護福祉士、看護師、保健士等
- ②専修学校の職業実践専門課程
(訓練期間原則2年または3年以内)
講座数) 437講座
例)商業実務、情報等
- ③専門職学位課程
(訓練期間原則2年または3年以内)
講座数) 35講座
例)ビジネス、MOT等

保育士修学資金貸付事業

【目的】
指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

【貸付対象者】

児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設に在学する者

【実施主体】

以下のいずれかにより実施。

- 都道府県（都道府県社会福祉協議会に委託して行う場合も含む。）
- 都道府県が適当と認める社会福祉法人又は特例社団法人（都道府県知事が修学資金の貸し付けに当たつて必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【貸付額】

- 月額5万円以内（貸付期間は2年間を限度）
- 貸付の初回に入学準備金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算

※ 貸付利子は無利子。
※ 貸付申請時に生活保護受給世帯等の者については、生活費の一部として加算あり。

【補助率】

- 国3／4、都道府県1／4

【修学資金の返還免除】

貸付を受けた者が、指定保育士養成施設卒業から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県の区域内等の保育所等において保育士として5年以上従事したときは、修学資金の返還を免除。

公的職業訓練の概要

○**主に雇用保険受給者**(例えば一定の職業経験を有し、基礎的な能力を有する者)に対して、実践的能力を習得する職業訓練を実施

<施設内訓練>

○国((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)※主にものづくり分野の訓練を実施
訓練コース:制御技術科、テクニカル・オペレーション科、金属加工科等
訓練期間:標準6か月

○都道府県※地域の実情に応じた訓練を実施

訓練コース:自動車整備科、溶接技術科、造園科等

訓練期間:標準6か月～1年

<委託訓練>(委託元は都道府県)※資格取得コースを実施

- ・委託先:民間教育訓練機関等
- ・訓練コース:保育士養成コース等(2年)
- ・訓練期間:標準3か月(最長2年)

○**雇用保険を受給できない方**(例えば非正規労働者や就業経験の無い者等)に対して、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施

▶受講者の多様な状況に対応できるよう、基礎的能力のみを付与する訓練も設定

○**実施機関**:民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)
訓練コース:保育スタッフ養成科、保育者養成科等
訓練期間:3～6か月

※訓練期間中、収入・資産など一定要件を満たす方に職業訓練受講給付金を支給
・月10万円その他、訓練機関へ通うための交通費(通所経路に応じた所定の額)を支給
・希望する方には賃付を上乗せ(月5万円、配偶者等がいる場合は月10万円)

公共職業訓練(離職者訓練)

求職者支援訓練(求職者支援制度における職業訓練)

保育士研修等事業について

【目的】

保育士の専門性向上を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、自治体において保育所の職員等を対象とした研修の実施に必要な費用の一部を補助する。

【事業の内容】

- (1) 保育の質の向上のための研修の実施
 - ・障害、虐待などの専門性を持つた保育士に係る研修の実施
 - ・指導者育成のための研修の実施
 - ・保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修の実施 など
- (2) 指定保育士養成施設の学生等を対象とした取組の実施
 - ・指定保育士養成施設の在学生に対する就職説明会、保育所に勤務する保育士と養成施設の学生の交流会の開催
 - ・指定保育士養成施設の就職担当者に対する、求人情報収集の方法等に関する研修の実施
 - ・高校を訪問し保育士の仕事の魅力を伝達する取組の実施 など
- (3) 就業継続支援研修の実施
 - ・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップへの対応方法、新人保育士にとって負荷の大きい業務（保護者対応等）についての研修の実施
 - ・保育所経営者・管理者（所長等）を対象とした、人事管理や職場環境改善等（所内の相談体制、柔軟な働き方のできる勤務体制の構築、メンタルヘルス等）のノウハウを習得するための研修の実施
- (4) 潜在保育士の再就職を支援する研修の実施
 - ・保育所の潜在保育士受け入れに当たって、施設側の留意点・改善点の研修・指導のほか、処遇改善につなげる雇用管理や経営管理の改善のための研修・指導の実施
 - ・保育所等への再就職を希望する保育士に対して、現場復帰に必要となる研修や再就職の前に就職を希望する保育所等での保育実技研修の実施
 - ・保育実技や安全管理等の研修と就職相談会や保育所見学を組み合わせた再就職支援研修の実施 など

中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成コース）の概要

趣旨

重点分野等の中 小企業事業主は、雇用創出の中核的な担い手となることが期待される一方、採用意欲がかなりない人材が確保できない等の雇用管理上の問題を抱えている。雇用管理制度の導入等への助成を行うことにより、労働者の労働環境を向上させ、もつて中小企業の魅力的な雇用創出を図る。

事業（拡充）の概要

重点分野等の中 小企業が、雇用管理責任者を選任し、雇用管理改善につながる以下の事項について、就業規則・労働協約を変更することにより制度を新たに導入、又は介護福祉機器の導入を行った場合に助成金を支給する。

◆助成対象

	重点分野事業主	介護関連事業主
①評価・処遇制度	○	○
②研修体制制度	○	○
③健康づくり制度	○(26年4月～)	○
④介護福祉機器	×	○

【重点分野事業主】

①評価・処遇制度、②研修体制制度、又は③健康づくり制度を導入した助成

【介護関連事業主】

①評価・処遇制度、②研修体制制度、若しくは③健康づくり制度を導入、又は④介護福祉機器を導入した助成

支給額

①評価・処遇制度

評価・処遇制度、昇進・昇格基準等を導入し、実施した場合、40万円を助成

②研修体制制度

教育訓練制度を導入し、実施した場合、30万円を助成

③健康づくり制度

法定外の健康診断、メンタルヘルス相談等の制度を導入し、実施した場合、30万円を助成

④介護福祉機器（介護事業所のみ）

介護福祉機器等を導入した場合、導入費用の1／2を助成（上限300万円）

キャリア形成促進助成金

制度概要

- 職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進
- ※ 事業主にあつては、事業内職業能力開発計画・年間職業能力開発計画を作成するとともに、職業能力開発推進者を選任することが必要
- ※ 事業主団体等にあつては、訓練実施計画を作成することが必要
- ※ 1コースあたり20時間以上（海外で実施する訓練の場合は30時間以上）の訓練が対象

助成内容		助成額
① 政策課題対応型訓練		
①成長分野等人材育成コース	成長分野等（医療、児童福祉事業（保育所）、情報通信業など）での人材育成のための訓練	賃金助成：1h当たり800円（400円） 経費助成：1/2（1/3） ※（ ）額は大企業の額
②グローバル人材育成コース	海外関連業務に従事する人材育成のための訓練（海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む）	
③育休中・復職後等能力アップコース	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	
【平成26年10月1日新設】 ④中長期的キャリア形成コース	中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	
⑤若年人材育成コース	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	賃金助成：1h当たり800円 経費助成：1/2
⑥熟練技能育成・承継コース	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	※⑦については企業における実習の助成あり（1h当たり600円）
⑦認定実習併用職業訓練コース	厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
⑧自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援	
② 一般型訓練	政策課題対応型訓練以外の訓練	賃金助成：1h当たり400円 経費助成：1/3
③ 団体等実施型訓練	事業主団体などの構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継の訓練	経費助成：1/2

- ※ 経費助成の1人1コースの支給限度額は、①～④（は15万円～50万円（大企業は10万円～30万円）、①～⑧及び②（は7万円～20万円）
 ※ 1事業主の年間の支給限度額は、500万円（認定職業訓練又は①⑦の場合は1,000万円）、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円
 ※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき、1年度3コースまで
 ※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり（中小企業：賃金800円（1h）・経費400円（1h）・経費1/3）

キャリアアップ助成金について

○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成。

【本助成金の活用に当たって】

事業所ごとに「キャリアアップ計画」の作成、「キャリアアップ管理者」の配置が必要。

《助成メニュー》

助成内容・要件	助成額（内には大企業の額）
正規雇用等転換 または直接雇用（以下「転換等」）	<p>※下線部分は、平成26年3月1日から平成28年3月31日まで支給額を拡充または要件を緩和</p> <p>①有期→正規：1人当たり<u>50万円（40万円）</u> ②有期→無期：1人当たり<u>20万円（15万円）</u> ③無期→正規：1人当たり<u>30万円（25万円）</u></p> <p>※1年度1事業所当たり①～③合わせて<u>15人まで（②は10人まで）</u> ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり<u>10万円（大企業も同額）</u>加算</p>
人材育成	<p>OFF-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円（500円） 経費助成：訓練時間数が 100時間未満 10万円（7万円） 15万円（10万円）※ 100時間以上200時間未満 20万円（15万円） 30万円（20万円）※ 200時間以上 30万円（20万円） 50万円（30万円）※</p> <p>※ 中長期的キャリア形成訓練を受講する場合</p> <p>OJT《1人当たり》 實施助成：1h当たり700円（700円）</p>
待遇改善	<p>有期契約労働者等全員の基本給を 2%以上増額</p> <p>1人当たり1万円（0.75万円） ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり<u>20万円（15万円）</u>上乗せ</p>

※上記の他、有期契約労働者等に法定外の健康診断、短時間正社員への転換、パート労働者の労働時間延長を実施した場合に助成

両立支援等助成金

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者そのための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近接地域を含む）に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。

	助成率
①設置費※	大企業3分の1、中小企業3分の2
②増築費※	大企業3分の1、中小企業2分の1
③運営費	1～5年目：大企業2分の1、中小企業3分の2 6～10年目（平成24年10月31日前に認定申請を行った労働局長の認定を受けた場合） ：3分の1

※ 2回（1年目と3年目）に分けて支給

子育て期短時間勤務支援助成金

少なくとも小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用者が生じた場合、事業主に支給する。

企業規模	1人目	2人目以降※
中小企業事業主	40万円	15万円
上記以外の事業主	30万円	10万円

※ 5年間、1企業当たり延べ10人まで（中小企業事業主は5人まで）

ポジティブ・アクション能力アップ助成金

女性の活躍促進についての数値目標を設定し、一定の研修プログラムの実施により、目標を達成した事業主に支給する。
中小企業30万円、大企業15万円（1企業1回限り）

（参考）キャリア形成促進助成金 (育休中・復職後等能力アップコース)

育児休業中、復職・再就職後の能力アップのための訓練等を実施した事業主に支給する。

中小企業	経費助成2分の1・賃金助成800円
大企業	経費助成3分の1・賃金助成400円

※ 1企業当たり育児・介護それぞれ5年間、1年度延べ20人まで

中小企業両立支援助成金

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給する。

支給対象労働者1人当たり	15万円（注）
--------------	---------

※ 1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで

育休復帰支援プラン助成金

中小企業団体に配置された「育休復帰プラン」を策定及びによる支援のもと「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休を取得した場合、及び、当該育休取得者が復帰した場合に中小企業事業主に支給する。

支給対象事業主1回当たり	30万円（注）
※ 1企業当たり2回まで 〔1回目：プランを策定し、育休取得した時 2回目：育休者が職場復帰した時〕	
2人目から5人目まで	

継続就業支援コース(経過措置)

育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、一年以上継続して雇用した事業主であって、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に支給する。（※初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以後平成25年3月31日までに出た事業主が対象。）

1人目	40万円（注）
2人目から5人目まで	15万円（注）

休業中能力アップコース（経過措置）

育児休業又は介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的とした能力の開発及び向上に関する、次のいずれか一つ以上の措置（職場復帰プログラム）を実施した中小企業事業主等に支給する。

①在宅講習	②職場復帰直前講習	③職場復帰直後講習	④職場復帰直後講習
1人目	40万円	40万円	15万円
2人目から5人目まで			

※ 平成26年3月31日までに休業を開始し、平成26年9月30日までに当該休業を終了した労働者が対象

（注）代替要員確保コース、休業中能力アップコース、期間雇用者継続就業支援コースについては、両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、1企業当たり1回に限り、5万円を上乗せする。

保育士・保育所支援センターについて

【目的】
保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育所の潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【主な業務】

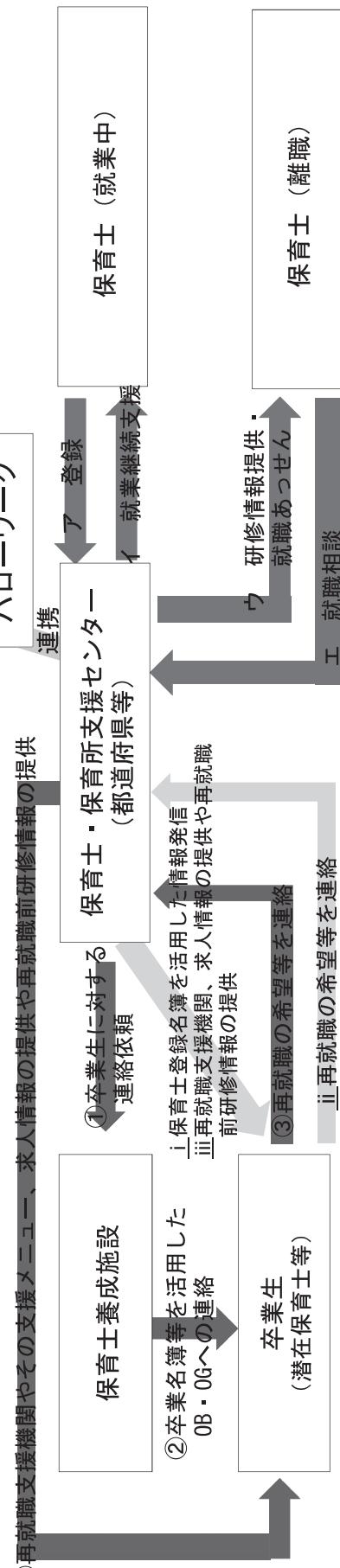
- ・対潜在保育士：再就職に関する相談・就職あっせん、潜在保育士の掘り起こし（保育士登録名簿を活用した情報発信等）
- ・対保育所：潜在保育士の活用方法（シフト、求人条件、マッチング等）に関する助言
- ・対保育士：保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職場体験など）
- ・人材バンク機能等の活用：保育所への就職・離職時等に保育士・保育所支援センターに登録し、①就業継続支援、②離職後の再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）等を継続的に行うことのできる仕組みを構築

【設置状況】

33都府県（40か所）設置

※都道府県・指定都市・中核市が直営又は民間団体等に委託して実施

【保育士・保育所支援センターの取組例】



ハローワークにおける保育士マッチング強化プロジェクト

ハローワークにおける重点取組

ハローワークにおいて、求人・求職者の双方に対し保育士人材確保のために重点的な取組を実施

1 未充足求人に対するフォローアップの徹底（対求人事業所）

- 求人受理後一定期間が経過するも未充足の保育士求人にについて、ハローワークが求人事業所を訪問し、求職者のニーズを踏まえた求人条件等への見直しに向けた相談・援助を実施。

2 保育土としての就業意欲を喚起する求人情報等の提供（対求職者）

- 保育士求人への応募検討の契機となるよう、保育士としての就業意欲を喚起するため、研修等の開催スケジュール・内容や保育士求人に関する最新動向についての情報、地域の保育事情等を踏まえた保育士向けパンフレット等を求職者へ積極的に提供。
- 保育士の実情や魅力等を発信する機会として、保育所見学会や説明会の定期的な開催。

3 保育所のニーズを踏まえた求人充足支援

- 小規模な面接会から複数の保育所による合同面接会といった大規模なものまで、求人充足に向けた効果的な方法を保育所個々のニーズを踏まえ検討し、実施。
- 求人条件等からみて、地域の保育士資格を所持している求職者では求人が充足しない場合には、他地域の労働局・ハローワークと連携し、同一労働市場圏広域マッチングを展開。

ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化

職業紹介を行うハローワークと保育所の整備を実施する都道府県・市区町村の連携強化

1 連携により保育士確保が困難な地域を重点的実施地域として取組

- 都道府県・市区町村が保有する保育所整備予定地域や定員増加地域の情報（ハコの情報）に基づく、特に保育士の確保が必要な地域において、ハローワークが保育所整備等と連携しつつ、保育士のマッチングを重点的に実施。

2 都道府県・市区町村が実施している研修等の情報をハローワークに提供し、求職者に対する情報発信を強化

- 都道府県・市区町村が、保育士資格を持ついる者を対象として自らが主催している研修等に関する情報をハローワークに提供する体制を整え、ハローワークにおいて研修等情報を必要としている保育士資格を持つ求職者に対する情報提供し、研修等への参加を勧奨。

3 保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催

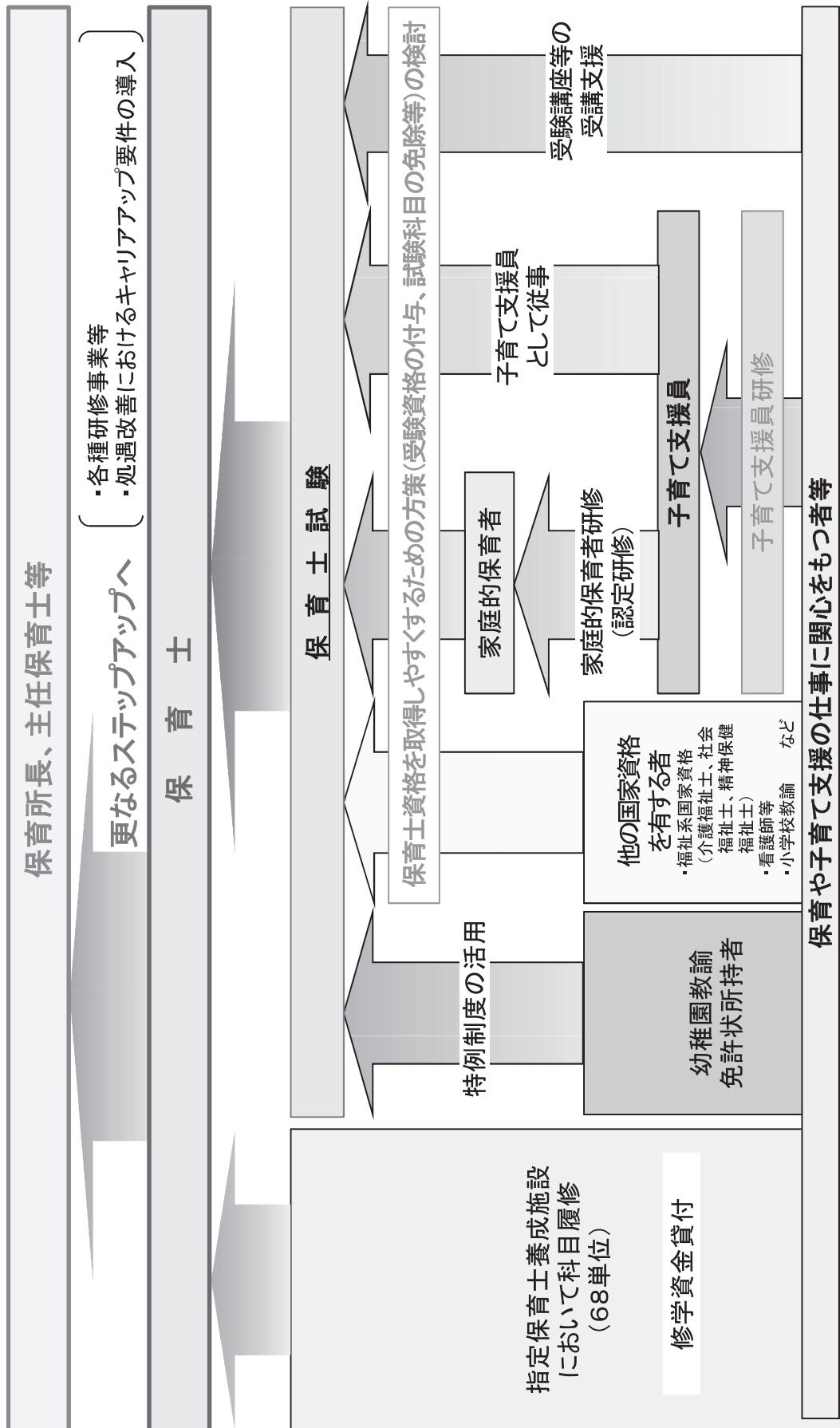
- 労働局・ハローワークや都道府県・市区町村が実施する就職支援セミナー等再就職のための各種イベントの開催に当たって相互に連携して、地域における保育所整備等にに関する情報や最新の保育士の実情、保育士求人に関する最新動向等を同時に説明する機会を積極的に設定。
- ハローワークにおいて、事業主（保育所）向けセミナーを開催するなどにより、保育士が応募しやすい求人条件などの求人・求職の最新動向やマッチングの好事例について情報提供する。また、セミナーは、都道府県（保育士・保育所支援センター等）が実施する保育所の管理者に対する雇用管理の研修と連携して開催することで、人材確保と定着を支援する。

4 ハローワークと保育士・保育所支援センター等における求職者の共同支援

- ハローワークの保育士資格を持つている求職者のうち、「保育」に対する責任の重さや保護者との関係等保育士ならではの悩みによって保育士としての就業を希望しない又は保育士としての就業経験がない者等を、ハローワークと保育士に対する専門性（保育の仕方や方針等）を活かした職業相談等を行う保育士・保育所支援センターにおいて共同で支援することで、求職者が抱える課題を解決。

保育従事者のキャリアアップのための仕組み

- 保育士資格を有していない子育て支援員などの保育従事者等が、保育士資格を取得しやすくするための仕組みの検討
- 保育所等に勤務する保育士の実務経験年数等に応じ、保育所長・主任保育士等へとステップアップするための仕組みの検討



雇児発 0114 第 1 号
平成 27 年 1 月 14 日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「保育士確保プラン」について

平成 29 年度末までの待機児童解消を目指し、現在、「待機児童解消加速化プラン」による保育の量の拡大を図っているところですが、その確実な実施に当たっては、保育を支える保育士の確保が重要です。

こうした状況を踏まえ、平成 26 年 6 月に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—』に基づき、国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための工程表を、今般、別紙のとおり「保育士確保プラン」として策定いたしました。

つきましては、本プランの趣旨を踏まえ、保育士確保施策の一層の充実を図り、必要となる保育士の確保に着実に取り組んでいただきますようお願ひいたします。

また、保育士の確保に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における取組も重要であることから、管内市町村への周知等につきましてもご配意いただきますよう併せてお願ひいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言です。

保育士確保プラン

第1 保育士確保プランの趣旨・目的

今般、「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）の確実な実施のため、平成27年4月に施行される子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）における地方公共団体の計画を踏まえた国全体で必要となる保育士数を推計したところである。本プランは、その推計に基づき必要である保育士が確保できるよう、国、都道府県、市町村等において人材育成、就業継続支援、再就職支援、働く職場の環境改善等の施策を強力に推進することを目的とする。

第2 国全体の目標

（1） 加速化プランにおける40万人の保育の量の拡大に伴い、必要となる保育士の確保を図るための取組を推進し、平成29年度末までに、国全体として「46.3万人」の保育士を確保することを目標とする。なお、この「46.3万人」から、平成25年度の保育所勤務保育士数37.8万人及び平成29年度末までの自然増分2万人を差し引く等により算出した、新たに必要となる「6.9万人」（※）の保育士を本プランにより確保する。

これは、新制度において市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」における必要となる保育サービス量の見込みに加え、地域の実情や新制度施行後における更なる保育の質の拡充のための取組等を踏まえ、国全体で新たに確保が必要となる保育士の数を推計したものである。

（2） 上記（1）の目標達成に向けて、以下の①から③までを推し進める。

- ① 既に加速化プランにより取り組んでいる各種施策の推進
- ② 新たな取組の実施（平成27年度から）
- ③ 更なる検討による施策の強化

第3 保育士確保プランによる施策

（1） 既に加速化プランにより取り組んでいる各種施策の推進

加速化プランによる以下の施策メニューは、地方公共団体による選択により取組が進んでいるが、既に取り組んでいる地方公共団体において施策の効果が出ていることも踏まえ、国としては好事例の横展開を図り、地方公共団体における積極的な活用を促進する。

① 人材育成

- 保育士資格を取得しやすくするための取組の実施
 - ・ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度の活用
 - ・ 雇用保険の被保険者等に対する厚生労働大臣が指定する指定保育士養成施設の受講費支援
 - ・ 保育士修学資金貸付
- 保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
 - ・ 保育士資格を有しない未就業者の就業支援（就労訓練事業、公共職業訓練）
- 国家資格としての保育士の専門性の向上
 - ・ 学生への実践的実習促進や研修による現役保育士の育成強化

② 就業継続支援

- 異職防止のための研修支援
 - ・ 新人保育士対象研修
 - ・ 保育の質の確保のための研修
 - ・ 研修参加に伴う代替職員の確保
 - ・ 異職防止のための研修等に係る助成の活用促進
- 就業継続を図るための各種助成金の活用促進
 - ・ 労働環境整備を通じた職場定着のための助成金の積極的周知
 - ・ 就業継続支援のための助成金の積極的周知

③ 再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの積極的な活用
 - ・ 潜在保育士等に対する就職あっせんや相談支援の実施
 - ・ 再就職前の実技研修 等
- 保育士マッチング強化プロジェクト
 - ・ ハローワークにおける保育士求人に対する求人充足サービスの強化
 - ・ ハローワークと都道府県等との連携による就職支援
 - ・ 「保育士職場体験講習会」（仮称）の実施
- 新たに構築する情報公表制度の積極的活用の促進

④ 働く職場の環境改善

- 雇用管理改善を図るための取組の実施
 - ・ 管理者を対象とした研修
 - ・ 好事例集、雇用管理マニュアルの作成・提供
 - ・ 雇用管理状況把握のためのチェックリストの作成
 - ・ 労働環境整備を図るための助成金の積極的周知
- 保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化

(2) 新たな取組の実施

① 保育士試験の年2回実施の推進

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項において都道府県知事が年1回以上行うこととされている保育士試験について、当該試験の年2回実施が行われるよう積極的に取り組む。

また、国家戦略特区における「地域限定保育士」（※）制度について、当該制度が創設された場合には、国家戦略特区の都道府県において当該保育士に係る2回目試験が実施されるよう積極的に取り組む。

国としても、保育士試験を年2回実施する都道府県に対し、できる限りの支援を行う。

※ 国家戦略特区の都道府県が行う年間2回目の試験の合格者に3年間当該都道府県内のみで保育士として通用する資格を付与し、当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことを可能とする制度

② 保育士に対する処遇改善の実施

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じた処遇改善を進める。

③ 指定保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進支援

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業予定の学生に対する保育所への就職を促すための取組（保育所への現地見学や現役保育士との交流会、保育所就職説明会の定期開催等）を積極的に行っており、養成施設に対し、就職促進のための費用を補助する。

④ 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用支援

保育士試験を受験する者に対し、受験のための学習費用（受験講座の受講料等）の一部を助成する。

⑤ 保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

- 保育所等を離職した保育士に対し、保育士・保育所支援センターへの登録を促進するとともに、再就職希望の状況を隨時把握し、再就職に向けた研修案内・求人案内などの情報提供など、再就職に向けたきめ細やかな支援を行う。
- 再就職支援についての効果的取組例の横展開を図る。
- シンポジウムの開催や集客力の高い施設での出張相談会の実施など、普及啓発を通じた保育士・保育所支援センターの利用促進を図る。

⑥ 福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討

社会福祉士や介護福祉士などの福祉系国家資格を有する者について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号に規定する修業教科目の履修の一部免除及び保育士試験の試験科目の一部免除を検

討する。

第4 都道府県及び市町村における保育士確保対策の促進

第2の目標に掲げる必要となる保育士の確保のためには、都道府県及び市町村における保育士確保対策を推進することが重要であることから、都道府県及び市町村による第3に掲げる各種施策の積極的な活用を促進する。

第5 「保育士確保対策検討会」の設置

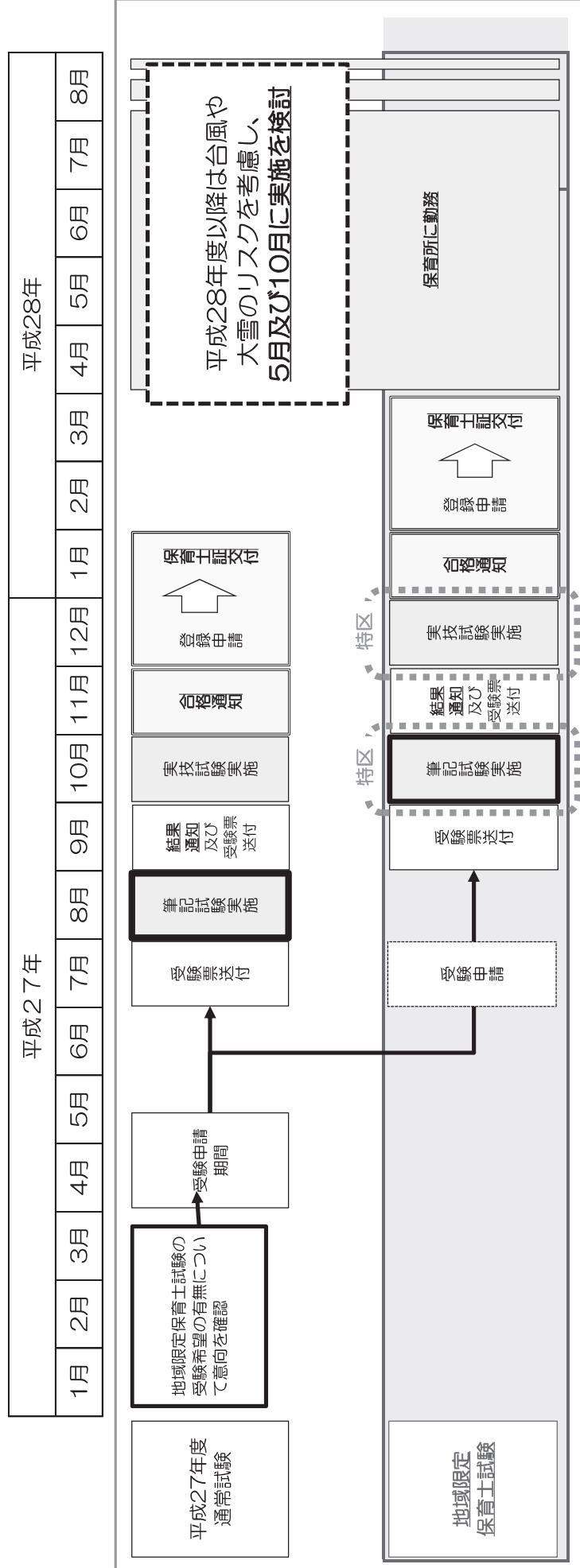
保育士確保施策の更なる強化を図るため、有識者や関係団体等で構成する「保育士確保対策検討会」を設置し、保育士確保のための様々な方策等について検討を行う。

また、各自治体の保育士確保の取組のプレゼンテーションや担当者間での意見交換等を行い、保育士確保に関する好事例の選定や当該事例の全国展開、国・自治体間の連携等を図る。

【保育士確保対策検討会において当面考えられる具体的検討事項】

- 保育従事者のキャリアアップのための仕組みの検討
- 保育士養成課程及び保育士試験科目の、他の国家資格との一部共通化の検討
- 潜在保育士の掘り起こしのための効果的な方策の検討
- 保育事業者に対する雇用管理改善の促進のための検討 など

案
スケジュール実施度年度 27 年度試験保育士限定地域



保育士就職促進対策集中取組月間にについて

- 厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとしているが、保育の受け皿の確保には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠である。
- 一方、平成25年度は約7万人分の保育の受け皿を確保したが、平成26年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれており、また、平成26年12月の有効求人倍率も2倍（東京では5倍）を超えており、保育士確保が急務となっている。



平成27年3月を「保育士就職促進対策集中取組月間」と位置付け、有効求人倍率が特に高い地域において、潜在保育士の掘り起こしに重点を置いた就職促進を集中的に行うことにより、保育士確保を強力に推進する。

集中取組地域：東京都、埼玉県、神奈川県、大阪府

-449-

集中取組月間ににおける就職促進強化

掘り起こしの強化

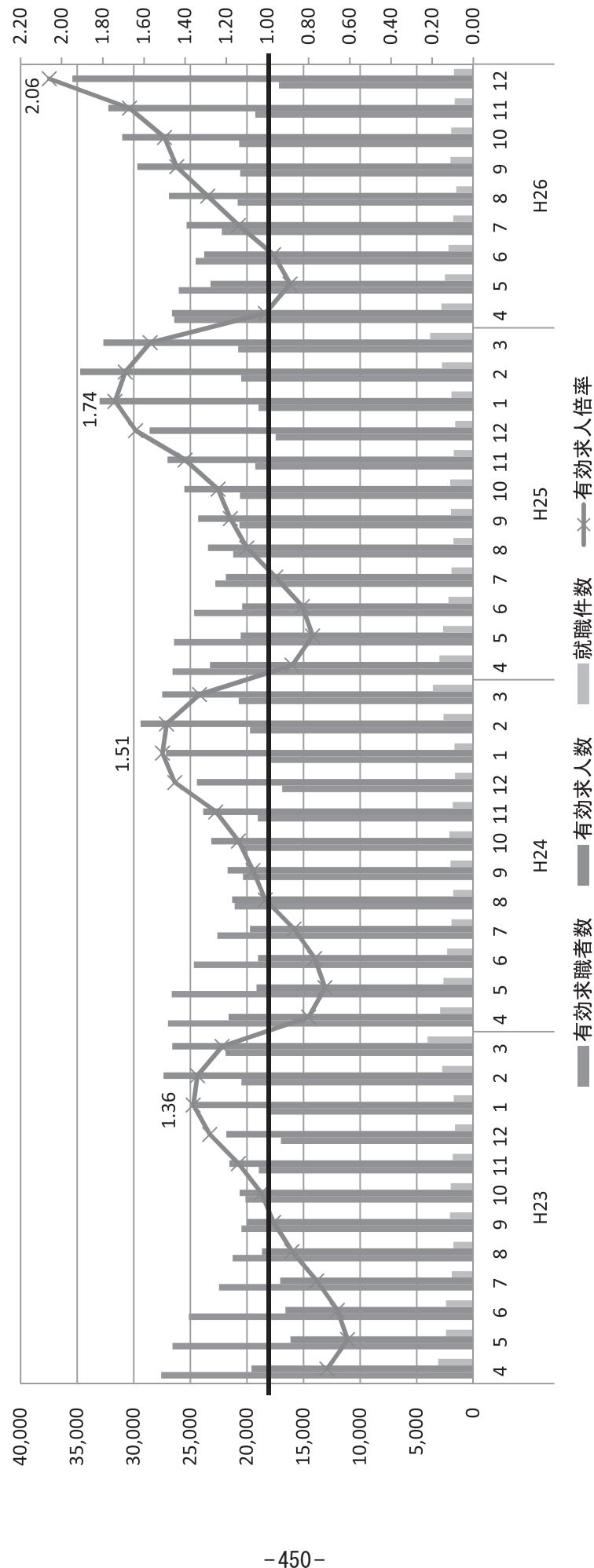
- 「保育士資格をお持ちの方へ」リーフレットを活用した潜在保育士等への呼びかけ
- 3月に保育士登録された方への働きかけ
- 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生への呼びかけ
- 保育士登録簿を活用した潜在保育士への働きかけ
- 保育所OG・OBへの働きかけ
- 厚生労働省TwitterなどSNSを活用した情報発信
- 保育団体と連携した保育士確保に向けたPR活動の実施

就職あっせんの強化

- 保育士が不足している保育所に対し、保育士・保育所支援センターが個別に就職希望の保育士を紹介
- ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援
- ・ 年度内に充足が必要な求人提出保育園への事業所訪問等による個別フォローアップの集中的実施
- ・ 求人・求職者が一堂に会した就職面接会等の集中開催
- ・ 保育士資格を有する求職者に対する保育求人情報の集中的提供

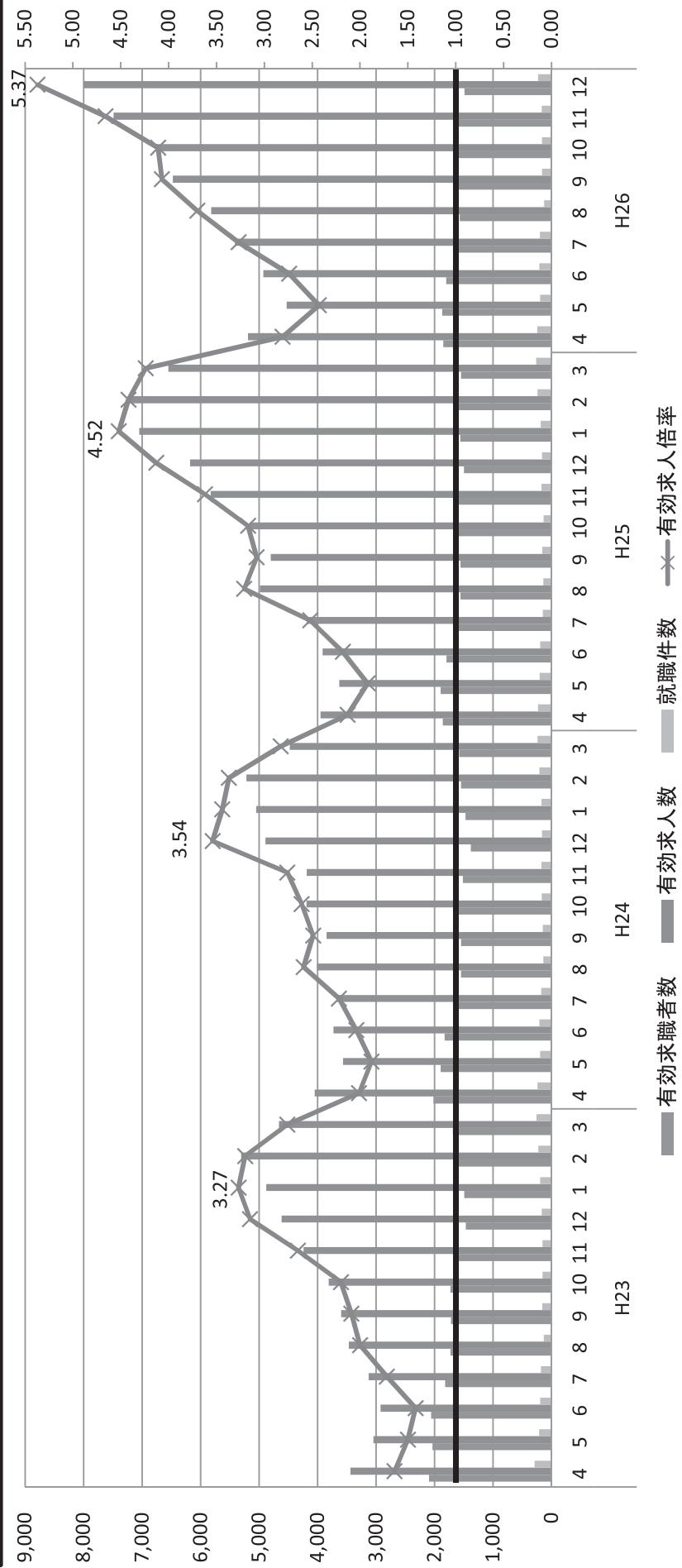
保育士の求人・求職の状況（全国）

- 保育士の有効求人倍率は、2倍を超える年々、有効求人倍率は高くなる傾向。
- 平成24年度補正予算やハローワークにおける「保育士マッチング強化プロジェクト」(H25.10から実施)において、求職者・求職者への支援、マッチングの強化、潜在保育士の掘り起こしに取り組んでいる。



保育士の求人・求職の状況（東京都）

東京都は、全国で最も保育士の有効求人倍率が高く、平成25年12月～平成26年3月及び平成26年9月～11月は4倍を、平成26年12月は5倍を超える状況。



(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(職業安定局)
※各年度において最も有効求人倍率の高かった数値を記載

平成25年及び平成26年ににおける各都道府県別有効求人倍率等の比較(各年12月時点)

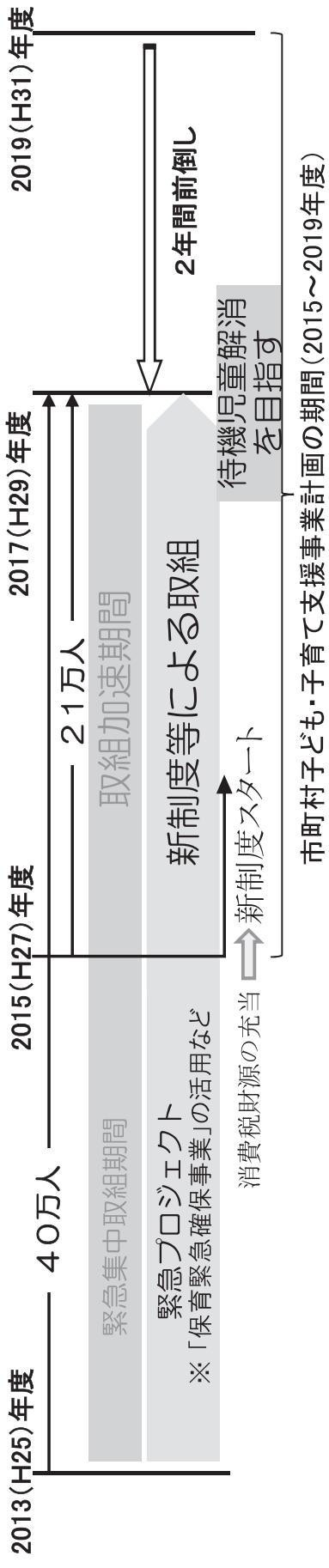
平成25年12月時点

平成26年12月時点

	新規求職件数	有効求職者数	新規求職人効率									
全国	3,957	1,7461	10.275	28,581	1,64		3,782	17,167	13.940	35,406	2,06	
北海道	269	1,024	336	832	0.81		225	900	324	1,129	1.25	
青森	54	240	108	254	1.06		54	226	88	248	1.10	
岩手	56	210	98	207	0.99		52	189	130	301	1.59	
宮城	88	445	182	486	1.09		95	421	339	768	1.82	
秋田	37	165	74	144	0.87		37	150	86	180	1.20	
山形	52	208	88	230	1.11		43	167	103	241	1.44	
福島	71	248	114	330	1.33		67	231	215	430	1.86	
茨城	78	316	242	586	1.85		76	335	273	632	1.89	
栃木	79	309	199	476	1.54		85	293	228	620	2.12	
群馬	69	300	98	249	0.83		69	327	67	215	0.66	
埼玉	171	867	391	1,277	1.47		182	831	1,097	2,532	3.05	
千葉	127	648	256	952	1.47		144	652	367	1,003	1.54	
東京	345	1,496	1,821	6,179	4.13		350	1,489	2,921	7,999	5.37	
神奈川	197	889	888	2,277	2.56		187	877	1,026	2,657	3.03	
新潟	83	298	174	503	1.69		57	310	208	498	1.61	
富山	25	113	66	180	1.59		24	133	73	186	1.40	
石川	41	155	66	235	1.52		27	122	88	296	2.43	
福井	23	90	119	196	2.18		20	103	167	280	2.72	
山梨	39	121	36	92	0.76		28	118	47	84	0.71	
長野	58	253	220	334	1.32		58	284	78	258	0.91	
岐阜	59	275	137	343	1.25		52	278	151	353	1.27	
静岡	67	348	153	458	1.32		81	379	295	699	1.84	
愛知	165	832	416	1,132	1.36		147	819	472	1,214	1.48	
三重	40	192	149	354	1.84		29	168	135	333	1.98	
滋賀	47	219	362	702	3.21		43	210	739	962	4.58	
京都	114	432	133	410	0.95		99	431	238	616	1.43	
大阪	275	1,237	1,004	2,466	1.99		236	1,161	1,159	2,791	2.40	
兵庫	152	773	377	998	1.29		159	795	432	1,167	1.47	
奈良	44	191	88	209	1.09		43	182	51	191	1.05	
和歌山	23	92	40	127	1.38		21	102	87	188	1.84	
鳥取	20	102	40	139	1.36		25	79	77	193	2.44	
島根	24	124	58	184	1.48		24	118	38	168	1.42	
岡山	70	295	187	431	1.46		37	279	104	340	1.22	
広島	70	393	182	611	1.55		89	442	318	1,200	2.71	
山口	49	219	56	152	0.69		50	212	94	205	0.97	
徳島	25	105	53	182	1.73		21	108	49	206	1.91	
香川	29	135	53	156	1.16		31	131	69	175	1.34	
愛媛	37	169	166	302	1.79		41	212	171	296	1.40	
高知	37	122	33	170	1.39		35	110	77	178	1.62	
福岡	183	883	388	987	1.12		159	818	373	1,061	1.30	
佐賀	68	202	98	202	1.00		70	210	128	206	0.98	
長崎	57	228	74	229	1.00		60	250	114	259	1.04	
熊本	71	359	98	361	1.01		77	369	145	414	1.12	
大分	48	203	73	201	0.99		45	204	89	217	1.06	
宮崎	52	225	51	232	1.03		62	235	110	328	1.40	
鹿児島	101	389	112	324	0.83		104	435	156	437	1.00	
沖縄	68	322	118	500	1.55		62	272	144	452	1.66	

待機児童解消加速化プラン

- ◇ 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）にはほぼ達成する見込み。※保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量は約20.1万人。
- ◇ 平成27年度からの3か年（取組加速期間）で、約21万人分の保育の受け皿を確保することで、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指す。※引き続き、各自治体における待機児童対策の進展等に応じてフォローアップを継続していく。



支援パッケージ～5本の柱～

- ① 壱賃方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
 - ② 保育を支える保育土の確保（「ヒト」）
 - ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
 - ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
 - ⑤ 事業所内保育施設への支援
- 取組自治体

保育士・保育所支援センターについて

【目的】保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育所の潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【主な業務】

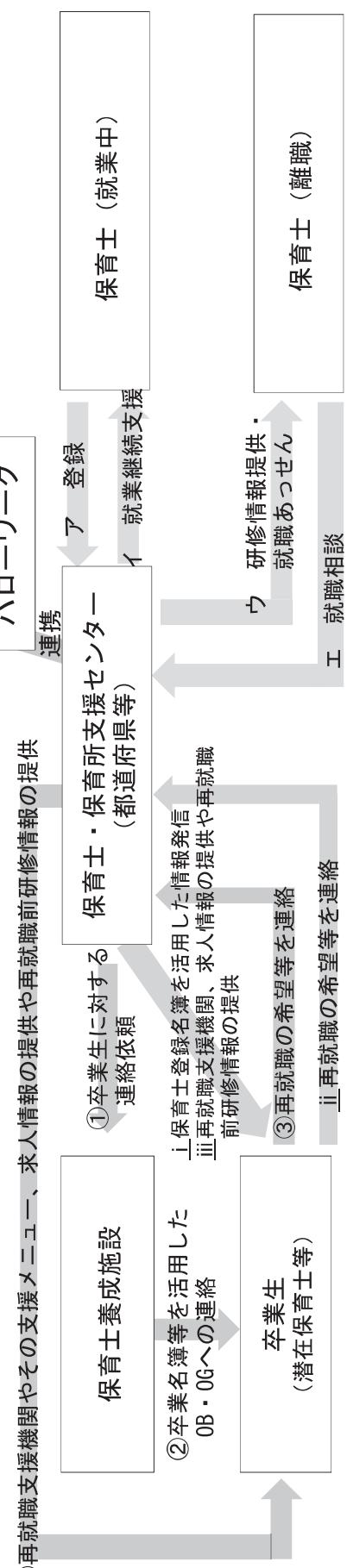
- ・対潜在保育士：再就職に関する相談・就職あっせん、潜在保育士の掘り起こし（保育士登録名簿を活用した情報発信等）
- ・対保育所：潜在保育士の活用方法（シフト、求人条件、マッチング等）に関する助言
- ・対保育士：保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職場体験など）
- ・人材バンク機能等の活用：保育所への就職・離職時等に保育士・保育所支援センターに登録し、①就業継続支援、
②離職後の再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）等を継続的に行うことのできる仕組みを構築

【設置状況】

33都府県（40か所）設置

※都道府県・指定都市・中核市が直営又は民間団体等に委託して実施

【保育士・保育所支援センターの取組例】



ハローワークにおける保育士マッチング強化プロジェクト

ハローワークにおける重点取組

ハローワークにおいて、求人・求職者の双方に対し保育士人材確保のために重点的な取組を実施

1 未充足求人にに対するフォローアップの徹底（対求人事業所）

- 求人受理後一定期間が経過するも未充足の保育士求人について、ハローワークが求人事業所である保育所を訪問し、求職者のニーズを踏まえた求人条件等への見直しに向けた相談・援助を実施。

2 保育土としての就業意欲を喚起する求人情報等の提供（対求職者）

- 保育士求人への応募検討の契機となるよう、保育土としての就業意欲を喚起するため、研修等の開催スケジュール・内容や保育士求人に関する最新動向についての情報、地域の保育事情等を踏まえた保育土向けパンフレット等を求職者へ積極的に提供。
○ 保育土の実情や魅力等を発信する機会として、保育所見学会や説明会の定期的な開催。

3 保育所のニーズを踏まえた求人充足支援

- 小規模な面接会から複数の保育所による合同面接会といった大規模なものまで、求人充足に向けた効果的な方法を保育所個々のニーズを踏まえ検討し、実施。
○ 求人条件等からみて、地域の保育士資格を所持している求職者では求人が充足しない場合には、他地域の労働局・ハローワークと連携し、同一労働市場圏広域マッチングを展開。

ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化

職業紹介を行うハローワークと保育所の整備を実施する都道府県・市区町村の連携強化

1 連携により保育士確保が困難な地域を重点的実施地域として取組

- 都道府県・市区町村が保有する保育所整備予定地域や定員増加地域の情報（ハコの情報）に基づく、特に保育士の確保が必要な地域において、ハローワークが保育所整備等と連動しつつ、保育士のマッチングを重点的に実施。

2 都道府県・市区町村が実施している研修等の情報をハローワークに提供し、求職者に対する情報発信を強化

- 都道府県・市区町村が、保育士資格を持ついる者を対象として自らが主催している研修等に関する情報をハローワークに提供する体制を整え、ハローワークにおいて研修等情報を必要としている保育士資格を持つ求職者に対する確実な情報提供を実施。

3 保育土としての勤務に結びつくセミナーの開催

- 労働局・ハローワークや都道府県・市区町村が実施する就職支援セミナー等再就職のための各種イベントの開催に当たって相互に連携して、地域における保育所整備等に関する最新の保育士の実情、保育士求人に関する最新動向等を同時に説明する機会を積極的に設定。
○ ハローワークにおいて、事業主（保育所）向けセミナーを開催するなどにより、保育士が応募しやすい求人条件などの求人・求職の最新動向やマッチングの好実例について情報提供する。また、セミナーは、都道府県（保育士・保育所支援センター等）が実施する保育所の管理者に対する雇用管理の研修と連携して開催することで、人材確保と定着を支援する。

4 ハローワークと保育士・保育所支援センター等における求職者の共同支援

- ハローワークの保育士資格を持つている求職者のうち、「保育」に対する責任の重さや保護者との関係等保育士ならではの悩みによって保育士としての就業を希望しない又は保育士としての就業経験がない者等を、ハローワークと保育士に対する専門性（保育の仕方や方針等）を活かした職業相談等を行う保育士・保育所支援センターにおいて共同で支援することで、求職者が抱える課題を解決。

保育士資格をお持ちの皆様へ

- 厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとしておりますが、この保育の受け皿の確保には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠です。
- 一方、平成25年度は約7万人分の保育の受け皿を確保しましたが、平成26年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれており、また、平成26年12月の有効求人倍率も2倍（東京では5倍）を超えていたります。



**子ども・子育て支援新制度が4月から開始する
この機会に、保育の現場で働いてみませんか！**

厚生労働省では、皆様に保育士として働いていただけるよう、次のような取組を行っています。

民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！

- ・平成27年4月から新しくスタートする子ども・子育て支援新制度において、民間の保育士の給与が平均3%改善されます。
- ・加えて、平成26年度の公務員給与の見直しに準拠し、保育士の給与が平均2%改善されます。

職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！

- ・保育士・保育所支援センターでは、ブランクにより保育士として職場復帰に不安のある方を対象として、職場復帰のための保育実技研修などを行っています。

まずは、お近くの保育士・保育所支援センターへの登録またはハローワークへの求職申込みをお願いします

保育士・保育所支援センターやハローワークでは、

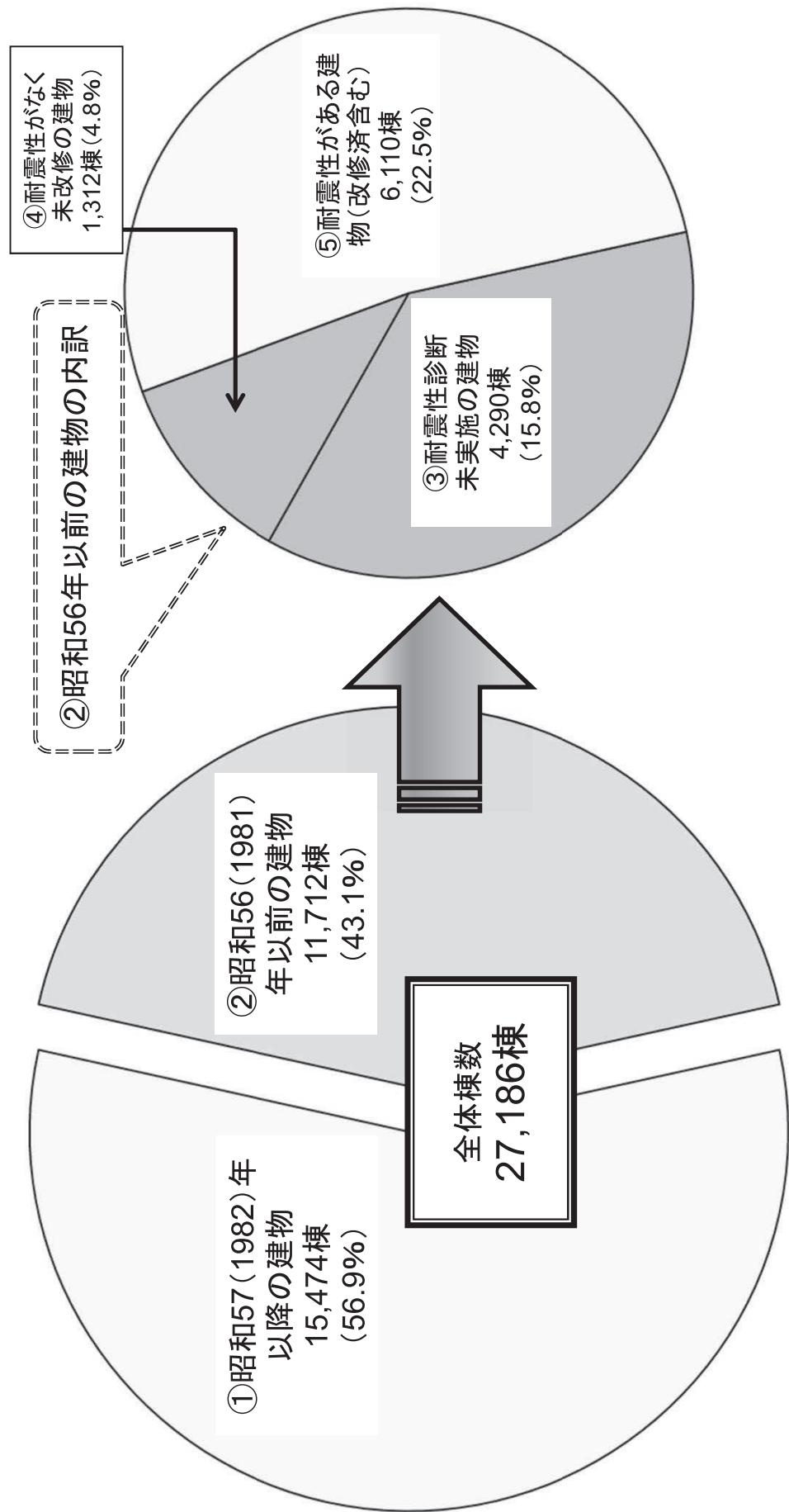
- ・保育士としての就職に向けた相談
- ・勤務時間や勤務場所など、希望に応じた保育所のあっせん
- ・就職面接会などのご案内

などを行っていますので、なんでもお気軽にご相談ください。



平成25年10月1日現在

平成25(2013)年 保育所の耐震化の状況



耐震性あり(①+⑤)
21,584棟 (79.4%)

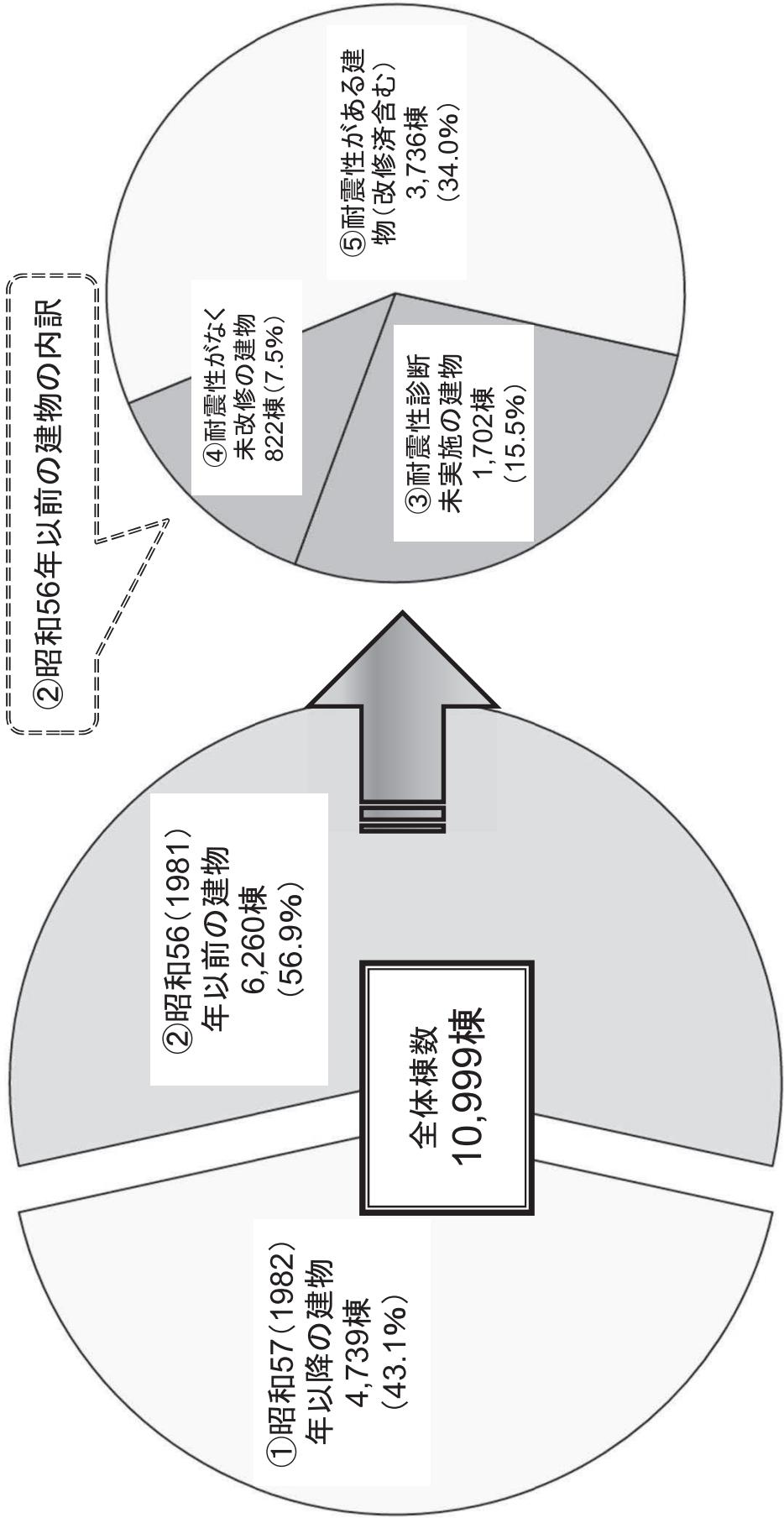
耐震性なし+耐震診断未実施(④+③)
5,602棟 (20.6%)

(参考)耐震診断済(④+⑤)
7,422棟 (63.4%)

*割合の母数(は昭和56年以前の建物数)

※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200m²を超える施設(棟)

平成25(2013)年 公立保育所の耐震化の状況

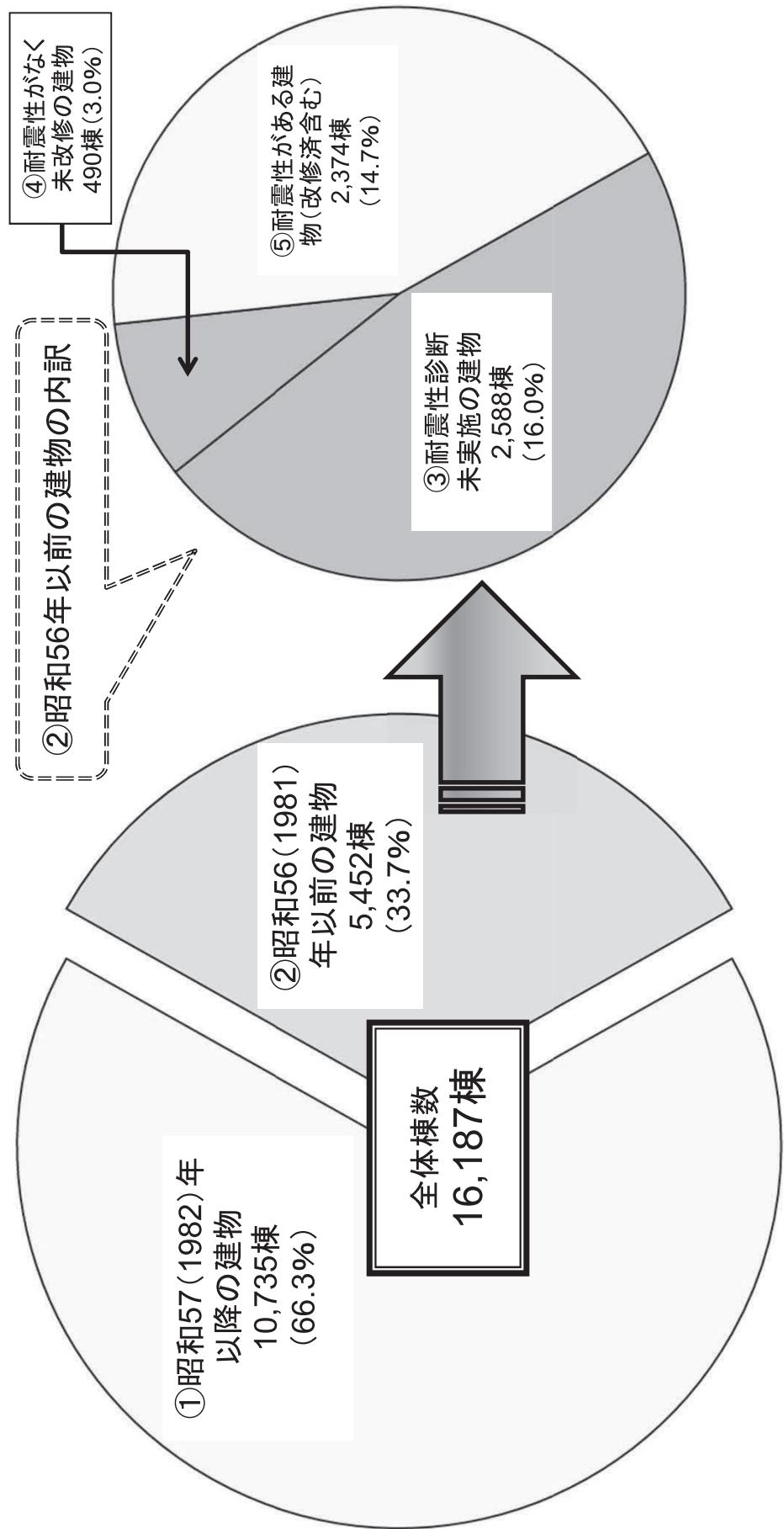


耐震性なし + 耐震診断未実施 (④+③)
2,524棟 (22.9%)

(参考)耐震診断済 (④+⑤)
4,558棟 (72.8%)

※割合の母数は昭和56年以前の建物数
※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200m²を超える施設(棟)

平成25(2013)年 私立保育所の耐震化の状況



耐震性あり(①+⑤)
13,109棟 (81.0%)

耐震性なし+耐震診断未実施(④+③)
3,078棟 (19.0%)

(参考)耐震診断済(④+⑤)
2,864棟 (52.5%)
※割合の母数は昭和56年以前の建物数

*調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200m²を超える施設(棟)

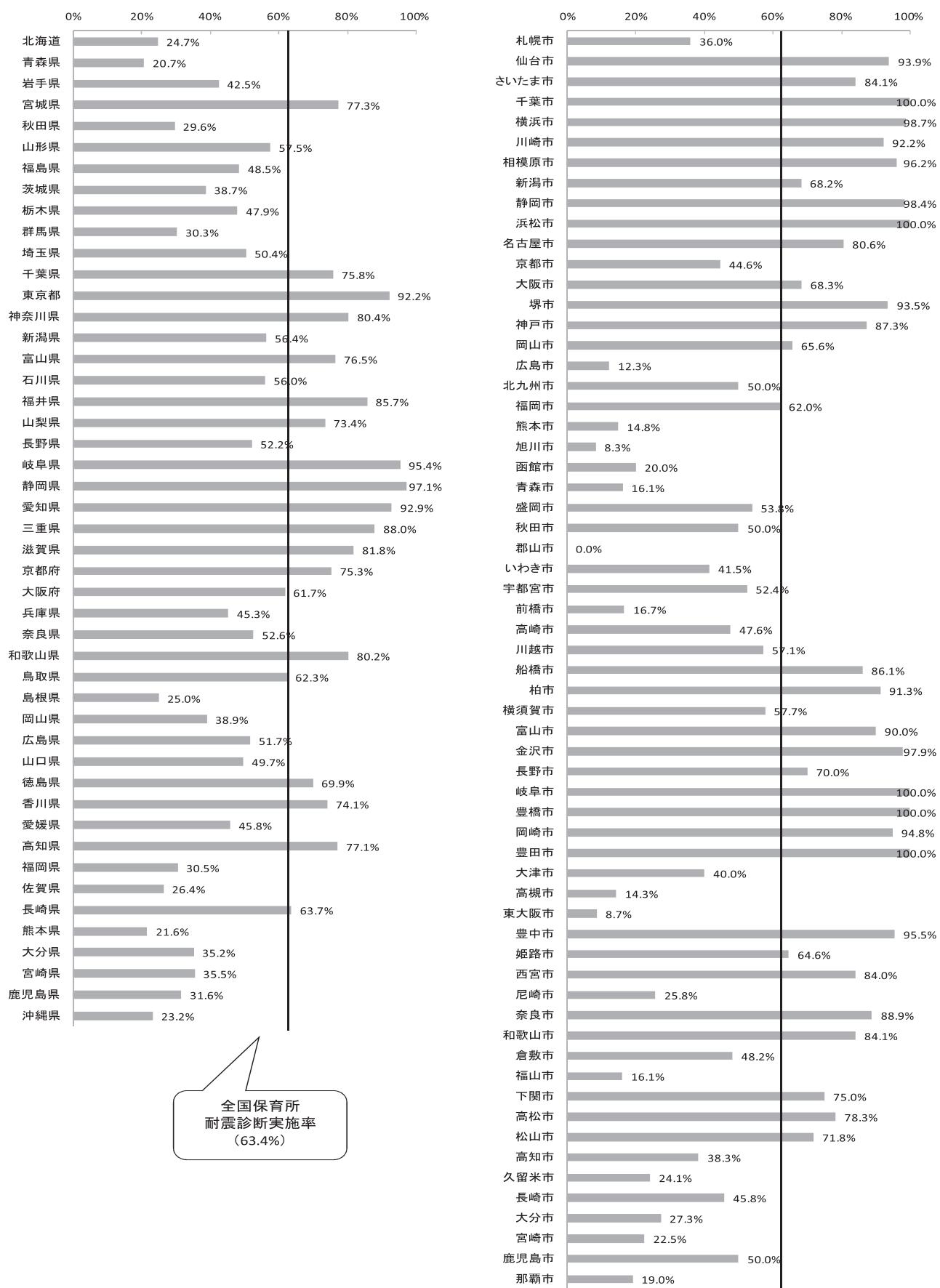
保育所の耐震化率の状況

平成25年10月1日現在



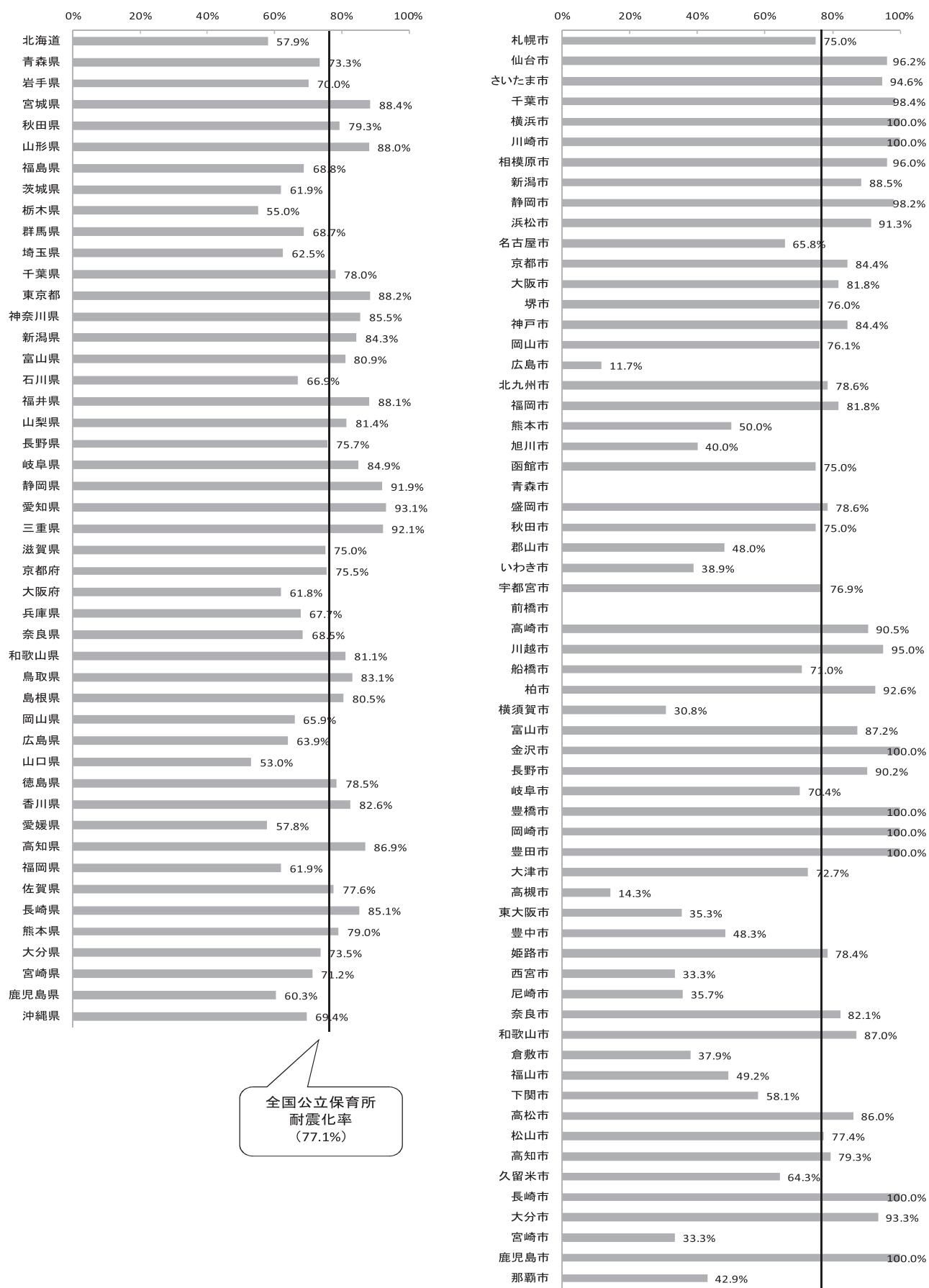
保育所の耐震診断実施率の状況

平成25年10月1日現在



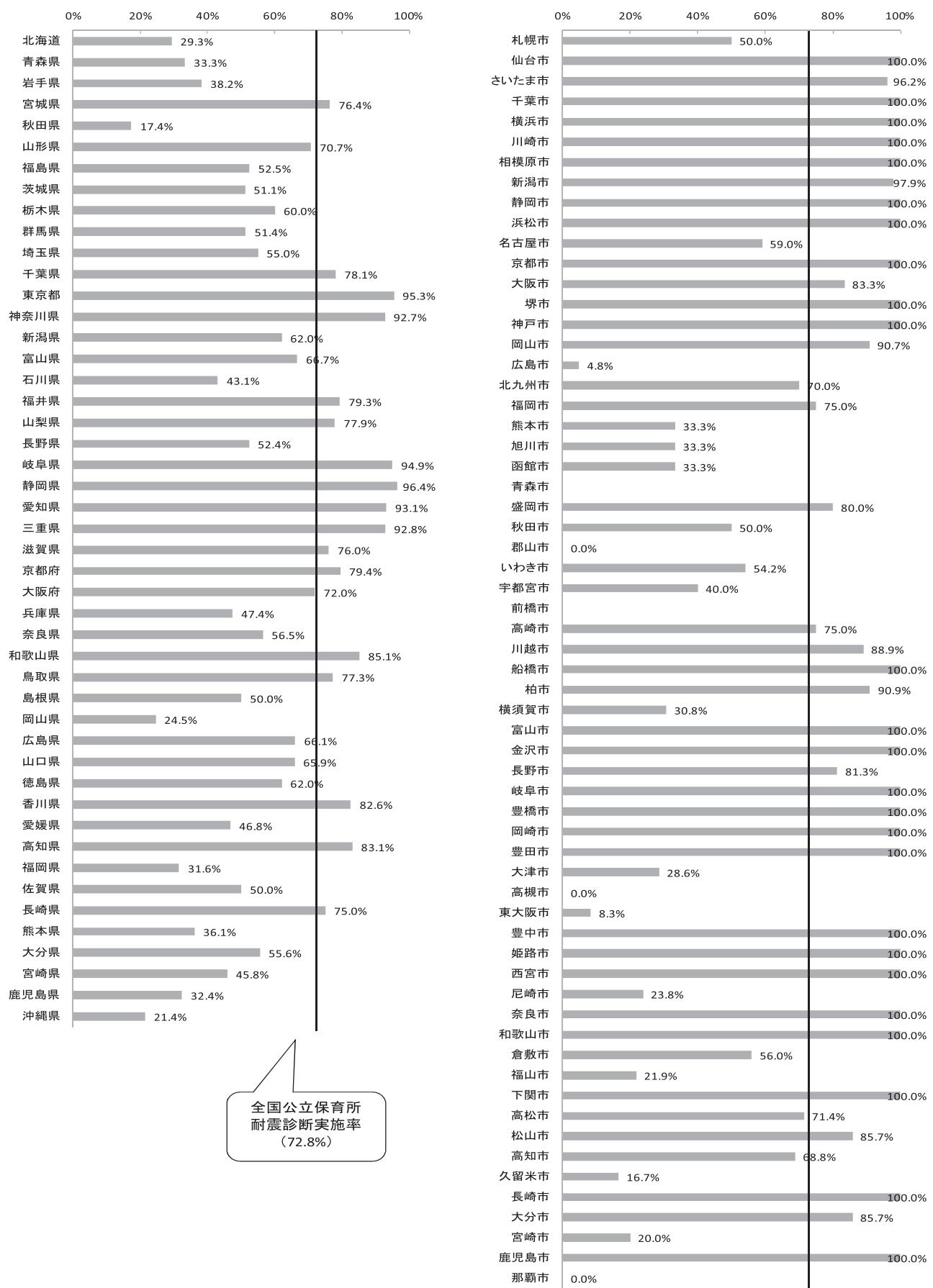
公立保育所の耐震化率の状況

平成25年10月1日現在



公立保育所の耐震診断実施率の状況

平成25年10月1日現在



私立保育所の耐震化率の状況

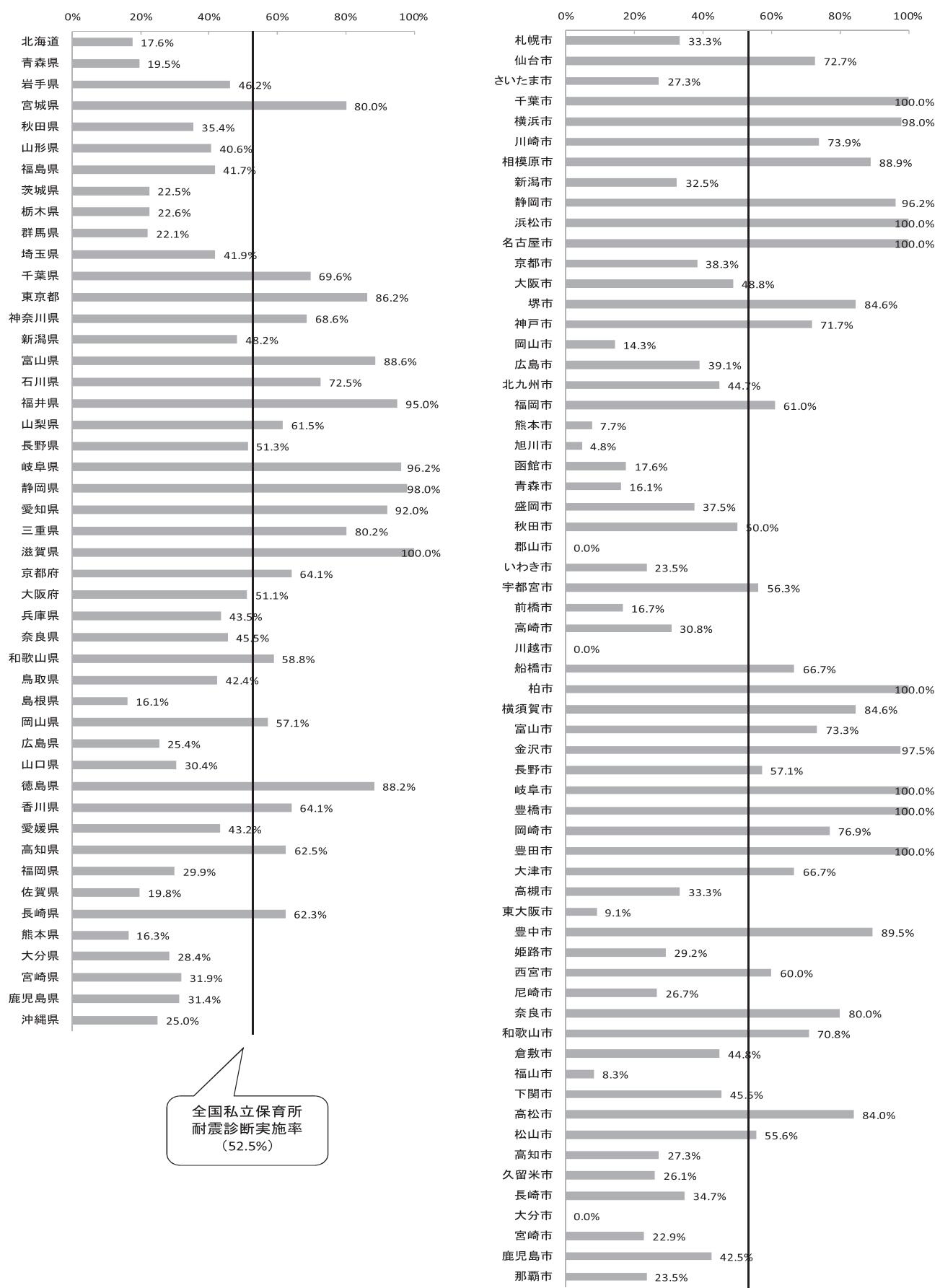
平成25年10月1日現在



全国私立保育所
耐震化率
(81.0%)

私立保育所の耐震診断実施率の状況

平成25年10月1日現在



全国私立保育所
耐震診断実施率
(52.5%)

緊急防災・減災事業について

※総務省資料を元に、厚生労働省において作成

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、平成27年度については5,000億円を計上。

1. 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業等

(1) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等）など

(2) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化など

(3) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 防災行政無線のデジタル化
- ② 消防救急無線のデジタル化
- ③ 広域化等に伴う高機能消防指令センターの整備など

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率100%

(2) 交付税措置元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成26年度から平成28年度まで

(平成29年度以降の取扱いについては事業の実施状況等を踏まえて検討)

住宅・建築物安全ストック形成事業等(国土交通省所管)の概要

～児童福祉施設等の耐震診断に要する費用に対する補助～

- 交付対象事業 ※社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の基幹事業として実施可能
 - (1) 地方公共団体が行う建築物の耐震診断 (平成27年度より、公立保育所は交付対象外(経過措置あり))
 - (2) 建築物の耐震診断を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助
(児童福祉施設等を含む社会福祉施設設全般も補助対象)

○国費率

(1) 地方公共団体が実施する場合

- ・ 耐震診断義務付け対象※1 国：1／2 ※2 、 地方：1／2
- ・ 上記以外 国：1／3 、 地方：2／3

※1 耐震改修促進法により耐震診断義務付け対象となる建築物（階数2以上かつ延べ面積1,500m²以上 等）

※2 住宅・建築物安全ストック形成事業において、国費率を引き上げ（平成27年度末までの時限措置）

(2) 民間事業者等が実施する場合

- ・ 耐震診断義務付け対象※1 (平成25年度から3年間の時限制度である耐震対策緊急促進事業により国費率を上乗せ)
地方公共団体の補助制度あり (原則形) 国：1／2 ※3 、 地方：1／3、 所有者等：1／6
なし※4 国：1／3、 所有者等：2／3
- ・ 上記以外 国：1／3、 地方：1／3、 所有者等：1／3

※3 住宅・建築物安全ストック形成事業1／3 + 耐震対策緊急促進事業1／6

※4 地方公共団体に補助制度がない場合でも、耐震対策緊急促進事業により国単独で補助

＜補助対象限度額※5 > 1千m²までの部分 : 2,060円／m²

1千m²～2千m²までの部分 : 1,540円／m²

2千m²を超える部分 : 1,030円／m²

※5 設計図書の復元等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合、上記に加えて154万円を限度として補助対象限度額を加算

延長保育事業について

○新制度における延長保育の取扱い

- (1) 標準時間認定 1~1時間を超えて利用する場合【現行】 (A)
- (2) 短時間認定 8時間を超えて利用する場合【新規】
 - ・1~1時間の開所時間内 短時間認定児のみを対象に算定し短時間認定児の単価を適用 (B)
 - ・1~1時間の開所時間外 標準時間認定と利用児童数を合算し標準時間認定の単価を適用 (A)



○訪問型の創設

- 訪問型の創設について
居宅訪問型保育事業利用児童の延長保育ニーズ、施設における少人数の延長保育ニーズや障害児等への対応の充実を図る。

- (1) 実施場所
当該児童の居宅
- (2) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童で以下に該当する場合

- ①居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合【居宅訪問型】
- ②保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合【その他】（短時間認定児の利用については、標準認定児の利用ががない場合に限る）

- (3) 職員配置
配置基準 1:1
従事者 必要な研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

病児保育事業について

質の改善等

- 病児・病後児対応型単価改善
利用の少ない日ににおいて地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し基本分補助単価の改善を行う。

病児対応型	
【改善前】	1 施設年額 基本分 2,417千円
【改善後】	1 施設年額 基本分 2,417千円
改善分	2,417千円
計	4,834千円

病後児対応型

【改善前】	
1 施設年額	基本分 2,006千円
【改善後】	
1 施設年額	基本分 2,006千円
改善分	2,006千円
計	4,012千円

体調不良児対応型実施要件改善

- 看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

体調不良児対応型実施施設の拡大

- 体調不良児対応型の実施場所について、医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所においても実施できるよう改善を行う。

研修

- 病児・病後児保育研修事業
病児保育事業従事者に対し、従事者の資質向上を図るために全国共通の研修制度を創設。

病児・病後児保育（訪問型）研修事業

- 病児保育事業（訪問型）従事予定者等に対し、従事に必要な知識の習得、従事者の資質の確保を図るための全国共通の研修制度を創設。

一時預かり事業について

○ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となるたびに預かる事業について、事業の普及を図るために下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算）、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

H25

保育所型・地域密着型（法定事業）

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着Ⅱ型（予算事業）

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。（保育士1名以上）

①基幹型加算（継続）

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

②余裕活用型（新規）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

幼稚園における預かり保育
(私立は私学助成、公立は一般財源)

③幼稚園型（幼稚園における預かり保育の後継）

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

④居宅訪問型（新規）

児童の居宅において一時預かりを実施。

H26（保育緊急確保事業）

①一般型（現行事業の後継）

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士（※1）を1人以上。
※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
※3 地域密着Ⅱ型は当分の間実施可。

H27（新制度施行）

平成25年度特別保育実施状況(都道府県・指定都市・中核市別)

①延長保育促進事業（保育課調べ）

都道府県	実施か所数		合計
	公立	私立	
北海道	76	150	226
青森県	4	317	321
岩手県	70	139	209
宮城県	83	78	161
秋田県	64	98	162
山形県	69	110	179
福島県	54	92	146
茨城県	110	318	428
栃木県	75	128	203
群馬県	23	169	192
埼玉県	245	451	696
千葉県	224	221	445
東京都	754	958	1,712
神奈川県	90	192	282
新潟県	160	141	301
富山県	68	81	149
石川県	89	97	186
福井県	88	121	209
山梨県	60	83	143
長野県	180	67	247
岐阜県	80	121	201
静岡県	61	168	229
愛知県	266	119	385
三重県	48	134	182
滋賀県	48	104	152
京都府	66	88	154
大阪府	174	392	566
兵庫県	99	240	339
奈良県	59	74	133
和歌山県	49	34	83
鳥取県	65	66	131
島根県	32	185	217
岡山県	73	73	146
広島県	59	100	159
山口県	50	130	180
徳島県	37	80	117
香川県	18	40	58
愛媛県	34	54	88
高知県	3	30	33
福岡県	74	292	366
佐賀県	36	176	212
長崎県	17	277	294
熊本県	62	305	367
大分県	11	121	132
宮崎県	24	170	194
鹿児島県	21	242	263
沖縄県	47	223	270
小計 ①	4,199	8,049	12,248

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公立	私立	
札幌市	24	196	220
仙台市	47	90	137
さいたま市	61	83	144
千葉市	58	63	121
横浜市	52	469	521
川崎市	72	151	223
相模原市	19	62	81
新潟市	58	124	182
静岡市	21	46	67
浜松市	20	65	85
名古屋市	81	177	258
京都市	14	178	192
大阪市	51	213	264
堺市	20	105	125
神戸市	61	143	204
岡山市	23	66	89
広島市	36	94	130
北九州市	20	127	147
福岡市	10	177	187
熊本市	23	128	151
旭川市	3	21	24
函館市	0	29	29
青森市	0	85	85
盛岡市	14	48	62
秋田市	12	43	55
郡山市	17	13	30
いわき市	0	27	27
宇都宮市	13	64	77
前橋市	2	41	43
高崎市	3	41	44
川越市	20	21	41
柏市	23	21	44
船橋市	14	45	59
横須賀市	11	30	41
富山市	24	43	67
金沢市	13	96	109
長野市	6	41	47
岐阜市	3	26	29
豊橋市	0	25	25
岡崎市	18	17	35
豊田市	18	12	30
大津市	14	39	53
豊中市	19	34	53
高槻市	14	32	46
東大阪市	14	49	63
西宮市	23	33	56
姫路市	15	50	65
尼崎市	28	53	81
奈良市	0	23	23
和歌山市	0	35	35
倉敷市	11	66	77
福山市	59	56	115
下関市	8	26	34
高松市	24	38	62
松山市	22	39	61
高知市	17	36	53
久留米市	3	57	60
長崎市	2	85	87
大分市	13	45	58
宮崎市	2	107	109
鹿児島市	11	102	113
那覇市	6	61	67
小計 ②	1,290	4,612	5,902
合計 (①+②)	5,489	12,661	18,150

②特定保育事業（平成25年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	3	7	10
青森県	0	1	1
岩手県	0	0	0
宮城県	6	7	13
秋田県	0	0	0
山形県	5	19	24
福島県	3	11	14
茨城県	0	29	29
栃木県	0	12	12
群馬県	1	3	4
埼玉県	24	31	55
千葉県	29	38	67
東京都	0	15	15
神奈川県	6	26	32
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
福井県	0	7	7
山梨県	1	0	1
長野県	0	0	0
岐阜県	0	1	1
静岡県	0	7	7
愛知県	13	11	24
三重県	2	13	15
滋賀県	0	1	1
京都府	0	1	1
大阪府	2	45	47
兵庫県	0	13	13
奈良県	1	6	7
和歌山県	1	0	1
鳥取県	0	0	0
島根県	3	71	74
岡山県	0	1	1
広島県	11	10	21
山口県	0	5	5
徳島県	1	6	7
香川県	0	0	0
愛媛県	0	0	0
高知県	0	0	0
福岡県	3	15	18
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	0	0
熊本県	0	2	2
大分県	0	9	9
宮崎県	1	0	1
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	5	35	40
小計 ①	121	458	579

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	0	0
仙台市	6	33	39
さいたま市	0	0	0
千葉市	4	19	23
横浜市	39	299	338
川崎市	0	50	50
相模原市	8	34	42
新潟市	0	0	0
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	3	37	40
京都市	7	43	50
大阪市	13	48	61
堺市	0	0	0
神戸市	15	105	120
岡山市	0	0	0
広島市	0	0	0
北九州市	0	3	3
福岡市	0	5	5
熊本市	0	0	0
旭川市	0	0	0
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	2	4	6
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	35	35
前橋市	0	0	0
高崎市	0	0	0
川越市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
横須賀市	1	0	1
富山市	0	0	0
金沢市	0	0	0
長野市	0	0	0
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	0	0	0
大津市	0	0	0
豊中市	0	3	3
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	0	0
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	0	0
奈良市	0	0	0
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	4	4
福山市	0	0	0
下関市	0	2	2
高松市	0	0	0
松山市	7	25	32
高知市	0	0	0
久留米市	0	0	0
長崎市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	0	0
鹿児島市	0	41	41
那覇市	0	0	0
小計 ②	105	790	895
合計 (①+②)	226	1,248	1,474

③休日保育事業（平成25年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	5	14	19
青森県	1	96	97
岩手県	0	30	30
宮城県	0	1	1
秋田県	0	20	20
山形県	0	16	16
福島県	0	4	4
茨城県	1	56	57
栃木県	3	21	24
群馬県	1	14	15
埼玉県	0	20	20
千葉県	4	15	19
東京都	4	59	63
神奈川県	2	14	16
新潟県	2	18	20
富山県	3	29	32
石川県	5	26	31
福井県	0	8	8
山梨県	0	4	4
長野県	17	5	22
岐阜県	1	5	6
静岡県	5	19	24
愛知県	7	18	25
三重県	3	10	13
滋賀県	2	12	14
京都府	1	7	8
大阪府	1	23	24
兵庫県	1	16	17
奈良県	0	4	4
和歌山県	1	3	4
鳥取県	3	5	8
島根県	3	27	30
岡山県	0	6	6
広島県	4	4	8
山口県	3	7	10
徳島県	0	5	5
香川県	2	4	6
愛媛県	0	7	7
高知県	0	1	1
福岡県	6	13	19
佐賀県	2	8	10
長崎県	0	36	36
熊本県	1	21	22
大分県	0	11	11
宮崎県	0	13	13
鹿児島県	0	15	15
沖縄県	0	3	3
小計 ①	94	773	867

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	3	2	5
仙台市	0	6	6
さいたま市	0	6	6
千葉市	0	5	5
横浜市	0	10	10
川崎市	0	6	6
相模原市	0	2	2
新潟市	0	10	10
静岡市	0	0	0
浜松市	0	2	2
名古屋市	3	13	16
京都市	1	5	6
大阪市	15	8	23
堺市	0	4	4
神戸市	0	2	2
岡山市	0	8	8
広島市	1	3	4
北九州市	0	7	7
福岡市	2	3	5
熊本市	0	0	0
旭川市	1	0	1
函館市	0	2	2
青森市	0	17	17
盛岡市	0	6	6
秋田市	0	6	6
郡山市	0	0	0
いわき市	1	2	3
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	3	3
高崎市	0	1	1
川越市	0	0	0
柏市	0	2	2
船橋市	0	2	2
横須賀市	0	1	1
富山市	0	27	27
金沢市	0	7	7
長野市	1	1	2
岐阜市	1	0	1
豊橋市	2	0	2
岡崎市	0	0	0
豊田市	1	4	5
大津市	0	2	2
豊中市	1	0	1
高槻市	0	1	1
東大阪市	0	0	0
西宮市	0	0	0
姫路市	0	2	2
尼崎市	0	1	1
奈良市	0	2	2
和歌山市	1	0	1
倉敷市	0	6	6
福山市	1	3	4
下関市	1	2	3
高松市	0	4	4
松山市	0	14	14
高知市	0	2	2
久留米市	0	3	3
長崎市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	23	23
鹿児島市	0	10	10
那覇市	0	1	1
小計 ②	36	260	296
合計 (①+②)	130	1,033	1,163

④病児・病後児保育事業(平成25年度国庫補助事業の交付決定ベース)

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	5	18	23
青森県	3	13	16
岩手県	7	30	37
宮城県	3	6	9
秋田県	6	22	28
山形県	6	29	35
福島県	0	14	14
茨城県	0	77	77
栃木県	2	38	40
群馬県	1	26	27
埼玉県	4	36	40
千葉県	12	52	64
東京都	6	135	141
神奈川県	0	14	14
新潟県	4	16	20
富山県	2	40	42
石川県	6	42	48
福井県	4	27	31
山梨県	2	23	25
長野県	6	14	20
岐阜県	3	13	16
静岡県	2	38	40
愛知県	6	18	24
三重県	1	8	9
滋賀県	4	9	13
京都府	6	23	29
大阪府	20	100	120
兵庫県	2	20	22
奈良県	1	21	22
和歌山県	0	8	8
鳥取県	7	8	15
島根県	2	23	25
岡山県	1	23	24
広島県	4	16	20
山口県	0	16	16
徳島県	0	19	19
香川県	5	6	11
愛媛県	0	8	8
高知県	1	3	4
福岡県	4	25	29
佐賀県	0	11	11
長崎県	0	25	25
熊本県	1	17	18
大分県	3	8	11
宮崎県	0	13	13
鹿児島県	0	16	16
沖縄県	1	9	10
小計 ①	153	1,176	1,329

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	4	4
仙台市	0	4	4
さいたま市	0	6	6
千葉市	0	8	8
横浜市	0	21	21
川崎市	0	3	3
相模原市	0	3	3
新潟市	1	7	8
静岡市	0	1	1
浜松市	0	5	5
名古屋市	0	12	12
京都市	0	6	6
大阪市	11	20	31
堺市	1	2	3
神戸市	0	13	13
岡山市	0	5	5
広島市	0	11	11
北九州市	0	9	9
福岡市	0	16	16
熊本市	0	8	8
旭川市	1	1	2
函館市	0	1	1
青森市	0	0	0
盛岡市	0	5	5
秋田市	0	7	7
郡山市	0	2	2
いわき市	0	3	3
宇都宮市	0	4	4
前橋市	0	12	12
高崎市	1	10	11
川越市	0	2	2
柏市	0	1	1
船橋市	1	3	4
横須賀市	1	0	1
富山市	1	26	27
金沢市	0	10	10
長野市	0	1	1
岐阜市	0	5	5
豊橋市	0	1	1
岡崎市	1	1	2
豊田市	0	3	3
大津市	0	3	3
豊中市	20	1	21
高槻市	0	3	3
東大阪市	1	2	3
西宮市	0	2	2
姫路市	0	4	4
尼崎市	0	2	2
奈良市	0	4	4
和歌山市	1	1	2
倉敷市	0	4	4
福山市	1	2	3
下関市	0	4	4
高松市	1	6	7
松山市	0	4	4
高知市	0	4	4
久留米市	0	3	3
長崎市	0	5	5
大分市	0	4	4
宮崎市	0	6	6
鹿児島市	0	7	7
那覇市	0	3	3
小計 ②	43	336	379
合計 (①+②)	196	1,512	1,708

⑤一時預かり事業(平成25年度国庫補助事業の交付決定ベース)

都道府県	実施か所数			合計
	保育所型	地域密着型	地域密着Ⅱ型	
北海道	153	4	4	161
青森県	114	1	0	115
岩手県	116	1	1	118
宮城県	49	2	0	51
秋田県	84	2	1	87
山形県	89	3	2	94
福島県	71	0	0	71
茨城県	240	7	0	247
栃木県	84	2	0	86
群馬県	124	0	0	124
埼玉県	263	19	0	282
千葉県	222	2	5	229
東京都	353	57	15	425
神奈川県	123	1	8	132
新潟県	163	9	3	175
富山県	79	3	3	85
石川県	102	5	0	107
福井県	120	1	0	121
山梨県	42	1	0	43
長野県	127	4	0	131
岐阜県	135	0	0	135
静岡県	160	4	2	166
愛知県	174	5	1	180
三重県	72	3	0	75
滋賀県	48	3	0	51
京都府	80	1	0	81
大阪府	143	7	2	152
兵庫県	203	0	0	203
奈良県	52	5	1	58
和歌山県	19	0	0	19
鳥取県	47	0	0	47
島根県	62	0	0	62
岡山県	76	1	2	79
広島県	91	2	1	94
山口県	141	0	0	141
徳島県	44	0	0	44
香川県	23	2	2	27
愛媛県	44	0	0	44
高知県	20	0	0	20
福岡県	146	2	1	149
佐賀県	82	0	1	83
長崎県	89	0	2	91
熊本県	53	0	1	54
大分県	89	0	0	89
宮崎県	70	0	1	71
鹿児島県	80	1	0	81
沖縄県	36	1	1	38
小計 ①	4,997	161	60	5,218

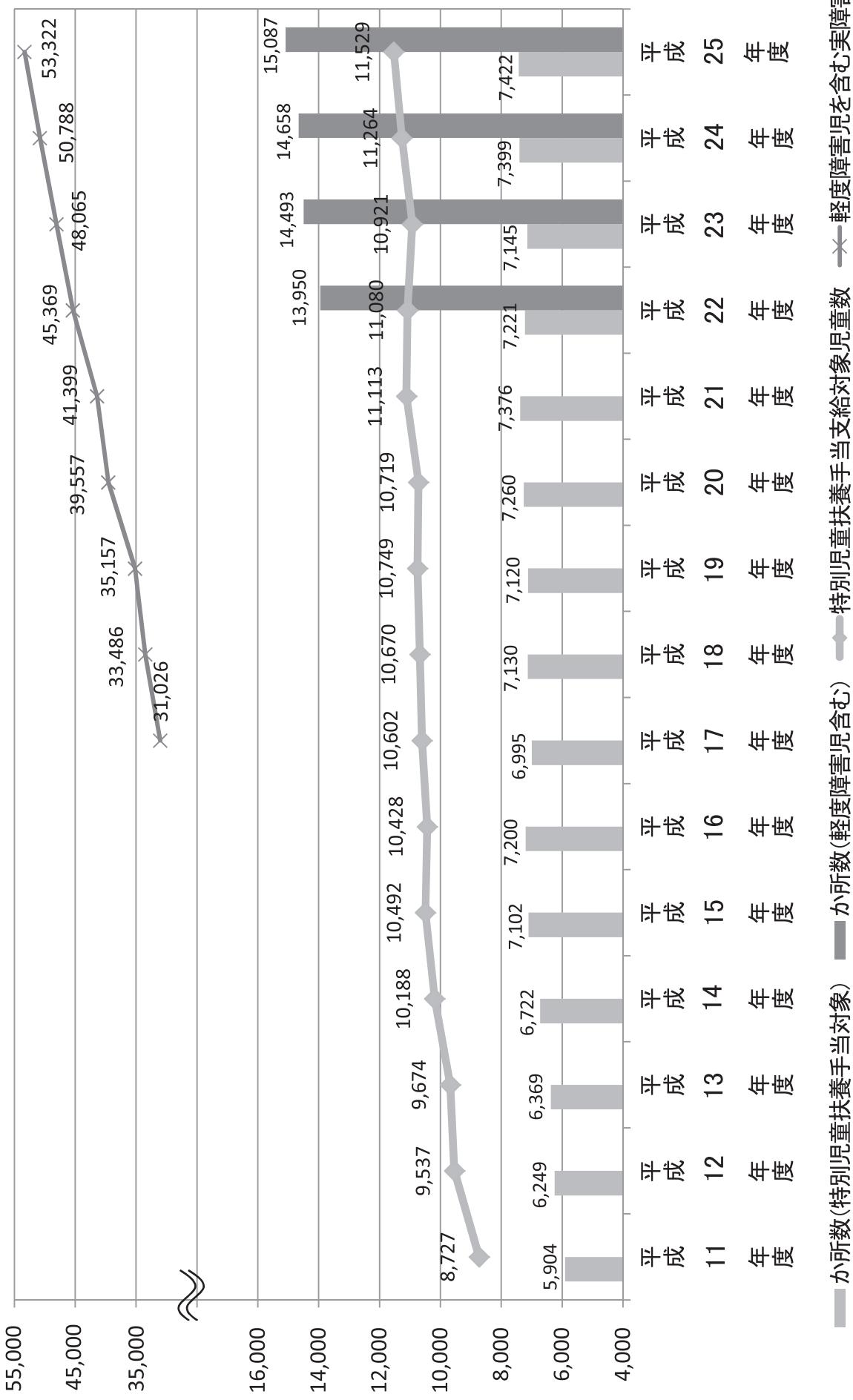
指定都市 中核市	実施か所数			合計
	保育所型	地域密着型	地域密着Ⅱ型	
札幌市	96	0	0	96
仙台市	39	4	0	43
さいたま市	48	0	1	49
千葉市	24	5	0	29
横浜市	337	0	113	450
川崎市	50	0	0	50
相模原市	45	0	0	45
新潟市	128	1	1	130
静岡市	52	2	1	55
浜松市	56	0	1	57
名古屋市	139	0	0	139
京都市	50	0	0	50
大阪市	61	4	0	65
堺市	87	0	0	87
神戸市	97	0	0	97
岡山市	81	0	0	81
広島市	62	0	0	62
北九州市	67	0	0	67
福岡市	22	4	0	26
熊本市	14	0	0	14
旭川市	9	0	0	9
函館市	28	0	0	28
青森市	53	0	0	53
盛岡市	15	0	0	15
秋田市	50	0	0	50
郡山市	6	0	1	7
いわき市	10	0	0	10
宇都宮市	12	1	0	13
前橋市	23	0	0	23
高崎市	12	1	0	13
川越市	15	0	0	15
柏市	16	0	0	16
船橋市	16	0	0	16
横須賀市	8	0	0	8
富山市	33	0	0	33
金沢市	97	1	0	98
長野市	11	0	0	11
岐阜市	23	0	0	23
豊橋市	3	0	0	3
岡崎市	17	0	0	17
豊田市	5	0	0	5
大津市	23	0	0	23
豊中市	45	1	0	46
高槻市	28	0	0	28
東大阪市	32	0	0	32
西宮市	13	0	0	13
姫路市	31	0	0	31
尼崎市	26	4	0	30
奈良市	10	0	0	10
和歌山市	9	0	0	9
倉敷市	15	0	0	15
福山市	59	0	0	59
下関市	19	0	0	19
高松市	19	0	0	19
松山市	34	1	0	35
高知市	8	0	0	8
久留米市	8	0	6	14
長崎市	11	0	0	11
大分市	10	0	0	10
宮崎市	56	0	3	59
鹿児島市	30	0	2	32
那覇市	24	0	0	24
小計 ②	2,527	29	129	2,685
合計 (①+②)	7,524	190	189	7,903

⑥夜間保育所の設置状況（保育課調べ：平成26年4月1日現在）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	0	2	2
青森県	0	1	1
岩手県	0	0	0
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	0
福島県	0	0	0
茨城県	0	2	2
栃木県	0	0	0
群馬県	0	1	1
埼玉県	0	1	1
千葉県	0	1	1
東京都	0	3	3
神奈川県	0	6	6
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	1	1
福井県	0	2	2
山梨県	0	1	1
長野県	0	0	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	0	0	0
三重県	0	0	0
滋賀県	0	1	1
京都府	0	0	0
大阪府	0	4	4
兵庫県	0	0	0
奈良県	0	0	0
和歌山県	0	0	0
鳥取県	0	1	1
島根県	0	3	3
岡山県	0	0	0
広島県	0	0	0
山口県	0	0	0
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	0	0	0
高知県	0	0	0
福岡県	0	0	0
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	2	2
熊本県	0	3	3
大分県	0	0	0
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	2	2
小計 ①	0	37	37

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	3	3
仙台市	0	0	0
さいたま市	0	0	0
千葉市	0	0	0
横浜市	0	1	1
川崎市	0	1	1
相模原市	0	1	1
新潟市	0	1	1
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	4	4
京都市	0	8	8
大阪市	0	6	6
堺市	0	1	1
神戸市	0	0	0
岡山市	0	1	1
広島市	0	0	0
北九州市	0	1	1
福岡市	0	2	2
熊本市	0	1	1
旭川市	0	1	1
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	0	0	0
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	0	0
高崎市	0	0	0
川越市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
横須賀市	0	0	0
富山市	0	0	0
金沢市	0	2	2
長野市	0	1	1
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	0	0	0
大津市	0	1	1
豊中市	0	0	0
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	1	1
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	1	1
奈良市	0	1	1
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	1	1
福山市	0	2	2
下関市	0	0	0
高松市	0	1	1
松山市	0	1	1
高知市	0	0	0
久留米市	0	1	1
長崎市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	1	1
鹿児島市	0	0	0
那覇市	0	1	1
小計 ②	0	48	48
合計 (①+②)	0	85	85

保育所における障害児の受け入れ状況について（保育課調べ）



平成25年度 障害児保育実施状況（都道府県・指定都市・中核市別）

都道府県 政令指定都市 中核市	実障害児受入保育所数（A）						実障害児数（a）					
	設置主体			うち特別児童扶養手当支給対象実障害児受入保育所数（B）			設置主体			うち特別児童扶養手当支給対象実障害児数（b）		
	公		私	公		私	公		私	公		私
	合計	か所	か所	か所	か所	か所	合計	人	人	人	人	人
北海道	318	318	181	137	236	137	99	1,105	418	108	310	
青森県	116	116	11	105	101	8	93	211	156	32	124	
岩手県	164	164	79	85	125	55	70	397	203	92	111	
宮城県	111	111	73	38	57	42	15	305	82	18	64	
秋田県	153	153	71	82	79	37	42	461	111	36	75	
山形県	130	130	70	60	98	53	45	378	150	40	110	
福島県	114	114	64	50	49	28	21	236	74	24	50	
茨城県	211	211	94	117	117	56	61	569	161	80	81	
栃木県	192	192	123	69	75	51	24	574	107	46	61	
群馬県	140	140	39	101	58	12	46	430	66	22	44	
埼玉県	428	428	273	155	208	124	84	1,294	282	121	161	
千葉県	282	282	182	100	141	99	42	1,022	199	60	139	
東京都	1,495	1,495	770	725	460	254	206	4,417	559	279	280	
神奈川県	159	159	67	92	83	39	44	365	104	30	74	
新潟県	388	388	282	106	166	120	46	1,780	244	74	170	
富山県	134	134	82	52	43	21	22	315	52	17	35	
石川県	168	168	95	73	79	41	38	439	93	36	57	
福井県	197	197	105	92	100	49	51	591	153	47	106	
山梨県	94	94	52	42	46	28	18	242	52	24	28	
長野県	390	390	334	56	239	212	27	2,098	392	92	300	
岐阜県	213	213	144	69	118	80	38	741	226	86	140	
静岡県	179	179	87	92	87	40	47	562	124	24	100	
愛知県	453	453	393	60	193	169	24	2,152	290	90	200	
三重県	264	264	176	88	146	105	41	1,051	274	103	171	
滋賀県	192	192	97	95	84	53	31	1,208	121	65	56	
京都府	185	185	107	78	133	75	58	1,155	272	73	199	
大阪府	489	489	195	294	251	130	121	2,719	428	138	290	
兵庫県	305	305	140	165	207	99	108	1,068	352	83	269	
奈良県	111	111	68	43	95	60	35	488	263	38	225	
和歌山県	108	108	91	17	35	32	3	772	120	19	101	
鳥取県	133	133	91	42	27	18	9	347	32	13	19	
島根県	139	139	37	102	117	34	83	274	188	56	132	
岡山県	144	144	92	52	19	10	9	624	25	11	14	
広島県	199	199	142	57	96	70	26	743	162	28	134	
山口県	143	143	64	79	72	29	43	547	93	35	58	
徳島県	103	103	70	33	32	22	10	405	36	20	16	
香川県	75	75	52	23	27	21	6	219	31	12	19	
愛媛県	149	149	100	49	91	62	29	624	141	44	97	
高知県	124	124	95	29	94	73	21	406	235	30	205	
福岡県	209	209	74	135	132	43	89	467	174	61	113	
佐賀県	102	102	33	69	75	21	54	206	101	49	52	
長崎県	148	148	21	127	111	16	95	319	153	62	91	
熊本県	258	258	65	193	128	35	93	623	176	54	122	
大分県	115	115	33	82	52	15	37	323	66	37	29	
宮崎県	106	106	31	75	46	8	38	190	56	28	28	
鹿児島県	126	126	19	107	79	10	69	218	108	47	61	
沖縄県	188	188	59	129	158	53	105	450	274	143	131	
小計①	10,344	5,623	4,721	5,265	2,849	2,416	36,130	8,179	2,727	5,452		

都道府県 政令指定都市 中核市	実障害児受入保育所数 (A)						実障害児数 (a)					
	設置主体			うち特別児童扶養手当支給対象実障害児受入保育所数 (B)			設置主体			うち特別児童扶養手当支給対象実障害児数 (b)		
	合計	公	私	合計	か所	人	合計	公	私	合計	1級	2級
札幌市	か所 142	か所 17	か所 125	か所 25	か所 4	人 312	人 33	人 11	人 22	人 125	人 24	人 101
仙台市	109	48	61	83	43	40	378	264	115	45	23	22
さいたま市	99	61	38	37	29	8	264	207	157	74	35	39
千葉市	93	57	36	49	34	15	207	110	97	826	268	59
横浜市	329	80	249	165	55	110	826	213	193	268	59	209
川崎市	113	47	66	25	3	22	213	213	190	26	8	18
相模原市	63	25	38	19	6	13	256	256	233	41	17	24
新潟市	162	87	75	59	34	25	853	853	826	78	26	52
静岡市	101	42	59	25	17	8	423	423	406	39	17	22
浜松市	78	22	56	39	12	27	442	442	425	55	12	43
名古屋市	281	118	163	142	64	78	1,129	1,129	1,050	211	67	144
京都市	205	23	182	97	16	81	1,275	1,275	1,200	155	41	114
大阪市	301	121	180	201	91	110	1,342	1,342	1,250	427	112	315
堺市	100	20	80	33	12	21	367	367	340	59	19	40
神戸市	182	62	120	75	29	46	644	644	615	114	27	87
岡山市	93	51	42	9	4	5	633	633	604	10	2	8
広島市	128	76	52	8	6	2	282	282	253	10	2	8
北九州市	109	23	86	55	17	38	336	336	307	82	33	49
福岡市	137	9	128	59	6	53	346	346	317	77	22	55
熊本市	104	23	81	54	3	51	368	368	339	82	23	59
旭川市	26	4	22	17	2	15	116	116	101	32	9	23
函館市	17	0	17	11	0	11	36	36	33	18	2	16
青森市	23	0	23	11	0	11	33	33	30	12	5	7
盛岡市	39	11	28	24	6	18	93	93	86	40	16	24
秋田市	35	11	24	13	5	8	67	67	60	17	4	13
郡山市	18	14	4	18	14	4	24	24	21	24	2	22
いわき市	45	28	17	31	22	9	176	176	160	47	25	22
宇都宮市	43	13	30	14	3	11	107	107	98	17	4	13
前橋市	31	12	19	10	6	4	50	50	43	12	6	6
高崎市	14	6	8	14	6	8	15	15	14	15	5	10
川越市	23	20	3	15	12	3	69	69	60	16	7	9
船橋市	31	23	8	9	9	0	103	103	94	13	10	3
柏市	19	13	6	11	7	4	39	39	32	17	14	3
横須賀市	15	4	11	3	0	3	22	22	20	4	1	3
富山市	77	40	37	33	16	17	273	273	254	45	20	25
金沢市	65	11	54	32	7	25	158	158	140	32	12	20
長野市	56	33	23	16	7	9	76	76	68	19	6	13
岐阜市	39	19	20	22	13	9	208	208	190	36	15	21
豊橋市	37	4	33	12	1	11	201	201	183	14	2	12
豊田市	61	51	10	26	20	6	236	236	218	36	13	23
岡崎市	43	28	15	3	3	0	134	134	126	3	1	2
大津市	48	12	36	26	10	16	240	240	222	50	25	25
高槻市	34	13	21	14	7	7	97	97	89	17	2	15
東大阪市	60	14	46	32	8	24	442	442	424	52	17	35
豊中市	36	18	18	20	13	7	162	162	144	40	22	18
姫路市	75	27	48	72	27	45	367	367	349	122	14	108
西宮市	42	22	20	18	9	9	89	89	80	22	13	9
尼崎市	59	25	34	22	3	19	140	140	131	28	7	21
奈良市	30	16	14	24	14	10	94	94	86	42	10	32
和歌山市	20	13	7	14	8	6	30	30	28	21	5	16
倉敷市	69	24	45	36	15	21	408	408	390	45	13	32
福山市	98	55	43	42	23	19	438	438	420	55	18	37
下関市	44	23	21	22	12	10	330	330	312	33	14	19
高松市	56	33	23	14	4	10	185	185	167	6	11	11
松山市	39	22	17	12	8	4	108	108	90	13	4	9
高知市	69	23	46	41	15	26	216	216	200	74	22	52
久留米市	49	7	42	25	6	19	140	140	122	40	22	18
長崎市	49	8	41	22	4	18	136	136	128	38	12	26
大分市	35	15	20	18	9	9	60	60	52	24	9	15
宮崎市	49	4	45	7	0	7	138	138	120	9	5	4
鹿児島市	53	8	45	32	5	27	124	124	116	45	25	20
那覇市	43	9	34	40	9	31	116	116	108	50	33	33
小計②	4,743	1,748	2,995	2,157	853	1,304	17,192	3,350	1,074	2,276		
合計	15,087	7,371	7,716	7,422	3,702	3,720	53,322	11,529	3,801	7,728		

「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）（抜粋）

（1）児童福祉法（昭 22 法 164）

（i）保育所の設置認可等に係る経済的基礎の要件（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平 24 法 67）による改正後の 35 条 5 項 1 号）については、当該認可の事務は自治事務であり、保有する資産の額を保育所が安定的に運営可能と都道府県等が認めた額とすること等について周知する。

[措置済み（平成 26 年 12 月 12 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局通知）]

（ii）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。

- ・保育所における食事の提供（同基準 11 条 1 項）に関し、3 歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成 28 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
- ・居室面積（同基準 32 条）については、三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、平成 27 年 3 月 31 日までの間、居室の面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を、平成 32 年 3 月 31 日まで延長する。
- ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が 1 人である場合等における保育士の数が 2 人を下回ってはならないという取扱い（同基準 33 条 2 項）について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。
- ・乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定（同基準 33 条 2 項及び附則）については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても 1 人に限って、保育士とみなすことができるよう措置する。

上記（i）（ii）に加え、平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策（潜在保育士の復帰支援を含む。）に強力に取り組む。

(14) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平 18 法 77) (文部科学省と共管) [再掲]

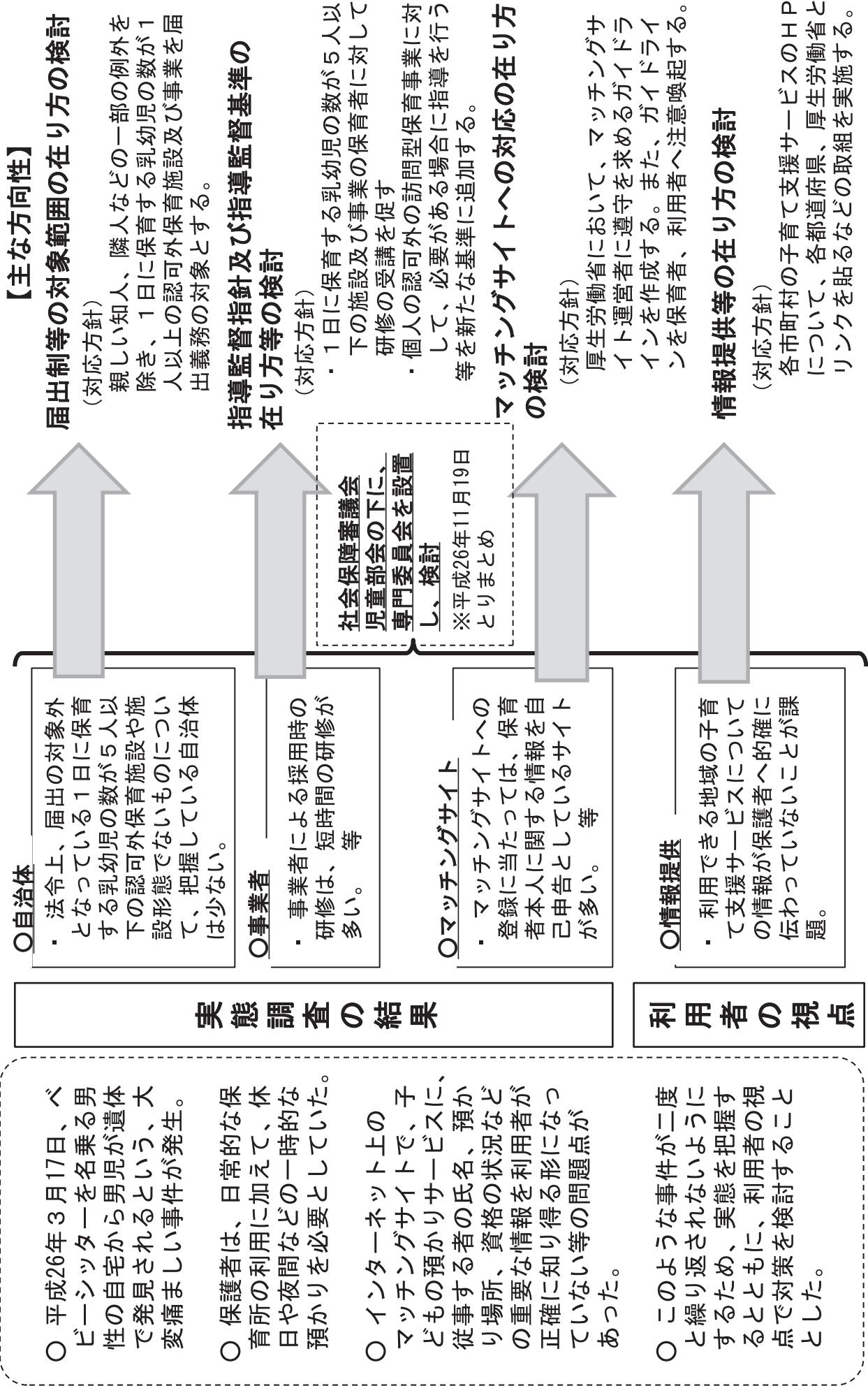
- (i) 保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間（5条）については、廃止する。
- (ii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。
- ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。
 - ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成 28 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
- (iii) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2）のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成 28 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

(20) 保育士修学資金貸付制度

保育士修学資金貸付事業に係る貸付対象者の住所要件について、平成 26 年度末までに廃止する。

子どもの預かりサービスの在り方にについて専門委員会 議論のとりまとめについて（平成26年11月19日）

附録1



子どもの預かりサービスの在り方にに関する専門委員会議論のとりまとめの概要（平成26年11月19日）

(1) 届出制等の対象範囲の在り方について

1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設（訪問型の事業を含む。）に対して都道府県知事等への届出義務を課す。

- ※届出をした施設は、毎年1回、運営状況報告の義務
事業所内保育施設等、従来より届出対象外とされているものに加え、届出対象の拡大に伴い、以下を届出対象外として追加。
・施設の設置者と利用者との間に保育を利用する以前から長期にわたる安定的な信頼関係が構築されていると客観的に判断される場合

(2) 指導監督指針及び指導監督基準の在り方等について

指導監督指針又は指導監督基準に、以下のア～オについて新たに追加する。

- ア 認可外の訪問型保育事業や、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の保育者に対して、研修の受講を促すこと
イ 賠償責任保険への加入など、保育中の万が一の事故に備えること
ウ 保育後に保護者に保育中の子どもの様子を報告すること
エ 事前に保護者が保育者に関する情報確認できるようにすること
オ 個人の認可外の訪問型保育事業の保育者に対して、必要がある場合に指導を行うこと

(3) マッチングサイトへの対応の在り方について

厚生労働省において、以下のアンケートに回答するガイドラインを作成する。また、厚生労働省が委託する業者がマッチングサイト運営者に遵守を求めるガイドラインを作成する。

- ア マッチングサイトへの登録は、都道府県知事等に届出を行った者に限り、1人が1つのサイトの中で複数の登録をすることができないようにすること
イ 保護者、保護者双方から相談を受ける窓口を設けること
ウ 保育者と利用者との間でトラブルが生じた場合に、解決のための措置を講ずること
エ 保育者が遵守すべき利用規約（事前面接を行うこと、身分証明書等を利用者に示すこと等）を定めること
オ マッチングサイトのトップページ等の見やすい場所に、届出制度の周知、利用規約を表示し、ガイドラインの遵守状況を公表すること
カ 登録された保育者の個人情報を適切に管理すること

(4) 情報提供等の在り方について

- ・各市町村の子育て支援サービスのHPについて、各都道府県、厚生労働省とリンクを貼るなどの取組を実施する。
・乳児家庭全戸訪問事業などの機会に、子育て支援サービスを簡潔に記載したりーフレットで周知することなども有意義。

子ども・子育て支援新制度における保育所等利用待機児童について

＜現行の定義＞

- 待機児童の定義は、現在、次のとおりとなっている。

【現行】

調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものの(※)を把握すること。

(※)「保育所、家庭的保育、特定保育、認定こども園の保育所機能部分、国庫補助事業対象施設、又は地方単独保育施策対象施設」を利用していなないもの。



＜見直しの趣旨＞

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園も含めた新たな共通の給付が創設されることや、保育の必要性の認定に係る事由について求職活動が明確に位置付けられるなどを踏まえ、待機児童の定義を次のとおり見直す。

【改正後】

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みがなされているが、利用していないものの(※)を把握すること。

(※)「特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業」の利用を希望していたが、「特定教育・保育施設(幼稚園を除く)、特定地域型保育事業、国庫補助事業対象施設、又は一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園」を利用していないもの。

(参考) 特定教育・保育施設…認定こども園、幼稚園、保育所
特定地域型保育事業…小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

＜主な変更点＞

- 子ども・子育て支援新制度施行に伴う小規模保育等や幼稚園の利用児童の取扱いの整理
- 特定の保育所等を希望し、他に利用可能な地方単独保育施策を利用しない場合の取扱いの明確化
- 求職活動を休止している場合の取扱いの明確化
- 育児休業中の取扱いの整理

教育・保育施設等における重大事故
の再発防止策に関する検討会
中間取りまとめについて

平成26年11月28日

1. 本検討会における検討事項及び本中間取りまとめの位置付けについて

①本検討会における検討事項について

○ 子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、その遵守すべき運営に関する基準（以下「運営基準」という。）に基づき、事故の発生、再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講じることとされている。

その上で、運営基準に基づく施設・事業者による対応のみならず、①特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、②類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック（周知）、③事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組のあり方にについて検討することが求められている。

○ 現行においては、保育所、認可外保育施設、放課後児童クラブ等について、死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、国に報告を行う制度が設けられているが、必ずしも事故の検証や再発防止に役立つ形にはなっていない等の問題点が指摘されているところである。そのため、上記の検討を行つに当たっては、こうした現行制度に係る問題点を踏まえ、施設・事業の透明性を高めつつ、事故の再発防止に資する制度としていく必要がある。

○ こうした問題意識の下、本検討会では、以下に掲げる大括りの論点及びそれを細分化した具体的検討項目について、検討を行っていくこととしている。

論点1：重大事故の情報の集約のあり方について、どう考えしていくか

論点2：集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方について、どう考えていくか

論点3：事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について、どう考えていくか

<論点及び具体的検討項目について>

論点	検討項目	検討例
論点1 重大事故の情報の集約のあり方について	①集約(=行政への報告)の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 報告の対象となる施設・事業の範囲 ▶ 報告の対象となる重大事故の範囲 ▶ 報告の対象となる重大事故に関する情報の範囲(項目)
	②集約方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 報告の集約先 ▶ 報告様式
論点2 集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方について	①その公表のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公表することとした場合のルール、方法
	②分析・フィードバックのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 既に集約している情報を中心とするデータベース化 ▶ 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン
論点3 事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について	①事故の再発防止の事後的な検証のあり方 ②事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再発防止のために必要な事後的な検証のあり方 ▶ 国、都道府県、市町村の役割分担等

(2)中間取りまとめの位置付けについて

- これらの論点は互いに関連するものであり、まとめて検討を行った上で一定の結論を出すことが望ましいが、平成27年4月に新制度の施行を控える中、制度運用に当たつて最低限必要なルールを「当面の課題」と位置付け、重大事故情報の集約の範囲・方法、集約した情報の公表等を中心に検討を行い、今般、当該部分について方向性の取りまとめを行った。

- なお、本中間取りまとめ後には、残された課題である重大事故の発生防止のためのガイドラインや、事故の再発防止のために必要となる事後的な検証のあり方にについて検討することとしている。その際、上記に述べたとおり、これら3つの論点は互いに密接に関連するものであることから、今回取りまとめた内容についても必要に応じ見直しを図り、充実させていくことが適当である。

2. 当面の検討課題について、各論点の検討の視点及び対応方針

以下、本検討会で当面の検討課題として検討を行った各論点について、検討の視点及び対応方針を整理し提示する。

論点1：重大事故の情報の集約のあり方について

① 集約（ニ行政への報告）の範囲について

イ) 報告の対象となる施設・事業の範囲

【検討の視点】

- 運営基準において事故発生時の報告を求めている特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者については対象となる。
- その上で、現行の取扱いを踏まえ、現行で対象となつている施設・事業及び運営基準で対象となる施設・事業に加える。
就学前の子どもを預かる施設・事業(※)を対象とすることについて、どう考えるか。
※ 認可外の居宅訪問型保育事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業
- 特に、対象児童のうち、死亡事故が多い0～2歳児を預かる施設・事業について、どう考えるか。
- なお、他の論点（報告の対象となる範囲、報告事項、集約の方法等）についても、これらの施設・事業のうち特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、認可外の居宅訪問型保育事業、延長保育事業、病児保育事業及び一時預かり事業の取扱いを検討することとしてはどうか。

【参考：現行の取扱い】

- 以下の施設・事業について、事故が発生した際、報告を求めている。
 - ・保育所及び認可外保育施設
 - ・放課後児童クラブ
 - ・ファミリー・サポート・センター・事業

<主なご意見>

- ・ 現行で対象となっている施設・事業及び運営基準で対象となる施設・事業に加え、就学前の子どもを預かる施設・事業も対象とすべき。
- ・ 保護者の視点からは、利用する施設によって子どもの安全面に違いが出ないよう、子どもを預かる制度全体として考えるべき。

○対応方針

- ・ 子ども・子育て支援新制度における

①特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者

- ・ 確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けない幼稚園については、学校保健安全法に基づき、小・中・高校と同様の危険等発生時の対応等が図られている。本検討会のとりまとめや「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議等における検討も踏まえ、引き続き安全体制の充実を図る。

②地域子ども・子育て支援事業（子どもを預かる事業に限る）（※）

- ・ 一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業
- ※ 放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業については、対象児童の年齢や保育内容等が異なることから、本検討会のとりまとめに準じて対応する。

③認可を受けていない施設・事業

- ・ 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業を報告の対象とする。

口)報告の対象となる重大事故の範囲

【検討の視点】

- 重大事故の再発防止を進めていく観点から、報告の対象となる事故の範囲について、どう考えるか。

【参考:現行の取扱い】

- 死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等を対象としている。

<主なご意見>

- ・ 現行同様、死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等がよい。
- ・ 医療機関を受診した事故まで報告をもらったほうがよい。
- ・ 意識不明の事故については、治療に要する期間にかかるわらば報告をもらつたほうがよい。
- ・ 骨折は頻繁に起こり、死亡等とは性質が異なることから、治療に要する期間ではなく、負傷の内容によって考えてはどうか。
- ・ 最近は顔のひつかきなどでも通院し、件数も多くなっている。医療機関を受診した事故すべてを報告するのは、いかがなものかと思う。
- ・ 医療機関を受診した事故は多岐にわたるので、小さい事故については詳細な報告は不要だが、件数くらいは把握してほしい。
- ・ 絶対報告しなくてはいけない事故と任意で報告を求めるものの2つに分けてもよいのではないか。
- ・ 医療機関を受診した事故まですべて報告を求めるのは現実的にも難しく、事務等が煩雑となるのではないか。
- ・ 事故の例示について示した方が、現場ではわかりやすいのではないか。
- ・ 国、自治体のそれぞれの役割を考えて、報告対象を考えはどうか。
- ・ 都道府県に危機管理を担当する職員を配置し、基礎自治体をフォローする仕組みとしてはどうか。

○対応方針

- ・国への報告対象とすべき重大事故については、現行の報告対象である死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故（※）を含む。）等とする。また、これらの事故の例示を示すとする。
- ※意識不明の事故については、その後の経過に関わらず、事業が生じた時点で報告対象とする。

・事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報に基づく意見ももある。一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効率的・効果的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。これらのことから、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者が報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされねばならない。

ハ) 報告の対象となる重大事故に関する情報の範囲(項目)

【検討の視点】

- 現行の取扱いを踏まえ、その範囲についてどう考えしていくか。
- 現行の報告様式に定める事項について、追加又は削除すべきものがあるか。特に、行政指導の状況や、当該事故に関し特徴的な事項(同種の事故の再発防止に資する事項)の報告を求めることがありますか。その他、効果的・効率的に報告等の仕組みを運用する観点から、どう考えるか。
- 重大事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分けることについて、どう考えるか。また、報告期限について目安を設定することについてどう考えるか。
- 事故の検証との関係で、どのように考えるか。

【参考:現行の取扱い】

- 事故が発生した際、以下の情報を記した上で、報告を求めている。
 - ・事業者に関する情報(認可・認可外の別、施設名、所在地、設置者、入所児童数、保育従事者数、保育室等の面積等)
 - ・被災児童に関する情報(児童年齢・性別、入所年月日、病状・死因等(既往症)、病院名等)
 - ・事故発生時の状況に関する情報(発生日時、発生時の体制、発生時の児童の様子、発生状況、発生後の対応等)

<主なご意見>

- ・事故予防・安全面等の研修の実施状況、事故の発生要因(どうして起きたのか。防げなかつた因子等)も報告することとしてはどうか。
- ・再発防止策を検証する観点から、要因分析を報告することとしてはどうか。
- ・行政の指導監査の状況も報告することとしてはどうか。
- ・各保育士が事故当日に発生状況を詳細に記録することを求めてはどうか。
- ・事故発生時の状況図を報告することとしてはどうか。
- ・職員の経験年数、正規・非正規の別、有資格者・無資格者の別も報告することとしてはどうか。
- ・当該事故に関し特徴的な事項として報告をもらう際、SHELシステム(ソフト面、ハード面、環境面、人的要素)の視点を入れて報告することとしてはどうか。
- ・報告期限について、速やかにではなく、目安の日にちを設定してはどうか。

○対応方針

- ・ 事故報告様式については、別紙1 のとおりとする。また、記載例を示すこととする。
- ・ また、事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分け、報告期限の目安（※）を設定することとする。
※ 国への第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1ヶ月以内程度とするが、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行う。また、その後、事故発生の要因分析や検証等の結果について、でき次第報告する。

②集約方法について イ)報告の集約先

【検討の視点】

- 子ども・子育て支援法に基づく確認制度(運営基準)は市町村が運営することから、事故が発生した際には、市町村にに対して報告するよう求めているが、現行の取扱いとの関係、情報の効率的な集約等との関係を踏まえ、報告をどのようにルートでどこに集約するか。
- 現行では、法令上の仕組みはないが、保育所から市町村(指定都市・中核市を除く。)になされた報告については都道府県を通じて、保育所から指定都市・中核市になされた報告及び認可外保育施設からなされた報告については報告のあった都道府県・指定都市・中核市から、国に集約されている。新制度においては、法令(運営基準)上、市町村に報告することとなる(認可外保育施設については、法令上の仕組みはない)。これらを踏まえ、報告及び集約の方法についてどう考えるか。
※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
- 重大事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分けることについて、どう考えるか。また、報告期限について目安を設定することについてどう考えるか。(再掲)
- 消費者安全法において、重大事故等が発生した場合には、直ちに消費者庁へ通知することとなっているが、通知ルートについてどう考えるか。

【参考:現行の取扱い】

- 保育所において事故が発生した場合は市町村に対し、認可外保育施設において事故が発生した場合は都道府県・指定都市・中核市に対し、報告するよう求めている。
- * 放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業は市町村事業であることから、市町村から都道府県に対し報告するよう求めている。
- * 最終的には都道府県等から国に対して報告するよう求めている。

口) 報告様式

【検討の視点】

- 現行の取扱いを踏まえ、統一的な報告様式を定めることとするか。
- 現行の報告様式に定める事項について、追加又は削除すべきものがあるか。特に、行政指導の状況や、当該事故に関し特徴的な事項(同種の事故の再発防止に資する事項)の報告を求めることについて、どう考えるか。その他、効果的・効率的に報告等の仕組みを運用する観点から、どう考えるか。(論点1①ハの再掲)
- 事故が発生した場合は「速やかに」報告することとされているが、その後の状況の変化等にどのように対応するか。

【参考:現行の取扱い】

- 上記①ハに掲げる事項を記載する報告様式を定めている。

<主なご意見>

- ・ 保育士一人ひとりが事故発生後すぐに記録する様式を定め、それをもとに行政が詳細調査を行い、事故概要をとりまとめる報告様式とするべき。
- ・ 事故情報報は、消費者安全法に基づくものを含め様々な機関が集約しているが、集約する情報の内容等、うまく一本化されていないのでないか。

○ 対応方針

- ・ 認可・確認を受けた施設・事業、延長保育事業・病児保育事業・都道府県へ報告、認可を受けていない施設・事業については都道府県へ報告する。それらについて、都道府県から国へ報告を行うこととする。
 - ・ また、事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分け、報告期限の目安(※)を設定することとする。
- ※ 国への第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1ヶ月以内程度とするが、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行う。また、その後、事故発生の要因分析や検証等の結果について、でき次第報告する。(再掲)

- ・ 消費者安全法に基づく重大事故等の消費者庁への通知については、直ちに通知することとされている。
施設・事業者から報告を受けた市町村・都道府県は、第1報の時点で、消費者庁へ通知を行うこととする。
- ※ 事故の報告範囲について、消費者庁への通知範囲には、所管府省への事故報告範囲に加え、これらの事故を発生させるおそれがあるものも含まれることに留意
- ・ 報告様式については、別紙1のとおりとする。また、記載例を示すこととする。（再掲）
- ・ なお、関係者が事故発生後すぐに発生状況を詳細に記録することについては、事故の再発防止のための事後的な検証のあり方の検討の際に検討する。

論点2：集約した情報の公表、分析・フィードバックのあり方について

①公表のあり方について 1)公表に関するルール、方法

【検討の視点】

- 下記②のデータベース化とともに、検討することが必要ではないか。
- 個別事業の公表については、重大事故の再発防止の観点と情報公開・個人情報保護の観点の双方を踏まえ、報告された事項のうちどの項目を公表することが適当か。

【参考：現行の取扱い】

- 国においては、毎年、事故件数等を公表しており、個別事業については、情報公開制度に則って対応している。地方自治体においても、事業に応じて個別に報道発表している。

②分析・フィードバックのあり方について イ)既に集約している情報を中心とするデータベース化

【検討の視点】

- 論点1①イにおける対象となる施設・事業とも関連して、上記のデータベースに含まれていない施設・事業について(は、データベース化や公表のあり方にについて検討することが必要ではないか。(上記①イの公表に関するルール、方法とも関連)
- 報告される情報の項目、個別事業の公表の取扱いのほか、日本スポーツ振興センターの学校事故例検索データベースの公表内容等を踏まえ、集約した情報のデータベース化について、どのような対応とすることが適当か。

【参考：現行の取扱い】

- 日本スポーツ振興センターの学校事故例検索データベースでは、死亡・障害の別・種類、性別、発生場所、発生状況等を公表している。

<主なご意見>

- ・事故の再発防止の観点から、報告を受けた事項のうち、個人情報や施設等の名称・所在地を除く情報についてすべて公表する必要ではないか。
- ・日本小児科学会の傷害速報のような事例の公表が必要ではないか。
- ・個別事例の公表については、市町村において公表し、国では全体のまとめと事故防止のための分析結果を公表するなどしてはどうか。
- ・日本スポーツ振興センター等の事故情報データベースとの連携についてどう考えるか。
- ・重大事故は検証、骨折などを除く治療に要する期間が30日以上の負傷は事故の背景や防げなかつた要因、それ以外のものは件数、という形でデータベース化することが考えられる。
- ・児童虐待の検証制度と同様、自治体の検証結果を国にて収集・分析して公表するべき。また、詳細結果の公表とともに、現場ですぐに対応する形式での公表・データベース化をするべき。

○対応方針

- ・国は、報告のあつた事故情報についてデータベース化を行い、個人情報や施設等の名称・所在地を除く情報について、事故の背景が見えるよう、報告を受けてから速やかにホームページで公表する。
- ・データベースのイメージについては、別紙2のとおり。
- ・都道府県・市町村は、報告のあつた事故について事案に応じて公表を行うとともに、防げなかつた要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供する。また、再発防止策についての好事例は、国へ情報提供する。
- ・検証結果の公表については、事故の再発防止のための事後的な検証のあり方の検討の際に検討する。

3. 残された検討課題に係る各論点の検討の視点

以下の論点は年明け以降に改めて検討することとしているが、これまでの議論において示された検討の視点を整理し提示する。

口)事故の発生防止(予防)のためのガイドライン

【次回以降の検討会に向けての視点】

- 「保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について」(平成25年1月18日付け事務連絡)において、事故が考えられる場所、環境整備、事故防止のために必要な配慮事項等について周知している。
- この配慮事項等を踏まえ、特定教育・保育施設、地域型保育事業、認可外保育施設等を通じたガイドラインの作成等を検討することが必要ではないか。
- 事故の発生防止については、事故発生直後の対応が重要。上記ガイドラインの作成に加え、事故発生時の対応マニュアルについて、重点的に検討することとしてはどうか。

<主なご意見>

- ・毎年同じように起こる事故については、その原因となるものの規制が必要ではないか。
- ・施設・市町村における事故対応マニュアルを整備すべきではないか。
- ・平常時は質向上の指導、事故発生時には速やかに事故後への対応にあたるために専門職員を各自治体に配置すべき。

論点3

：事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について

①事故の再発防止のための事後的な検証のあり方について

【次回以降の検討会に向けた視点】

- 他の制度の動向も参考にしながら、検討することが必要ではないか。

(例)

運輸安全委員会、消費者安全調査委員会、医療事故調査・支援センター

- 事故の検証については、
 - ・国への報告対象となる重大事故……都道府県・市町村の役割については今後検討)し、国においては自治体の検証結果を踏まえ全国的な傾向の分析等の検証を実施(死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要)
 - ・重大事故以外の事故……都道府県又は市町村(都道府県・市町村の役割については今後検討)において、必要と認められる場合に実施
 - ・ヒヤリハット事例……各施設・事業者において実施について行うこととしてはどうか。

【参考：現行の取扱い】

- 「保育所及び認可外保育施設における事故防止について」(平成25年3月8日付け通知)により、保育所において死亡事故等の重篤な事故が発生した場合には、市町村において再発防止のための検証を行うよう周知・依頼している。
- 児童虐待による死亡事例等に関しては、事故を分析・検証し、明らかとなつた問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的とする専門委員会が設置され、具体的な改善策が提言されている。

②事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方について

【次回以降の検討会に向けた視点】

- 事故の発生・再発防止のための指導監督や助言など、国、都道府県、市町村の役割分担等について検討が必要ではないか。

<主なご意見>

- 事故の発生に際して、実際に何が起こったかが分からぬ場合が多く、正確性を担保するためにプール・食事中・睡眠中のなどの事故の多い場面については、ビデオによるモニタリングが必要ではないか。
- 検証に関する国・自治体・施設等の役割分担の在り方については、国においては、事例の集約を行い、全国的な傾向を分析し、課題を明らかにする、都道府県においては、個別事例を総合的に検証し、再発防止策を検討する、市町村においては、検証作業に参加・協力することとすべき。
- 児童虐待の検証制度と同様、国・自治体双方に重大事例の分析の責務を法令において規定すべき。併せて、重大事故の検証に関する役割分担や検証方法を示すガイドラインを策定すべき。
- 事故の検証委員会については、事故発生後、なるべく早期に置き、専門家などの外部委員により構成されるべき。
- 事故後の保育士や保護者へのフォローの視点も必要ではないか。
- 新制度の導入に際し、保育事業への多様な主体の参入が想定される（事前規制から事後規制への転換）中、自治体による施設・事業者等の指導監督体制の強化は不可欠と考えられる。
- 指導監督体制の強化のため、「児童福祉行政指導監査実施要綱」について改める必要があるのではないか。

※赤字部分については、現行の事故報告様式から追加した事項
 ※水色着色部分については、第1報として報告を求める事項
 ※事故発生の要因分析については、でき次第報告する

【別紙1】

17

教育・保育施設等 事故報告様式

認可・認可外	施設・事業種別	平成 年 月 日／第 報						
自治体名				施設名				
所在地				開設(認可)年月日				
設置者				代表者名				
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計		
教育・保育従事者数 名			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士 名					
うち常勤教育・保育従事者 名			うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士 名					
保育室等の面積	乳児室	m^2	ほふく室	m^2	保育室	m^2	遊戯室	m^2
事故対応マニュアルの状況	有・無		事故予防に関する研修の直近の実施日		平成 年 月 日			
事故発生日時	平成 年 月 日 時 分頃							
子どもの年齢・性別	歳 ケ月	児	入園・入所年月日		平成 年 月 日			
病状・死因等(既往症)	既往症 :		病院名					
発生時の体制	歳児 名		教育・保育従事者		(保育教諭・幼稚園教諭・保育士 名)			
発生場所								
発見時の子どもの様子								
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。なお、第1報においては、可能な範囲で記入。)	時 間	内 容						
当該事故に特徴的な事項								
発生後の対応(報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む。)								

第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析については、でき次第報告してください。

発生状況欄は適宜広げて記載してください。

直近の指導監査の状況報告を添付してください。

発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載ください。

【データベース掲載用】

事故の概要

--

※ 個人情報に配慮の上、事故の背景が見えるように概要を記載すること。

事故発生の要因分析

要因	分析	再発防止のための改善策
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)		
ハード面 (施設、設備等)		
環境面 (教育・保育の状況等)		
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士の状況)		
その他		

事故発生の要因分析に係る自治体コメント

--

※国に報告をする際に、施設・事業者の要因分析に加え、必要な事項等があれば記載すること。

事故報告様式送付先 ○○省○○局○○課

(F A X : ××-××××-××× Email: abcdef@ghi.go.jp)

教育・保育施設等における事故データベースのイメージ

【別紙2】

報告日	認可・認可外 施設種別	自治体名	所在地	施設名	開設日	代表者	設置者	在籍子ども数			面積			発生時の体制	発生時の体制												
								0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	合計	保育室	遊戯室	マニユアル	研修日	事故発生日時	発生場所	子どもの年齢	性別	入園・入所年月日	病状・完状	既往症	病院名	子どもの年齢	教員・保育士数
1																											
2																											
3																											
4																											
5																											
6																											
7																											
8																											
9																											
10																											

教育・保育施設等における事故データベース(公表用)のイメージ

[別紙2]

認可・認可外施設種別	施設名	事故発生時刻	発生場所	子どもの年齢	性別	発生時の体制	要因分析等ができる次第、随時公表										
							事故概要			ソフト面			ハード面			人的面	
							分析	改善策	分析	分析	改善策	分析	分析	改善策	分析	改善策	分析
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

(参考)

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会について

<別紙>

平成26年9月8日
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
決定

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 名簿
◎：座長

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。
その上で、施設・事業者による対応のみならず、①特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、②類似の事例が発生することを防止する観点から、当該事故情報の公表、分析・フィードバック（周知）、③事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組の在り方等について検討するため、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催することとする。

2 構成

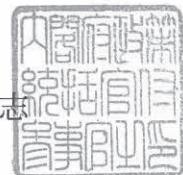
- (1) 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
(2) 検討会に座長を置く。
(3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 3 座務
検討会の座務は、文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課の協力を得て、内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室において処理する。
- 4 その他
(1) 検討会は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができます。
(2) この要綱に定めるもの（ほか、検討会の運営に關し必要な事項は、内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が協議の上、定める。）

府政共生96号
26初幼教第30号
雇児保発0216第1号
平成27年2月16日

各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市民生主管部（局）長
殿

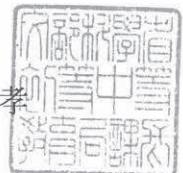
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（少子化対策担当）

長田 浩



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局児童教育課長
淵上



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
朝川 知



(印影印刷)

特定教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

国においては、上記施設・事業者による事故の対応のみならず、①特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、②類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック（周知）、③事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組の在り方等について、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、検討を重ねたところ、今般、重大事故の情報の国への集約の在り方等については、検討会の中間取りまとめ（別紙参照）を踏まえ、平成27年4月1日より下記の取扱いとすることとしたので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）及び施設・事業者に対する周知をお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年1月19日雇児保発0119第1号）は本通知の施行に伴い廃止する。

記

1. 報告の対象となる施設・事業の範囲

- ・特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）
- ・特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）
- ・地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業及び病児保育事業に限る。以下同じ。）
- ・認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業

2. 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）により、事故が発生した場合には速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行う必要があることに留意すること。

3. 報告様式

別紙1のとおり

4. 報告期限

国への第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。

5. 報告のルート

- 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び地域子ども・子育て支援事業
施設又は事業者から市町村（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告することとし、都道府県は国へ報告を行うこととする。
- 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業
施設又は事業者から都道府県（指定都市及び中核市の区域内に所在する施設又は事業者については、当該指定都市又は中核市。）へ報告することとし、都道府県は国へ報告を行うこととする。
※別紙2参照

6. 国の報告先

- 特定教育・保育施設等について
 - ・特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園）については内閣府
 - ・特定教育・保育施設（幼稚園型認定こども園及び幼稚園）については文部科学省
 - ・特定教育・保育施設（保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び保育所）、特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）並びに認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業については厚生労働省
- へ報告を行うこと。
- 地域子ども・子育て支援事業について
 - ・幼保連携型認定こども園で実施する場合については内閣府
 - ・幼稚園型認定こども園、幼稚園で実施する場合については文部科学省
 - ・それ以外の場合については厚生労働省

なお、施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、内閣府、文部科学省又は厚生労働省への報告に加え、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく報告）を行うこと。

内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL : 03-6257-1468 (内線38350)

FAX : 03-3581-2521

E-mail : kodomokosodate1@cao.go.jp

(園の教育活動中の事故について)

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課

スポーツ・青少年局 参事官(体育・青少年スポーツ担当)付

TEL : 03-5253-4111 (内線3136)

FAX : 03-6734-3736

E-mail : youji@mext.go.jp

(その他、通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について)

文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課

TEL : 03-5253-4111 (内線2917)

FAX : 03-6734-3794

E-mail : anzen@mext.go.jp

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線7947)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuanzen@mhlw.go.jp

消費者庁 消費者安全課

TEL : 03-3507-9201

FAX : 03-3507-9290

E-mail : i.syouthisya.anzen@caa.go.jp

7. 公表等

都道府県・市町村は、報告のあった事故について事案に応じて公表を行うとともに、防げなかった要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。また、再発防止策についての好事例は内閣府、文部科学省又は厚生労働省へそれぞれ情報提供すること。

なお、6により報告いただいた情報については、全体として内閣府において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別添】

◎教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間取りまとめについて（平成26年11月28日）抜粋

- ・事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

【別紙1】

特定教育・保育施設等 事故報告様式

認可・認可外	施設・事業種別		地域子ども・子育て支援事業別		平成 年 月 日	/ 第 報
自治体名				施設名		
所在地				開設(認可)年月日		
設置者				代表者名		
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
教育・保育従事者数 名				うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士 名		
うち常勤教育・保育従事者 名				うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士 名		
保育室等の面積	乳児室	m^2 ・ほふく室	m^2 ・保育室	m^2 ・遊戯室	m^2	
		m^2 ・	m^2 ・	m^2 ・	m^2	
事故対応マニュアルの状況	有・無	事故予防に関する研修の直近の実施日	平成 年 月 日			
事故発生日時	平成 年 月 日	時 分頃				
子どもの年齢・性別	歳 ケ月 児	入園・入所年月日	平成 年 月 日			
病状・死因等(既往症)	既往症 :	病院名				
発生時の体制	歳児 名	教育・保育従事者	(うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士名)			
発生場所						
発見時の子どもの様子						
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。なお、第1報においては、可能な範囲で記入。)	時 間	内 容				
当該事故に特徴的な事項						
発生後の対応(報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む。)						

※1 第1報は水色着色部分について報告してください。

※2 第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※3 発生状況欄は適宜広げて記載してください。

※4 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

※5 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

【データベース掲載用】

事故の概要

※ 個人情報に配慮の上、事故の背景が見えるように概要を記載してください。

事故発生の要因分析

要因	分析	再発防止のための改善策
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)		
ハード面 (施設、設備等)		
環境面 (教育・保育の状況等)		
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士の状況)		
その他		

事故発生の要因分析に係る自治体コメント

※国に報告をする際に、施設・事業者の要因分析に加え、必要な事項等があれば記載してください。

事故報告様式送付先：内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

(FAX：03-3581-2521 E-mail:kodomokosodate@cao.go.jp)

<園の教育活動中の事故について>

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

スポーツ・青少年局参事官（体育・青少年スポーツ担当）付

(FAX：03-6734-3736 E-mail:youji@mext.go.jp)

<その他、通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について>

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

(FAX：03-6734-3794 E-mail:anzen@mext.go.jp)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(FAX：03-3595-2674 E-mail:hoikuanzen@mhlw.go.jp)

消費者庁消費者安全課

(FAX：03-3507-9290 E-mail:i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

特定教育・保育施設等 事故報告様式（記載例）

認可	施設・事業種別	保育所	地域子ども・子育て支援事業別	一時預かり	平成〇〇年〇〇月〇〇日／第〇報			
自治体名	〇〇県〇〇市			施設名	〇〇保育園			
所在地	〇〇市〇〇1-1-1			開設(認可)年月日	昭和〇〇年〇月〇日			
設置者	〇〇法人〇〇会			代表者名	〇〇〇〇			
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計		
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
教育・保育従事者数	〇〇名			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	〇〇名			
うち常勤教育・保育従事者	〇〇名			うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士	〇〇名			
保育室等の面積	乳児室	〇m ² ・ほふく室	〇m ² ・	保育室	〇m ² ・	遊戯室	〇m ²	
	〇〇室	〇m ² ・	m ² ・	m ² ・	m ² ・	m ²		
事故対応マニュアルの状況	無		事故予防に関する研修の直近の実施日	実施していない				
事故発生日時	平成〇〇年〇月〇日			15時30分頃				
子どもの年齢・性別	1歳5ヶ月	男児	入園・入所年月日	平成〇〇年〇月〇日				
病状・死因等(既往症)	窒息による低酸素性脳症により死亡 既往症：なし			病院名	〇〇病院			
発生時の体制	1歳児	3名	教育・保育従事者	2名	(うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士)	2名		
発生場所	1歳児クラスのほふく室							
発見時の子どもの様子	おやつを食べている際に、本児が急に泣き出した。保育士が口内のものを出そうとしたが、嫌がっていた。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。背中を強く叩いたが、何も出てこず、段々、泣き声が弱々しくなった。							
(当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。なお、第1報においては、可能な範囲で記入。)	発生状況	時 間	内 容					
	7:30	登園。検温〇度。 本児は普段と変わらない様子で過ごす。						
	14:20	本児ほか2児が寝ている。						
	15:10	午睡から目覚め、おやつを食べる準備をする。						
	15:20	本児はケーキ(〇〇製菓××ケーキ(縦2cm、横2cm、厚さ2cm))をほおばりながら食べるという食べ方をしていた。2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所で他児の世話をしていた。						
	15:25	ケーキを食べた本児がびっくりした表情になった。椅子に腰掛けていて、苦しそうな様子はなかった。その後、急に声を出して泣き出した。保育士が口内のものを出そうとしたが、嫌がっていた。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。背中を強く叩いたが、何も出てこず、段々、泣き声が弱々しくなった。						
	15:33	看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開かせた。背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。						
	15:45	看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であると確認した。						
〇月〇日	看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔等が冷たいのを確認。心臓を確認すると、止まっている様に感じ、心臓マッサージを行う。							
当該事故に特徴的な事項	普段は〇歳児クラスで保育していたが、この日は1歳児クラスと合同で保育していた。							
発生後の対応(報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・園の対応 〇/〇 保育園において児童の保護者と面談 〇/〇 保育園で保護者説明会 〇/〇 理事会で園長が説明 ・市の対応 〇/〇 記者クラブへ概要を説明 							

※1 第1報は水色着色部分について報告してください。

※2 第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※3 発生状況欄は適宜広げて記載してください。

※4 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

※5 発生時の状況図（写真等を含む。）を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

【データベース掲載用】

事故の概要

15:20 本児はケーキ（縦2cm、横2cm、厚さ2cm）をほおばりながら食べるという食べ方をしていた。2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所で他児の世話をしていた。
ケーキを食べた本児が急に声を出した泣き出した。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。

15:25 看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開かせた。背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。
看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であると確認した。

看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔等が冷たいのを確認。心臓を確認すると、止まっている様に感じ、心臓マッサージを行う。

15:33 救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。

15:45 病院到着。意識不明であり、入院。
○月○日 意識が回復しないまま死亡。

※ 個人情報に配慮の上、事故の背景が見えるように概要を記載してください。

事故発生の要因分析

要因	分析	再発防止のための改善策
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	・保育場面の移行期に留意がされておらず、事故防止マニュアルの整備ができていなかった。	・事故防止マニュアルを整備し、研修の実施により職員に周知を行う。
ハード面 (施設、設備等)	・面積基準として、ほふく室の基準3.3m ² は満たしていなかった。	・2歳未満児の1人あたりの面積を3.3m ² 以上確保する。
環境面 (教育・保育の状況等)	・おやつは担当保育士が選んでいたが、おやつを選ぶ明確な基準はなかった。	・おやつ選定におけるチェック体制を強化する。 ・適切な大きさに切り分け提供するなどの配慮が必要な食材であることなど、職員間での必要な情報の共有をする。
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士の状況)	・おやつの際、担当保育士の見守りが十分ではなかった。	・保育者が食事の際の危険性を再認識し、見守りを怠らないように配慮する。
その他	・事故が起こった後に、事実関係の記録が行われていなかった。	・事故が起きた場合には、記憶が鮮明うちにその経過を早期に把握し、特定の記録者が管理、時系列でわかるように整理する。

事故発生の要因分析に係る自治体コメント

身近な事故に対する防止マニュアルを整備してこなかったことから、今回の事件を受けて、事故防止マニュアルの作成をし、市内の全認定こども園、幼稚園、保育所に配布する。

※国に報告をする際に、施設・事業者の要因分析に加え、必要な事項等があれば記載してください。

事故報告様式送付先：内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

(FAX: 03-3581-2521 E-mail:kodomokosodate1@cao.go.jp)

<園の教育活動中の事故について>

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

スポーツ・青少年局参事官（体育・青少年スポーツ担当）付

(FAX: 03-6734-3736 E-mail:youji@mext.go.jp)

<その他、通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について>

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

(FAX: 03-6734-3794 E-mail:anzen@mext.go.jp)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(FAX: 03-3595-2674 E-mail:hoikuanzen@mhlw.go.jp)

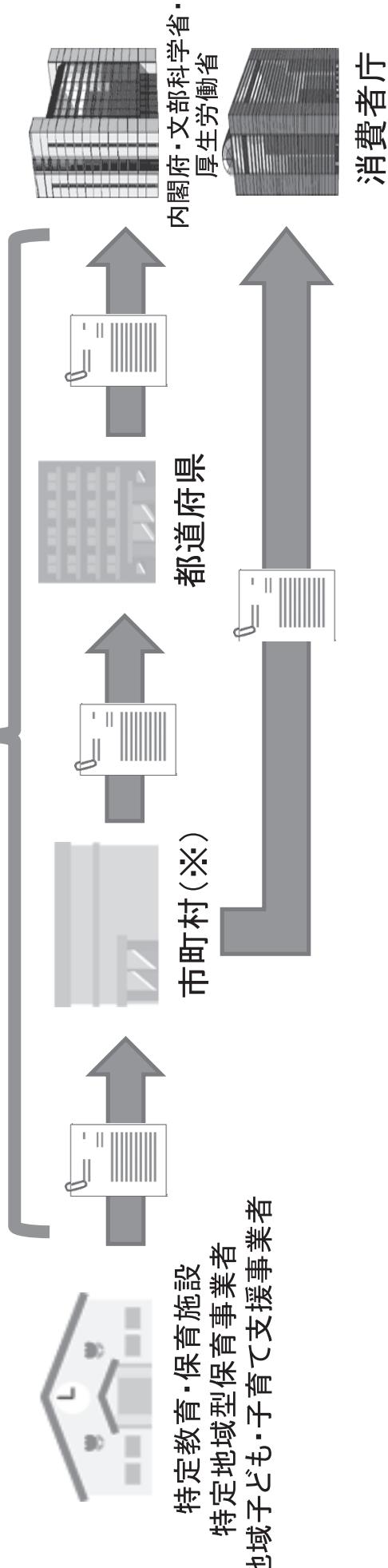
消費者庁消費者安全課

(FAX: 03-3507-9290 E-mail:i.syohisya.anzen@caa.go.jp)

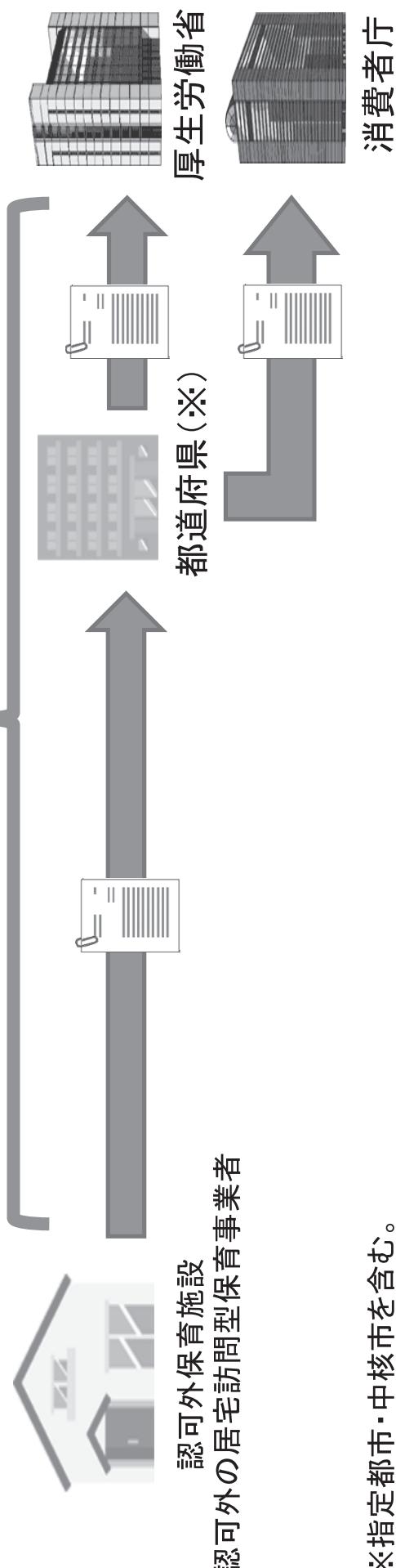
報告の系統

【別紙2】

- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ②第2報：原則1ヶ月以内程度 等



※指定都市・中核市を含む。

平成 27 年度税制改正要望結果について

【概要】

- ・ 子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業等について各種税制の減免措置が講じられるよう要望し、「平成 27 年度税制改正の大綱」（平成 27 年 1 月 14 日閣議決定）において、次のとおり記載されたところ。
 - ・ 今後、関係法案の国会審議を経て正式に決定予定。
 - ・ 詳細については、関係法案の成立後、通知にてお知らせする予定。

【平成 27 年度税制改正の大綱の記載内容】

要望項目	平成 27 年度税制改正の大綱の記載内容
●子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置〔新設〕	<p>【閑税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園・保育所等が給食用に使用する脱脂粉乳に対する閑税暫定措置法の閑税減税措置の対象に小規模保育事業等を追加する。
	<p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内保育事業（利用定員が 6 人以上）の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 ・ 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が 1 人以上 5 人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産（他の用途に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の 2 分の 1 とする措置を講ずる。 ・ 児童福祉法の改正に伴い、同法に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、所要の措置を講ずる。
	<p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内保育事業（利用定員が 6 人以上）の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とす

<p>る措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が 1 人以上 5 人以下）の用に直接供する家屋（他の用途に供されていないものに限る。）に係る不動産取得税について、課税標準を価格の 2 分の 1 とする措置を講ずる。 	<p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
---	--

(※) 幼稚園、認定こども園、保育所等の関係で、個人寄附に係る税額控除の要件の見直し及び教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について記載されている。

【所得税】

学校法人若しくは準学校法人又は学校等を設置する社会福祉法人（以下「学校法人等」という。）に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる学校法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件（いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件）について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が 5,000 人に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が 100 人以上であることとする要件（現行要件）を、その定員の合計数を 5,000 で除した数に 100 を乗じた数（最低 10 人）以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が 30 万円以上であることをとする要件を加える。

(注 1) 上記の「学校等」とは、学校、認定こども園、専修学校、各種学校、保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児通所施設並びに小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。）の事業を行う施設をいう。

(注 2) 上記の「定員」とは、収容定員、利用定員、入所定員、入居定員及び委託児童の定員をいう。

(注 3) 上記の改正は、平成 27 年分以後の所得税について適用する。

【贈与税】

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長する。

- (1) 特例の対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。
- (2) 金融機関への領収書等の提出について、領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、当該領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができる。

(注) 上記②の改正は、平成28年1月1日以後に提出する書類について適用する。

(参考)

【平成26年度税制改正の大綱の記載内容】

(注) 下記内容には、平成26年度施行分及び平成27年度（新制度開始時）施行分が含まれている。

要望項目	平成26年度税制改正の大綱の記載内容
●子ども・子育て支援新制度の施行に伴う <u>幼保連携型認定こども園</u> に対する税制上の措置〔新設〕	<p>【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税】</p> <ul style="list-style-type: none">・收用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の措置を講ずる。<ul style="list-style-type: none">① 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、地方公共団体等の設置に係る幼保連携型認定こども園を加える等の措置を講ずる。・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。<ul style="list-style-type: none">① 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は社会福祉法人に対する寄附金について、幼稚園又は保育所に対する寄附金と同様に、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の対象とする。② 幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする特定公益信託について、認定特定公益信託となる認定の対象とする。

【固定資産税・都市計画税】

- ・認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。

【不動産取得税】

- ・認定こども園の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。

【事業所税】

- ・認定こども園の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。

【相続税・贈与税・登録免許税】

- ・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。

- ① 幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人又は社会福祉法人に対する寄附を、相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象とする。
- ② 幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする認定特定公益信託を、相続財産を拠出した場合の相続税の非課税制度の対象とする。
- ③ 相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、認定こども園を設置し、運営する事業を加える。
- ④ 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が認定こども園の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

【閑税】

- ・幼稚園等において使用する教育用物品に対する免税措置の対象に、幼保連携型認定こども園において使用する教育用物品を加える。
- ・幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳に対する減税措置の対象に、幼保連携型認定こども園において使用する給食用脱脂粉乳を加える。

<p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴う<u>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置〔新設〕</u></p> <p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の用に供する不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【相続税・贈与税・登録免許税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、認定こども園を設置し、運営する事業を行う者を加える。 (2) 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が認定こども園の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。 (3) その他所要の措置を講ずる。 <p>●子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる<u>小規模保育等に対する税制上の所要の措置〔新設〕</u></p> <p>【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、地方公共団体等の設置に係る一定規模以上の小規模保育事業の用に供する施設を加える等の措置を講ずる。 <p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税措置とする措置を講ずる。

<p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【相続税・贈与税・登録免許税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を行う者を加える。 ② 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。 ③ その他所要の措置を講ずる。 <p>【閑税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳に対する減税措置の対象に、小規模保育事業等において使用する給食用脱脂粉乳を加える。 	<p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産を加える。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産を加える。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する施設を加える。
--	--

<p>● 子ども・子育て支援新制度 において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置〔新設〕</p>	<p>【消費税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の施行に伴い、消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、同法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等を加える。
--	--